

天野真志
AMANO MASASHI
松下正和
MATSUJITA MASARAZU

編

地域歴史文化の まもりかた

災害時の救済方法とその考え方

How to Preserve Local Historical Culture
Methods and Ideas for Rescuing Materials during Disasters

日高真吾 / 大林賢太郎 / 山内利秋 / 阿部浩一 / 市沢 哲

英語監修: 根本峻瑠

文学
通信

目次

- 004 **ご挨拶** 奥村 弘 (神戸大学大学院)
- 006 **はじめに** 天野真志 (国立歴史民俗博物館)

第1部 資料救済の前提

- 011 **第1章 災害発生時における地域と資料** 天野真志
- はじめに／1. 災害対策の経過／2. 災害対策の実務と担い手／3. 資料救済の目的と到達点／おわりに
- 021 **第2章 資料救済に関わる人びと** 松下正和 (神戸大学)
- はじめに／1. 広域連携体制の整備状況／2. 県内の整備体制／3. 多様なセクターとのつながり／おわりに

第2部 資料救済・保存の考え方

- 035 **第3章 紙資料の救済** 天野真志
- はじめに／1. 被災紙資料の救出／2. 状態の把握と一時保管／3. 被災紙資料の応急処置／おわりに
- 049 **第4章 写真資料の救済** 松下正和
- はじめに／1. 写真資料の救出と一時保管／2. 被災写真資料の処置／おわりに

- 061 **第5章 民具の救済** 日高真吾 (国立民族学博物館)
はじめに／1. 被災民具の救出活動／2. 一時保管と整理・記録／3. 被災民具の応急処置／おわりに

- 075 **第6章 美術資料の救済** 大林賢太郎 (京都芸術大学)
はじめに／1. 日本の書画の素材構造／2. 美術資料の被災／3. 被災時の安定化処置／4. 安定化処置事例 (大船渡市C家の襖)／おわりに
[COLUMN] 本格修理

第3部 資料救済への備え方

- 101 **第7章 救出のシミュレーション：行動計画** 山内利秋 (九州保健福祉大学)
はじめに／1. 災害に備えたシミュレーション／2. 今後の展開

- 115 **第8章 救済方法のシミュレーション：
災害対策の実務を考える** 天野真志
はじめに／1. 目的／2. 準備／3. 実践／おわりに～失敗を経験して検証する～

- 125 **第9章 地域とのコミュニケーション** 阿部浩一 (福島大学)
はじめに／1. ふくしま史料ネットの発足と直面した課題／2. ふくしま史料ネットの展開／3. 市民ネットとしてのそうま歴史資料保存ネットワークの発足／おわりに

- 135 **第10章 歴史資料保存活動と「専門知」** 市沢 哲 (神戸大学)
はじめに／1. 専門知の現在／2. 「生活」と専門知／3. 歴史資料の保全活動が目指すもの／むすびにかえて

- 146 **おわりに** 松下正和・天野真志

- 148 **執筆者一覧／List of Authors**

ご挨拶

■ 奥村 弘（神戸大学大学院）

本書は、科学研究費助成事業（特別推進研究）「地域歴史資料学を機軸とした災害列島における地域存続のための地域歴史文化の創成」（研究代表者奥村弘 課題番号：19H05457）の重要な成果をなすものである。

阪神・淡路大震災以降、私たちは地域歴史資料学の全国的な共同研究を展開させてきた。その中で現代日本において打ち続く大規模自然災害だけでなく、グローバル化の進展による社会構造の大変動による人口の減少や都市を中心とした流動化の拡大、高度経済成長以来の価値意識の変化等により、地域社会を支える地域歴史文化の継承が急速に困難となっているとの危機意識を一層強めた。

人文社会科学において歴史資料・現代資料による実証的研究は、その基礎をなすものであり、地域歴史資料の保存活用はその前提となるが、資料の保存と継承が持つ社会的価値をその社会が認識しないかぎり資料は滅失してしまう。そのような社会環境の下では、歴史資料の活用を前提とする研究は弱体化し、そのことが歴史資料保存に対するさらに市民の意識を弱め、資料の滅失を一層拡大するという、悪循環を生みだす。いまだ学術的認知を受けていない歴史資料を保全するためには、研究者コミュニティ自身が地域住民と共同し、地域歴史資料の市民社会での価値を発見、価値づけることが必要であり、そのための新たな方法論と研究分野が必要であるとの関係者間の共通認識が、本研究開始の背景にあった（奥村弘編『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年）。

このような市民社会形成の基礎学として地域歴史資料学のあり方は、大学を中心とした専門知と地域社会を基盤とした社会知を関連づけ、戦後の日本社会を支える市民的価値の形成を進めていくことを目指した第二次大戦後の

日本の歴史学の課題を引き継ぐものでもあり、大規模自然災害への対応を通じた実践的研究の中で、その内容が豊富化されてきたものである（奥村弘『大震災と歴史資料保存—阪神・淡路大震災から東日本大震災へ』吉川弘文館、2012年）。

本研究では、この点を重視し、実践的研究のリーダーである天野真志・松下正和が中心となって、大規模自然災害時における歴史資料救済活動の実践的手法、地域歴史資料の防災・減災についての考え方を集約し、分析を進めてきた。本書では、その成果として、具体的な大規模災害の場で実践活動の手がかりとなるよう体系的な考え方を提示するものである。日本各地で活用していただくとともに、皆様からご意見をいただき、より良いものにしていきたいと考えている。

なおこのような日本での動向は、世界的な規模での社会変動と呼応しており、世界各地の歴史学や歴史資料保存の新たな動向とも関係性を持つものである。これについては、本科研グループによる、シヨンコイ・ガーボル、奥村弘、根本峻瑠、市原晋平、加藤明恵『ヨーロッパ文化遺産研究の最前線』（神戸大学出版会、2023年）を参考にいただければ幸いである。

はじめに

■ 天野真志（国立歴史民俗博物館）

■ 地域住民を主体とした被災資料の救済活動を広げていくために

自然災害が多発する現代社会において、災害対策は宿命的な課題である。自然災害は、人命や人びとの生活のみならず歴史文化に関わる多様な事物にも大きな被害を与え、被災した諸資料の救済活動が各地で実施されている。大規模災害が頻発し、今後も多くの地域が被災の危険性を抱えるなか、各地に伝わる多様な歴史文化資料の災害対策が議論されている。特に、各地の「資料ネット」に代表される地域を主体とした歴史文化の保存・継承活動は、災害時における資料の救済活動を積極的に展開している。そのなかで、破損や水濡れなど、通常とは異なる取り扱いが求められる被災資料についても、その対応をめぐりさまざまな試行錯誤が行われてきた。

これまで、阪神・淡路大震災から東日本大震災を経て現在に至るまで、被災資料救済の対応に関わる救済技術の紹介やマニュアルが多数提示されている。災害対応経験を通したこれらの成果は、詳細な応急処置法や修復技法や具体的な機器等が多数紹介されているが、被災の状況は地理的状況や災害程度等によって大きく変容し、救済対象となる資料の状態も一様ではない。そのため、これまでの災害対応実践を踏まえた対策を行うためには、具体的な実践事例に基づいた、災害対策の考え方を提示することが求められる。被災した資料と対峙するなかで、どのような目的の下で何を考えるべきなのか。またいかなる観点に基づいて観察し、どこまでの対応策の検討が必要になるのか。被災資料との向き合い方、具体的な対応策の検討や技術選択の考え方を示すことは、地域住民を主体とした被災資料の救済活動を広げていくためにも重要なテーマである。

以上の課題を踏まえ、本書では被災地域での活動を想定した救済活動について、被災資料を発見してから一時保管・応急処置に至るまでの対応策、および技術選択を判断するための考え方と、地域歴史資料の防災・減災についての考え方を提示する。災害対策の進展に伴い、被災対応に関する膨大な事例が蓄積され、具体的な技法が各所で公開されるなか、本書の企画に際して重視したのは、以下の2点にある。

■ 災害対策の目的・考え方を整理する

1点目として、災害対策の目的・考え方を整理することである。前述の通り、歴史資料の救済に関する多様な事例が蓄積され、技術開発やマニュアル策定が各所で進められており、資料保存という取り組みのなかで災害対策は重要なテーマとして認知されつつあるといえる。その反面、詳細な技法が多数紹介されるなかで、それらがいかなる場面で有効な技術であるのか、何を目的にどの程度処置を施すべきなのか、といった実践に向けた情報整理は大きな課題となっている。被災した歴史資料を取り扱うのは、必ずしも保存・修復技術に精通した専門家とは限らない。特に日本の場合、自治体職員や地域住民等が初期対応を担う場面も珍しくなく、多様な担い手が技術選択や到達点の設定などを設定することも多い。そうした状況を踏まえ、膨大に蓄積された情報のなかから技術を選択し、適切な措置を施すための留意点を整理することは急務の課題でもある。すなわち、災害対策としての資料保存を実務面から整理し、具体的な作業工程や到達目標を設定するための考え方を提示すること、これが本書で目指す第1の目的である。

■ 災害対策への備え方・対話の目的を整理する

2点目は、備え方・対話の目的を整理することである。災害対策は資料を保存・継承する上で一つの局面である。災害現場から資料を救済し、消滅の危機を脱することは、資料保存における大きな目的であるが、中長期的視野で保存・継承を考えた場合、資料に対する物理的なアプローチにとどまらず、

資料をとりまく人や社会との関わりを検討することが求められる。特に近年では、専門家・専門知の市民社会との関わりが注目され、資料保存・継承の現場においても、多様な専門家が資料救済の現場や保存・継承の過程で人びとといかなるかたちで対話を重ねていくかが模索されている。本書では、資料をとりまく人と地域との関わりに注目し、救済から継承に至る経過のなかで実践を重ねるいくつかの取り組みを通して、社会のなかで活用される専門知のあり方について考えることを課題としている。

■ 実践活動の手がかりに

本書は3部によって構成している。第1部「資料救済の前提」では、災害時における諸方との連絡・連携について、地域をとりまく関連組織・団体との向き合い方を紹介する。第2部「資料救済・保存の考え方」は、紙資料・写真資料・民具資料・美術資料を対象として、被災資料を救済するために、緊急対応として求められる到達点と保存のための留意点などを提示する。第3部「資料救済への備え方」では、災害に備えたシミュレーションや地域とのコミュニケーションの目的を紹介する。地域社会の存続に向けて、さまざまな専門知識・技術の活用や多様なアクターとの連携が模索されるなか、歴史文化の継承に関しても多様な「専門知」と「社会知」を導入した地域実践が進められようとしている。災害多発期における現代社会において、地域の履歴をいかなるかたちで守り伝えることができるのか。本企画が各地域における歴史文化の保存と継承に関する実践活動の手がかりとなることを期待する。

なお、本書には、各章で紹介した事象を幅広く伝えるために、英訳版もあわせて掲載している。これまで国内で取り組まれてきた取り組みが、国際的にいかなる事例として捉えられるのか、今後の議論を期待して企画した。資料保存・継承の国際的連携の一助となれば幸いである。

第 1 部

資料救済の前提

第1章

災害発生時における地域と資料

▣ 天野真志（国立歴史民俗博物館）

はじめに

我々は、地震や風水害などのさまざまな自然災害と向き合いながら生活している。多発する自然災害との対峙は、地域社会をとりまくあらゆる方面で検討と実践が行われているが、歴史や文化に関する分野でも、いかにして各地に伝来する資料を守り伝えるかが検討されている。

地域に伝来する歴史的・文化的なものは多様である。具体的には、古文書こもんじょと総称される文字記録や掛軸などの美術資料、人びとの生活文化を理解するための民具などが想起されるが、近年では写真や音声・動画といった視聴覚記録も地域の歴史文化情報として注目されている。これらの存在は、「文化財」や「文化遺産」、「歴史資料」など、さまざまな言葉で呼ばれているが、ある一定の空間において歴史的・文化的価値を共有・共感されたモノを捉える点で共通している。本書では「歴史資料」ないし「資料」と呼ぶが、資料の捉え方に関して、近年では「地域歴史資料」という考え方が広がりつつある。「地域歴史資料」とは、資料そのものだけでなく、資料に関与する主体や経緯に注目し、地域という空間で人びとが「歴史資料」なる存在を認識していく取り組みを検討・実践するものとして理解される。こうした視角を念頭に置くなら、地域に伝わるさまざまな資料を地域が主体となって保存・継承するための方法が必要となり、特に自然災害などで歴史資料が危機的な状態に陥った際に実践するための具体的な対応策が求められるだろう。

以下では、各地域における歴史資料の災害対策について、これまでの経過を概観し、地域を主体とした資料救済の考え方について検討してみたい。

1. 災害対策の経過

自然災害の発生にともない、被災地の救援に向けた諸活動が行われる。歴史文化の災害対策として行われるのが資料の救済活動であるが、これらの活動は、主に人命救助やライフラインの復旧活動など、生命や人びとの生活に直結する救援活動が落ち着きを見せ始めた頃から本格化する。被災から一定の期間が経過して救出される資料の多くは、破損や水濡れ等により劣化・消滅のリスクを多分に抱えていることが想定される。そのため、がれきの撤去や清掃活動の過程で廃棄されることも少なくないが、国宝や重要文化財といった象徴的な存在だけでなく、地域に伝わる多様な資料をこうした危機的な状況から救い出し、地域住民等と協働して守り伝える取り組みが実践されている。

日本においてこうした取り組みの重要性が強く提起されたのは、1995年阪神・淡路大震災を直接の端緒とする。文化庁を中心とするレスキュー事業が展開する一方で、個人宅など民間に伝わる多様な資料の救済が課題となり、ボランティア活動として地域の資料を守り伝える取り組みが目指される。この後、各地で災害が多発するようになると、同様の取り組みが各被災地で実践され、「資料ネット」と総称される活動が全国に広がっていく。

地域を主体とした災害対策の実践について、資料ネットなどを中心に行われたいくつかの事例を確認し、地域における活動の傾向と特徴を考えてみたい。「資料ネット」活動のなかで具体的な資料の救済方法が議論されるようになるのは、2004年頃からである。2004年台風23号が通過して各所に被害が発生した兵庫県では、歴史資料ネットワークが被災地調査を実施し、その過程で確認された水濡れ資料の救済活動を行っている。この活動は、主に個人宅に伝来した古文書等紙媒体資料が対象とされ、神戸大学文学部を拠点として関西圏の大学生や自治体関係者、博物館学芸員、地域住民によるボランティア活動として対応が行われた（松下正和・河野未央編『水損史料を救

う』岩田書院、2009年)。

2005年に台風14号が各地を襲うと、宮崎県延岡市^{のべおかし}において個人宅に伝わる写真資料の救済活動が行われている。救出されたのは1940年代以降の写真類であり、固着部の展開と乾燥作業に加え、デジタル化による画像の保存が行われている(山内利秋「台風被害にあった写真資料の保存と修復について」『文化財情報学研究』4、2005年、山内利秋・増田豪「宮崎県における文化資源災害救助対策の現状と課題」『九州保健福祉大学研究紀要』8、2007年)。このときの活動を契機として宮崎歴史資料ネットワークが設立し、宮崎県域における資料保存・継承のための活動が組織されている。

その後、いくつかの水害における資料救済の取り組みが確認されるが、これらの活動で大きな転機となったのが、2011年東日本大震災であろう。東日本太平洋沖各地における津波被害は、膨大な地域資料に深刻な被害もたらした。この災害によって博物館等の収蔵施設にも被害が発生し、被災地域に対して歴史・民俗・考古・美術など、歴史文化に関わるあらゆる分野にわたる救済活動が展開した。また、劣化・消滅の危機に瀕する資料に対して多様な専門家が検討を重ね、被災資料に対する具体的な実践が進められた。そうしたなかで各地の資料ネットでも個人宅に伝わる資料を中心に救済活動を実



図1 2018年西日本豪雨時における広島での活動(2018年7月30日撮影)

施し、資料の保存・継承に向けた模索が進められた。特に資料ネットの取り組みでは、地域住民を含む多様な人びとによって救済活動を展開し、地域を主体として資料を救い出し、守り伝えるための対話と実践が重視されている[図1]。

東日本大震災以降、2015年の関東・東北豪雨や2016年熊本地震、2018年西日本豪雨、2019年東日本台風など、各地で大規模な豪雨・台風被害が多発している。これらの被害と対峙し、各地で多発する地震や風水害でも資料ネットの取り組みが実施され、現在に至るまで資料の継承に向けた模索が続けられている。

2. 災害対策の実務と担い手

2.1. 「レスキュー」の展開

災害時における資料救済活動は、「レスキュー」と表現されることが多い。1995年阪神・淡路大震災頃より、被災地からの資料救済活動が「文化財レスキュー」と呼ばれるようになり、2011年東日本大震災以降こうした呼称が定着しつつある。近年用いられる「レスキュー」は、単に危険な場所から資料を救出する行為にとどまらない。例えば建石徹は、「文化財レスキュー」を、「被災時の文化財救出活動のうち、主に動産文化財等を対象として、被災地から救出・輸送し、保管（一時的な保管を含む）し、必要な応急処置をるところまで」と定義している（建石徹「文化財レスキューとその活動」、高妻洋成・建石徹・小谷竜介編『入門 大災害時代の文化財防災』同成社、2023年、p.43）。この考え方は、東日本大震災時に実施された「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」が、「緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う」ことを目的に掲げて活動したことを背景としており¹、以後の災害対策でもこの認識が継承されている。

津波被害や台風・豪雨による浸水被害が多発する状況のなか、近年の「レスキュー」活動では、安全な場所への移動のみで救済活動は完結し得ず、資

料を水濡れ被害などの危機的な状況から脱することが目的とされている。

では、一連の活動はどのような主体が担っているのだろうか。東日本大震災のような広域にわたる被害が発生した場合、全国規模での包括的な対応が行われるが、局地的な災害に関しては、一般的に各自治体や近隣博物館、大学等が中核となって活動が進められる。特に「資料ネット」に象徴される活動では、主に大学教員や博物館学芸員、アーキビストなど多様な領域の専門家に加え、地域住民やその地域に関わりのある人びとによって構成される。専門領域にとらわれず、地域住民との対話を通して多様な価値観に注目した地域歴史文化の調査・保存・継承を目指す取り組みが「資料ネット」の特徴といえる。反面、各地の「資料ネット」には必ずしも保存や修復に関する専門家が存在しているわけではなく、被災資料の取り扱いに関しては試行錯誤が続けられている。大規模な資料群が被災した場合、膨大な被災資料の対応に際して作業者が求められるが、多くの場合市民ボランティアなどにより作業が進められている。これらの蓄積を通して、被災直後から一時保管に至る対応過程が多数報告されており、一連の経験を踏まえた災害対策の実務に関する到達点と課題の整理、今後の対策に備えた提起が求められている。

2.2. 災害対策の広がり

東日本大震災以降、資料救済の取り組みはいくつかの転換を迎える。その一つに、保存・修復の専門家による積極的な地域活動への関与があげられる。もちろん、それまでも民俗資料や美術資料などを中心に、専門家を主体とした地域資料の救済は盛んに行われていたが、資料ネットや地域住民などと連携した救済活動の実践は、東日本大震災以降多様な広がりとして確認することができる。

例えば、彫刻文化財の保存修復を専門とする岡田靖は、東日本大震災時に地震や津波により損傷・崩壊した地域に伝来する仏像類の救済活動を被災地で実施した。その際岡田は、仏像の修復を行う際、資料を工房に移動するのではなく、現地で修復作業を実施し、修復の過程を一般公開して地域住民と共有する方法を採っている。この目的について岡田は地域のシンボルとしての仏像が修復されていく過程を、被災地の復興過程とリンクさせながら感じ

てしてもらふことを挙げる（岡田靖「東日本大震災における彫刻文化財の被災後の対応と被災前の対策について」『東海国立大学機構大学文書資料室紀要』29、2021年）。被災からの復旧・復興過程で地域住民と救出資料の内容を確認しながらその地域的意義を共感するこうした取り組みは、被災民具の救済活動でも行われ（加藤幸治『復興キュレーション』社会評論社、2017年）、被災資料から地域資料へと位置づけ直す営みとしても注目される。

また、救済活動が具体化・多角化しつつあることも、近年の特徴として指摘できるだろう。「レスキュー」の範囲が一時保管に至る救済活動の総体を指す行為と規定されると、地域を拠点とした一連の活動も、被災資料に対する具体的な対応が模索されるようになる。特に、多くの実践が行われる古文書などの紙資料に関しては、東日本大震災の経験を踏まえた取り組みが各地で行われ、水濡れ資料の乾燥やカビ・臭気対策、固着した資料の対応などさまざまな課題への模索が進められる。これらの活動は、保存・修復の専門家の指示に基づく場合もあるが、多くは自治体の文化財担当者や博物館学芸員、大学教員、地域住民が中心となることが多く、資料ネットなどを主体としたボランティア活動として実施されている。

3. 資料救済の目的と到達点

これまで確認したように、地域を主体とする近年の資料救済の活動は、保存・修復の専門家に限定されない人びとが主体となる場合が多い。そのため、高度な技術や専門的な機器を用いない形態が各所で模索・実践されているが、対象となる資料の被災状況によって対処すべき課題は一様ではない。これまでに、被災地域の状況や対応人員の性格に応じて多様な実践例が報告されており、経験に基づいたマニュアルなども多岐にわたる。これらを概観すると、同じ言葉を用いているがその目的や手段が異なる場合も散見され、「レスキュー」に含まれる活動の経過やその到達点が必ずしも共有されているわけではない。「レスキュー」という活動を、被災地対応に関わる現場作業の総称として理解し、これまでの取り組みを今後の災害対策に向けた実践例として検証するためには、「レスキュー」で求められる作業の考え方を含めて

整理する必要がある [図2]。

「レスキュー」の過程で重要な作業となるのが応急措置（処置）である。この目的については、日高真吾が次のように明示している。

応急措置は、被災した文化財の劣化を食い止めるための作業であり、次の段階である本格修復までの間をつなぐための処理である。同時に前述してきた一時保管場所を清浄に保つためにも重要な作業である。

（日高真吾「大規模災害時における文化財レスキュー事業に関する一考察」『国立民族学博物館研究報告』40-1、2015年、p.39）

これによると、応急措置とは「本格修復」を検討・実施するまでの一時的な対応であり、資料の劣化進行を抑制することに加え、保管される空間の環境維持も射程に収めている。ここでは、修復を行うための事前対応として応急措置が位置づけられ、修復行為とは明確に区別されるものとして捉えている。そもそも、「レスキュー」という言葉に象徴されるように、災害対策の過程ではあくまで緊急的な措置が念頭にあり、資料の解体・洗浄などを伴う修復行為は必然ではない。しかし、頻発化・激甚化する近年の自然災害は「レ



資料が当面する消滅および急速な劣化の回避

図2 「レスキュー」のイメージ

スキュー」を長期化させる傾向にあり、長期間一時保管が求められるなかで応急措置の範疇を超えた作業が実施される場合も確認される。

では、応急措置では、いかなる状態に資料を導くことが求められるのだろうか。被災地域では多様な媒体の資料が大量に被害を受けるため、すべての資料を即座に完全な状態に戻していくことは現実的ではない。そのため被災現場では、より多くの資料に対して応急的な処置を施し、資料の急速な劣化を回避・抑制する手段を講じることが要請され、その後に想定される活用・継承のための保存・修復に移行するための作業計画の立案・実践が重要となる。代表的な資料に関する具体的な方法などについては第2部の諸論考を参照されたいが、ここではその応急措置に関わるいくつかの点を整理しておきたい。

まず、応急措置の目的についてである。対象となる資料によって程度の差はあるが、基本的には資料の劣化進行を抑制することが第一の目的とされる。すなわち、災害等によって資料にもたらされる深刻なリスクを除去することが課題となる。例えば、水損被害を受けた資料に対しては、水濡れ状態を脱することが第一の目的となり、冷凍による一時的処置や乾燥に向けた対応が求められる。また、地震による倒壊・破損被害に際しては、破損した部品の回収や破損部の確認が想定されよう。

次に、応急措置の到達点であるが、どの程度までを応急措置として対応するかは、各地の取り組み状況によって異なっている。応急措置の段階は、あくまで一時的な処置と位置づけ、資料の形状変更を伴わない乾燥作業やカビ等劣化要因の抑制に注力し、一時保管空間に安置するための簡易なクリーニングにとどめることが理想的状況であろう。より具体的には、2～3年程度の一時保管に耐えうる状態に導くことが、応急措置の到達点として理解されるだろう。しかし、東日本大震災に代表される大規模被害時には、広域におよぶ被害によって「レスキュー」活動が長期化し、結果として一時的な処置にとどまらない処置が応急措置の段階で実施されている。なお、この点に関連して、東日本大震災以降「安定化処理」という用語が使われることがある。「安定化処理」とは、応急措置の範疇を超えた、修復行為にも踏み込んだ処置を想定した行為であり、大規模災害により修復作業に至るまで

の長期的な一時保管が求められる状況のなかで生じた措置と捉えられる。特に、美術品などのように、救出段階からある程度の専門的技法や知識が要求される資料を想定した概念と捉えられることができよう。こうした理解を前提として、本書では、基本的に「安定化处理」ではなく応急措置の段階を想定し、実践とその考え方について紹介していく。

以上のように、「レスキュー」として捉えられる活動は、救出とその後の対応としての応急措置、一時保管の3段階が想定される。そのうち応急措置については、将来的な修復を見通した一時的な対応とすることが原則となるが、被災状況や資料の性質によって、場合によっては修復に関わるような解体・洗浄行為を含む場合が発生する。この点に関しては、「応急措置の在り方を考える場合、被災した文化財の状態の安定化だけを求めるのではなく、その後の活用も視野に入れながら実施する、文化財の保存修復の方法論も取り入れた応急措置の在り方を模索する必要があると考える」との指摘があり²、技術的な議論に終始せず、資料が置かれる社会的環境に即した考え方を議論する必要性が提起されている。そのためには、活動主体のなかで資料を遺し伝える目的や認識を共有し、活動の到達点を協議・確認しておく必要があるだろう。

おわりに

本章では、災害対策としての資料保存について、その経過と現況を確認し、災害時における資料の「レスキュー」活動について整理した。個人宅など地域に伝来する資料の多くは、蔵や物置など、必ずしも安定しない保存環境下で管理されることが多く、また金銭的にも修復・保存に関わる公的支援を受けづらい傾向が看守される。こうした資料が被災した場合、多くの場合で資料ネット等のボランティア活動が主体となって「レスキュー」が実施される。地域の自治体や博物館等による活動でも、対象となる資料を熟知した専門家が配置されているとは限らず、「レスキュー」活動においては、専門家以外の人が主体となって対応を余儀なくされることが多々発生する。そうした状況に備えるためには、まず資料の「レスキュー」に関する基本的な考え

方を認識しておくことが必要となる。また、処置に関わる専門的知見を有する分野や専門家の存在を理解することも重要となろう。

注

- 1 2011年3月30日付文化庁次長決定「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要綱」https://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/pdf/bunkazai_rescue_jigyo_ver04.pdf（2023年12月25日最終閲覧）
- 2 日高真吾「大規模災害時における文化財レスキューの課題」（『国立歴史民俗博物館研究報告』214、2019年、p.50）

参考文献

- ・奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』（東京大学出版会、2014年）
- ・松下正和・河野未央編『水損史料を救う』（岩田書院、2009年）
- ・日高真吾『災害と文化財』（千里文化財団、2015年）
- ・天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』（文学通信、2022年）
- ・高妻洋成・建石徹・小谷竜介編『入門 大災害時代の文化財防災』（同成社、2023年）

第2章

資料救済に関わる人びと

■ 松下正和（神戸大学）

はじめに

第1章でも述べられているように、資料救済は、必ずしも文化財の取り扱いや資料修復などの専門家だけが関与するものではない。特に各地の史料ネットが主に救済対象としている民間所在資料の場合は、大学や行政の文化財関係者のみならず地域住民や被災地外のボランティアを含む多様な人びとによってレスキューが行われる。

現在の日本は人口減少や高齢化が加速し、自然災害も頻発するようになり、資料救済の担い手が少なくなりつつある中で、対応すべき資料救済の事案は増加する一方である。このように限られた人的・金銭的・物的資源の中でいかに効率的に資料救済を行うかが課題となっているのが現状である。資料レスキューの技術論や効率論とともに、資料を残してきた人びとや地域社会が今後も存続するための方策も見据えた上で、資料救済を位置づける必要があるのではないかと。

よって、本章では、1995年の阪神・淡路大震災を契機として設立されたボランティア団体である歴史資料ネットワーク¹（事務局：神戸大学文学部内）や兵庫県内での活動を中心に、災害発生時にはどのような関連機関や団体、人びととの連携の中で、資料救済が行われてきたのか、またとりわけ文化財指定がなされておらず、被災時に公的支援を受けにくい、民間に所在する多様な資料を含む私有財産としての「未指定文化財」の保全と活用をめぐ

る現状と課題について、大学に身を置く立場から述べてみたい。

1. 広域連携体制の整備状況

1.1. 全国的な文化財・被災資料救援体制の進展

1995年阪神・淡路大震災を契機に「歴史資料ネットワーク」が成立して以降、大規模災害が全国で発生するたびに、また災害前の備えとして、現在では30団体を超える資料ネット組織が全国各地に設立され（天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』文学通信、2022年）、2015年度以降は、「全国史料ネット研究交流集会」を開催し、各地の資料ネット相互の情報交換とネットワークの構築を進めている。また東日本大震災時に結成された文化財救援レスキュー事業でのつながりを元にして、歴史資料ネットワークも含むさまざまな文化遺産に関係する27団体（2023年6月段階）が参加する「文化遺産防災ネットワーク推進会議」が結成され、日常時から情報共有を図り、災害発生時には救援活動を迅速かつ効果的に行うネットワークを構築している。2020年には独立行政法人国立文化財機構の本部施設として文化財防災センターが設置され、文化財防災の体制作りや技術開発、発災時の救援活動の支援を行っている（高妻洋成・小谷竜介・建石徹編『入門大災害時代の文化財防災』同成社、2023年）。さらには、国立歴史民俗博物館を主導機関とする人間文化研究機構は、東北大学や神戸大学とともに、「歴史文化資料保全の大学・共同利用機関ネットワーク事業」を立ち上げ、各地の史料ネット等と連携し、災害時の相互支援体制や広域ネットワークの構築を進めている。このように全国的な支援体制がさまざまなレベルで作られており、災害で被災するさまざまな文化財や資料に対応するための体制や、全国の組織をつなぐネットワーク化は、阪神・淡路大震災発生時と比して、格段に進展している。天災・人災ともに多様化・複合化する災害に対応するためにも、今後も多様な分野からなる災害関連のネットワーク化が必要になってくると思われる。

また広域連合の枠組みを利用した文化財などの救援体制も構築されつつある。例えば、2013年にはすでに中国・四国地方の9県並びに広島市及び岡

山市が「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」を策定している。また、関西では南海地震を想定し「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」が2018年に策定されている。基本協定構成府県は、福井・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・徳島及び関西広域連合（鳥取を含む）となっている（下線部は関西広域連合構成団体）。東日本大震災でも明らかになったように、大規模災害時には被災県のみでの災害対応は困難であり、複数県にまたがる支援体制の役割が大きくなる。例えば兵庫県では、当時の近畿2府4県の教育委員会による相互支援の枠組みを用いて、2004年台風23号により被災した兵庫県豊岡市・日高町の水損資料の真空凍結乾燥処理が滋賀県立安土城考古博物館によって行われたこともあった（松下正和・河野未央編『水損史料を救う 風水害からの歴史資料保全』岩田書院、2009年）。

このように広域連合を基盤とする総合的な計画の元に、文化財に関する個別の計画の策定が進みつつあり、実際に広域支援も行われている。今後は未指定文化財の分野においても、各地の資料ネットによる発災時にカウンターパート式の支援の仕組みがさらに整備されることを期待したい。

1.2. 未指定文化財の保全に関する連携体制の課題

先述のように全国各地に資料ネットが設置され、毎年「全国史料ネット研究交流会」が開催されるようにはなっているが、実際に大規模災害が発生した際に、個々の資料ネットでは情報集約は行っているものの、未指定文化財の被害情報を集約し、被災地への人的・物的・金銭的支援やノウハウを効率よく提供するためのプラットフォームはいまだにない。もちろん、個々の資料ネットによる被災地支援を否定するものではなく、また中小規模の災害は各地の資料ネットが主体になり活動することが望ましい。ただ大規模災害が発生した場合に、各地の団体が別々に被災地に情報提供を求めることを行えば、被災地の行政などは度重なる問い合わせの対応だけで過度の負担を強いられる恐れがある。特定の資料ネットが情報集約のセンターになるなど、場合によっては被災地の負担が少なくなるように連絡窓口を一本化することも考える必要がある。

人命救助や避難所対応、ライフラインの復旧が一段落し、被災地の文化財担当職員が本来の文化財対応業務に戻った際に被害調査・復旧活動をしやすくなるよう、被災地外の史料ネットはそれまでに後方支援体制を整備することも必要であろう。具体的には、被災地の資料所在情報や被害状況の把握、レスキューノウハウを持つ人材や応急処置に使用する物品の用意、補助金や募金などを利用した活動資金の確保、被災資料の受け入れ（応急処置・目録作成など）などがある。またの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を契機として、Zoom や Microsoft Teams、Google Meet などのオンライン会議が普及したこともあり、必ずしも直接的に被災地入りをしなくても可能な支援内容が増えてきている。公共インフラに比べ、文化に関わる復興は長期的なものとなる。特に大規模災害時には、後方支援を含めた長期的な支援体制を構築することで、現地入りができない人びとも含めた多様な関与を引き出すことができるのではないだろうか。

2. 県内の整備体制

2.1. 都道府県・市町村の地域防災計画内の未指定文化財対応

災害対策基本法で定める国の防災基本計画と関連し、都道府県の地域防災計画や市町村の地域防災計画がある。以前にも、地域防災計画の中に文化財保護の項目を盛り込み、災害復旧時において、被災文化財等の保全を復興業務の一環に位置づけることの重要性を指摘したことがある（松下正和「民間所在史料保全のためのネットワーク形成」奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』東京大学出版会、2014年）。近年は、指定文化財のみならず、未指定文化財に対しても、所在情報の把握や目録作成、保全や取り扱いの周知、被害状況の把握、情報共有、マニュアルの作成などを明示している県も増加している（秋田、新潟、石川、佐賀、和歌山、山形、大分県などが参考になる）。項目名に「指定文化財等」と「等」を明記することで、指定文化財及び登録文化財以外の文化財にも対応を可能とすることが期待できる。

また近年は、都道府県単位で「文化財災害対応マニュアル」が策定されつつある。例えば、兵庫県は行政向けのマニュアルを2021年に、文化財所有

者向けのマニュアルを2022年に策定している²。行政上の手続きが必要なものについては、指定・登録の文化財に限定されているが、このマニュアルで対象とする文化財は、指定・登録・未指定を問わないものとなっている。また、風水害時の対応の際には、歴史資料ネットワークに対する歴史文化資料保全への支援要請を行うことも文中に盛り込まれている。

災害発生後に「動きたい人」を支援するためにも、市町村の地域防災計画や文化財災害対応マニュアルも含め、全国の自治体において未指定文化財への対応が明記されるように、呼びかけを今後とも進めていきたい。

2.2. 文化財保存活用大綱と文化財保存活用地域計画における資料ネットの位置づけ

2018年の文化財保護法の改正によって、都道府県による文化財保存活用大綱の策定と、市町村による文化財保存活用地域計画の作成や文化庁長官による認定が、新たに制度化された。

文化財保存活用大綱では、防災・災害発生時の対応が基本的な記載事項として定められている。この策定を機に大学や史料ネットなどの民間団体との連携を明記し、災害時の協力体制を構築することが期待される。兵庫県の場合、歴史資料ネットワークの名はないものの、神戸大学など文化財に関連する大学名を明記して日常的な連携関係も位置づけられている。

また文化財保存活用地域計画については、2023年末段階で139の自治体により作成されており³、地域計画の作成に際して、未指定文化財のリストが添付されている自治体もある。災害発生時に未指定文化財の所在情報が明らかでない場合、救出のための初動が遅れることは、阪神・淡路大震災以来指摘されている（奥村弘『大震災と歴史資料保存』吉川弘文館、2012年）。その点からも、今回の地域計画作成により未指定文化財の把握と情報公開（ただし、盗難などの防犯対策に留意）の進展が特に期待される。

さらには兵庫県内の場合、歴史文化遺産の被害調査や保存・活用などについての連携先として、歴史資料ネットワークを挙げる市町が増えつつある（2023年12月末現在、神河町・香美町・明石市・神戸市・福崎町）。このように、大綱や地域計画の中に各地の資料ネットを位置づけるよう提言するこ

とも今後は重要ではないだろうか。

2.3. 文化財関係団体間の連携

業界団体ごとの連絡・協力ルートを手前からいかに確保しているのかも重要なポイントになるだろう。前者の文化財系ルートとともに、社会教育系のルートの整備が望まれる。例えば、兵庫県博物館協会は、2017年から、被災館園の救援のために、会員館園職員に対して派遣要請をする規定を含む規約（「災害時の相互協力及び関係機関・団体との連絡と協力に関する規約」）を作り、会員館園が相互に締結している。災害救援をしたいという学芸員に対し派遣依頼を出すことで、職員がボランティアとしてではなく業務として動くことができるというシステムになっている。他には、岐阜県博物館協会では、災害発生後に被害の有無の確認とともに文化財担当者への連絡をするようにしている。実際に連絡をしてみるとつながらないこともあり、その原因に対処することで実際の防災訓練にもなっているという（正村美里「もの部会【報告】令和2年7月豪雨における被災アンケート実施と結果について」『岐阜の博物館』187、2020年）。平時からの連絡網の構築と確認は災害時の支援・受援にとっても重要なポイントになるだろう。

また、資料ネットと行政そして多様な文化財関係団体との間で、災害時や日常時の連携・協力関係を構築するために、規約や協定を締結している県もある。例えば、和歌山では2015年に「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」が設立され、未指定や個人蔵も含む県内の被災文化財に対し、救援・保全を図るための協力関係を構築している。歴史資料保全ネットワーク・和歌山や、和歌山大学をはじめとする研究機関、博物館、図書館、県、市町村教育委員会などが参画している。同様の取り組みが、岡山・徳島・愛媛などにもある。

兵庫県には現在このような規約はないものの、歴史資料ネットワークが県内の被災歴史資料を調査する際に、兵庫県教育委員会文化財課から県内市町教育委員会に対し、歴史資料ネットワークの調査への協力依頼についての公文書を発出した事例もあり、すでに両者の連携関係が構築されている。また、兵庫県教育委員会文化財課・神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター・

歴史資料ネットワークの三者で、「兵庫県文化遺産防災研修会」を毎年開催し、県内の文化財担当職員等に対して、被災文化財の応急処置実習を行っている。また、先述のような他県の先進的取り組みに学びつつ、動産文化財・不動産文化財の枠を超えて災害時に被害調査を行うために、歴史資料ネットワークは、建築士が多く所属する「ひょうごヘリテージ機構」のヘリテージマネージャーのメンバーや、兵庫県博物館協会、兵庫県教育委員会事務局との間で協議を重ねている。以上のような文化財の関係機関・団体間の連携関係を日常的に構築することで、災害時の資料救済活動をよりスムーズなものにすることが可能になるだろう。

3. 多様なセクターとのつながり

3.1. 被災時の対応

被災地の行政職員は防災指令が発令されると必ずしも文化財業務に従事できるとは限らない。文化財業務に戻ったとしてもまずは指定文化財の調査からはじまる。よって主に未指定文化財の保全を行う歴史資料ネットワークは、可能な限り被災地に負担をかけないために、人命救助や避難所設営が行われているような災害発生直後には、連絡を取ることを控えている。ライフラインも復活し、被災者の避難生活が終わるなど、ある程度の余裕ができた段階で、文化財担当職員や地方史研究団体のメンバー、被災地域の自治会長らとともに被災地入りをするにしている。被災地側からの受け入れ体制や了承がない状態で、我々被災地外の人間だけで訪問することはない。民間所在の被災資料を対象とする救済活動は、まずは被災地の復興の邪魔にならないよう留意することが大前提となる。また被災資料を保全する際には、それらの一時保管場所を事前に確保しておくことが望ましい。そのためにも、行政や大学、被災地域住民との協力が欠かせない（松下正和・河野未央編『水損史料を救う 風水害からの歴史資料保全』岩田書院、2009年）。

ただし、被災地入りが遅れると資料の廃棄が進むことが阪神・淡路大震災以来指摘されている（奥村弘『大震災と歴史資料保存』吉川弘文館、2012年）。民間所在の未指定文化財・資料の廃棄は、特に災害発生後に行われる「無料

のゴミ出し」や家屋の公費解体が始まることにより、一気に加速する。そのため、所蔵者に対して、資料廃棄を防止する呼びかけや、一時保管や応急処置などの相談窓口の周知が重要となる。近年では被災地の自治体や博物館などのウェブサイトでも、歴史資料の廃棄防止呼びかけや被災資料相談窓口を周知する事例が増えている。

インフラが途絶している大規模災害時の直後でない限り、歴史資料ネットワークは、役場からの広報（広報誌、被災者支援のための配布物、自治会連絡会ルートなど）や、社会福祉協議会やボランティアセンターからの情報提供、新聞・テレビ・ラジオ・CATV・防災無線などのメディアを通じて、被災者に対して資料の取り扱いに関する情報を提供してきた。近年ではSNS(XやFacebookなど)も活用が可能であるが、インフラが途絶している被災地においては紙媒体のローカルメディアのほうが、情報が行き渡る場合もある。特に、被災地の最前線で作業をする一般のボランティアの方々に「家族の思い出の品」に関するものは、むやみに廃棄しないよう所蔵者に呼びかけてもらえるように、平時から社会福祉協議会やボランティアセンターにも周知が必要になってくる。以前は、歴史資料ネットワークが被災地の行政宛てに資料廃棄を防止するよう依頼するFAXを送信していたが、被災地への負担を考慮し、ウェブサイト上での告知にとどめ、近年では被災地ないしは近辺の史料ネットに対応を任せている。

さて環境省では、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策などをとりまとめたものとして「災害廃棄物対策指針」を策定している⁴。その中には、「思い出の品等」（アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品〈財布、通帳、印鑑、貴金属〉等）に対する対応として、「市区町村は、災害廃棄物を撤去する場合は思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、遺失物法等の関連法令での手続きや対応も確認の上で、事前に取り扱いルールを定め、その内容の周知に努める。思い出の品等の取り扱いルールとしては、思い出の品等の定義、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられる。」と記されている。貴重品は警察に引き渡すため、それ以外の思い出の品については、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引き渡すことが求められている（『災害

『廃棄物管理ガイドブック』朝倉書店、2021年)。この中では、歴史資料などの資料が位置づけられていないため、今後は廃棄物資源循環学会などとも連携し、歴史資料廃棄の問題についても取り扱うように提言する必要があるのではないだろうか。

なお、兵庫県加西市の地域防災計画（令和3年度修正）「震災対策計画編」⁵では「近隣に被災した文化財等がある場合、ごみの一時集積場等に文化財等の集積場を設ける」とあり、レスキュー後の一時保管場所を被災地内で確保するためのユニークな取り組みをしている。

3.2. 災害後や日常時の取り組み

人口減少社会に向かう現在、さらには自治体合併に伴う文化財行政の縮小や、郷土史団体の会員数減少、これまで地域史の担い手であった中学校社会科教員や高等学校地歴科教員の多忙化による郷土史団体離れなど、平時から地域の歴史資料保全に関与する人びとの減少傾向が指摘されている。

このような状況の中で、地域や家に残る歴史資料や記録を、災害時とともに日常時から保持継承するために、また多様な人びとが資料に関心を持ち続けていくために、大学としてどのような取り組みが可能となるだろうか。当然のことながら、文化財関係者以外の人びとに理解を得ることが重要であろう。博物館学やアーカイブズ関連科目はもちろんのこと、初年時の共通教育科目の中で、人文科学のみならず社会科学・自然科学・生命科学系の学部生への教育においても、記録保存の意義を説くカリキュラム開発が求められよう（奥村弘・村井良介・木村修二編『地域歴史遺産と現代社会』神戸大学出版会、2018年）。また、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターでは2002年より地域住民と行政とで連携し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めている。災害に遭う以前に、普段から地域に残る資料や記録の保存について理解を求めていく活動を行っている（神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院、2013年）。

さて、歴史資料ネットワークでは、救済した資料について、仮目録を作成した後、地域住民や所蔵者らの生活が復興した後に返却を行っている。その際には、必ず資料の内容や保存の意義についての説明を行うようにしている。

例えば、2009年台風9号による水損資料については、佐用町教育委員会や佐用郡地域史研究会のメンバーとともにレスキューや応急処置、読解を行った。同会のメンバーは、その後も独自で読解を進め資料の翻刻集も作成している(松下正和「2009年台風9号被災資料の保全と活用:佐用郡地域史研究会・佐用町教育委員会との連携」『災害・復興と資料』(2)、2013年)。また宍粟市閩賀地区自治会文書の場合は、歴史資料ネットワークのメンバー板垣貴志・吉原大志両氏が地区住民に対し、レスキューした自治会文書の解説と展示会を公民館で行い、その後も地域住民との共同研究も進めている(閩賀のあゆみ編纂委員会『閩賀のあゆみー《記録と記憶》を未来につなぐー』2018年)。

また歴史資料ネットワークの被災資料についての応急処置・整理・撮影ボランティアには、文化財に携わる学生・院生とともに、一般のシニア層の方々が多数参加している。都市部に拠点を置いていることもあり、シニア層のボランティアは阪神間を行き来する「ノマド」型の方々が多く、被災資料だけではなく、襖の下張り(ふすま)はがしや古文書読解、土器洗い・接合など、毛色の違うボランティアも複数経験している。このように多様な関心を持つ方々とも連携することで、史料ネット活動への参加を促していきたい。

おわりに

災害時対応は、日頃からの調査研究、保全活動の実践、制度や人的なネットワークの構築が基礎となる。少子高齢化どころか人口減少社会に突入し、家じまい・村じまいが増えるなど社会変容も進み、近年の気候変動の関係で風水害が頻発し、また大規模な地震も多発する現在、端的に言えば、もはや個人レベルでの「現地保存主義」を住民(所蔵者や管理者)だけに強いるのは困難ではないだろうか。

文化財保存活用大綱の指針に「地域社会総がかり」での文化財保存ということが謳われているが、単に人口減少により文化財に携わる人びとが少なくなるために、「地域社会総がかり」で残さざるを得ないという消極的な側面を強調するだけでは不十分であろう。遺跡は研究者だけのものではなく、多様な人びとの関与や意義付けによって守られるものであるという「パブリック

ク・アーケオロジー」の議論がある（岡村勝行・松田陽編『入門パブリック・アーケオロジー』同成社、2012年）。地域に残る歴史遺産もまた同様に、多様な人びとの関与や意義づけによって価値を増すものである。多様な人びとの関与によってプライベートな民間所在資料をいかに「公共財」として残すことができるのか、そのためには何が必要なのか。今後とも全国各地での実践にも学びつつ、地域住民を主体とした被災資料の救済と、それらの活用を見据えた地域歴史資料学を深化させ、広く文化財の保存や活用に関心と関与を持つ人びとを増やすことで文化財を意義づけ守るという意味での「地域総がかり」を実現し、そのことによりそこに住む人びととコミュニティも維持存続するための制度やネットワークづくりを進めていきたい。

注

- 1 活動の詳細は、歴史資料ネットワークウェブサイト（<http://siryo-net.jp/>）を参照。（以下ウェブサイトはすべて2024年1月23日最終閲覧）
- 2 兵庫県教育委員会ウェブサイト「兵庫県文化財防災・災害マニュアル」（https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/bunka/cont_cate/兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル/）
- 3 文化庁ウェブサイト「各地方公共団体が作成した「文化財保存活用地域計画」」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/bunkazai_hozon/92040101.html）
- 4 環境省ウェブサイト「災害廃棄物対策情報サイト」（<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>）
- 5 加西市ウェブサイト「加西市地域防災計画」（令和3年度修正）第3章災害応急対策計画（<https://www.city.kasai.hyogo.jp/uploaded/attachment/16252.pdf>）

参考文献

- ・高妻洋成・小谷竜介・建石徹編『入門大災害時代の文化財防災』（同成社、2023年）
- ・天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』（文学通信、2022年）
- ・（一社）廃棄物資源循環学会編『災害廃棄物管理ガイドブック』（朝倉書店、2021年）
- ・正村美里「もの部会【報告】令和2年7月豪雨における被災アンケート実施と結果について」（『岐阜の博物館』187、岐阜県博物館協会、2020年、p.3）

- ・ 奥村弘・村井良介・木村修二編『地域歴史遺産と現代社会』（神戸大学出版会、2018年）
- ・ 佐用郡地域史研究会「襖の下張調査から知る郷土の歴史～三日月藩久崎役所関係の手紙など」（『佐用郡地域史研究会紀要』6、同会、2018年）
- ・ 閨賀のあゆみ編纂委員会『閨賀のあゆみ―《記録と記憶》を未来につなぐ―』（2018年）
- ・ 奥村弘編『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』（東京大学出版会、2014年）
- ・ 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』（岩田書院、2013年）
- ・ 松下正和「2009年台風9号被災資料の保全と活用：佐用郡地域史研究会・佐用町教育委員会との連携」（『災害・復興と資料』2、2013年、pp.27-38）
- ・ 奥村弘『大震災と歴史資料保存』（吉川弘文館、2012年）
- ・ 岡村勝行・松田陽編『入門パブリック・アーケオロジー』（同成社、2012年）
- ・ 松下正和・河野未央編『水損史料を救う 風水害からの歴史資料保全』（岩田書院、2009年）
- ・ 地方史研究協議会編『歴史資料の保存と地方史研究』（岩田書院、2009年）
- ・ 歴史資料ネットワーク編『歴史資料ネットワーク活動報告書』（2002年）

第 2 部

資料救済・保存の考え方

第3章

紙資料の救済

▣ 天野真志 (国立歴史民俗博物館)

はじめに

本章で対象とする紙資料とは、主に人びとが活動するなかで生成し蓄積した記録類を指す。文字記録が中心となるこれらの資料は、作成された時期や目的によってさまざまな紙が用いられており、古文書と呼ばれるような歴史的・文化的価値が認知されているものから、日常的なメモ、雑誌等に至るまで、多様かつ膨大な資料群として各所に伝えられている。

紙資料は、博物館や図書館、文書館など公的機関に多く所蔵されてもいるが、その一方で個人宅などに保存・管理されているものも膨大に存在しており、その地域や家の成り立ちを伝える存在として継承されてきている。これらは、組織・団体が管理する記録類や個人の日記や書翰類、蔵書など多岐にわたるが、多くの場合が資料群として保存・管理されている。そのため、災害等の被害を受けた場合、大量の被災資料に対応することが想定され、特に水濡れ状態の紙資料を的確に状態を把握し、処置を施すことが求められる。

1. 被災紙資料の救出

災害によって保管空間に損傷が生じた場合、容器に収められていない資料は散逸の危機が想定される。また、津波や豪雨などの影響で水濡れ被害が発生すると、水を含みやすい紙資料は腐敗やカビの発生により急速な劣化が進

行し、文字等資料情報の消失、さらには資料そのものの崩壊を引き起こしてしまう。

書翰や書類などの記録資料は、紐でくくられたり、封筒・袋などに収納されたりして、複数点をひとつくくりで保管されていることがある。これらは資料が保管される段階で管理者が資料の時代や内容に即して整理した可能性を含んでおり、日常的な資料整理では、搬出の前に資料の保管状態、構造を記録する、いわゆる



津波によって水濡れ被害を受けた資料群
(2012年3月23日救出)

現状記録をとることが原則である。記録資料の整理・搬出においては、資料が整理・保管される空間自体が重要な情報であるとの認識の下、資料の形状や配列情報を保持した状態で整理することが基本とされる。

しかし、災害時においては、限られた時間のなかで速やかな搬出が求められるため、必ずしもこうした基本原則に沿った細密な現状記録が作成されるとは限らない。そのため、現場ではなるべく資料の搬出過程を写真や動画で記録し、後の整理作業における参考情報として保持しておくことが望ましい。また、紙資料の場合、現場作業の段階ではそれが歴史資料であるのか否かの判断を行うことは容易ではない。被災現場では水濡れや泥汚れなどによって資料情報を即座に把握できないことが想定される。より多くの資料を救済するためには、紙媒体のものはひとまず搬出し、応急措置の段階で内容を把握しながら選別することが必要となる。

紙資料を搬出する際は、濡れた状態で触れると損傷しやすいため、取り扱う際に破損や散逸を回避するよう注意する。紙資料の多くは家や組織によって蓄積される記録群であるため、一般的には一つのみとまりとして保管されている。また、それらが箱などの容器に収められていることも多い。搬出の際には、極力そのまとまりを維持し、容器に収納されている場合は容器ごと搬出する。容器に収められていない場合は、まとまりごとにビニール袋や

段ボールなどに移して搬出する。その際、まとまりの秩序を維持した状態での搬出が理想であるが、限られた状況のなかで細密な秩序維持は困難をともなうため、写真や映像でおおよその現状を記録して容器に移し搬出する。

2. 状態の把握と一時保管

2.1. 状態の把握

被災した紙資料に対応する上で、まず留意する必要があるのは、破損および水濡れの有無である。地震等の被害では断裂など破損の被害が懸念され、降雨や高潮・津波などで水濡れ被害が発生した場合も、同様に破損が発生することが想定される。加えて、水濡れ被害の場合、放置してしまうと腐敗やカビが進行し、歴史資料としての維持・継承ができなくなる事態になってしまう。そのため、搬出した資料の状態把握として、以下の点を把握する必要がある。

①資料の概数確認

- ・救出段階で資料の詳細な点数把握を行うのはほぼ不可能である。そのため、まずは作業工程の計画を目的とした概数把握を行う。紙資料の場合、容器に収められている場合が多く、基本的には容器ごとに搬出する。そうでない場合は段ボール等の容器に収納して搬出し、それらを「段ボール〇〇箱分」のように、容器を単位とした概数を把握する。あわせて、簿冊類や書籍、書翰・はがき、塗工紙など、搬出資料のおおよその形態を可能な範囲で把握する。

②水濡れの有無

- ・降雨・高潮・津波・河川のいずれによるものであるか、もしくは保管場所の湿気や漏水によるものなのか、水濡れの要因を把握する。降雨や湿気の場合は水そのものへの対処に注力できるが、河川や海からもたらされた水は、場所によっては水分以外の汚損物等が含まれることが想定され、その後の対応に際して乾燥以外の作業が必要になることがある。
- ・全体的に水濡れ状態にあるのか、部分的な被害にとどまるのか、水濡れの程度を把握する。また、水が滴るほどの濡れ具合であるのか、すでに

乾きつつあるのか、といった状態も把握しておく。

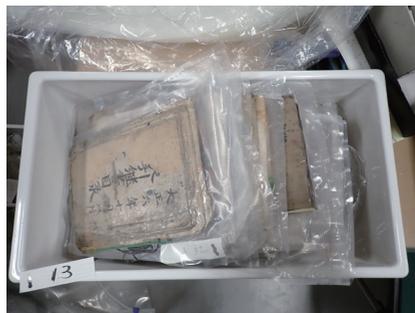
③被害程度

- ・水濡れ以外の被害として、カビ発生の有無、腐敗および臭気の有無、紙同士の固着の有無について確認する。ただし、この時点ではあくまで表面観察でわかる範囲の把握にとどめる。特に、カビや腐敗・臭気の確認に際しては、健康面への被害が懸念されるので無理に顔を近づけて確認することがないように留意する。固着の確認についても、濡れた状態で資料を取り扱うのは破損の危険性が高まるため、無理に剥がすなどの作業を行わないよう注意を要する。

2.2. 搬出後の一時保管

水濡れ状態の資料を常温で保管することは腐敗を進行させてしまうため、速やかに乾燥させることが理想的である。総数が100点未満など少数であれば、搬出直後より乾燥処置を施すことが可能かもしれないが、大量の水濡れ資料を取り扱う場合は、処置に向けた準備が必要になり、即時の対応が困難となる。そのため、処置に向けた準備を行う間、冷凍庫等を用いた冷凍保管が想定される。

冷凍保管の利点は、生物被害を含む資料の腐敗・劣化を抑制することができる点にある。特に、台風が多発する時期は高温多湿の季節にあたるため、水濡れ状態の資料を取り扱うことは、急速な腐敗をもたらす危険性がきわめて高い。そのため、一時的に冷凍保管することで、気温や湿度が下がった季節に本格的な作業を実施するなど、作業時期の調整を行うことも可能となる。



水濡れ資料の冷凍保管

冷凍の方法は、1点ごとにビニール袋に梱包して冷凍することが理想的であるが、状態が悪く、すぐには開披できない場合はひとまず固まりの状態ではビニール袋に包み、冷凍しておく。大型の冷凍庫をすぐに確保するのは容易ではないため、被災対応を想定して、あらかじめ大型冷凍庫を保有する近隣施設を把握し、有事の際に協力してもらえよう交渉しておくことが望ましい。

3. 被災紙資料の応急処置

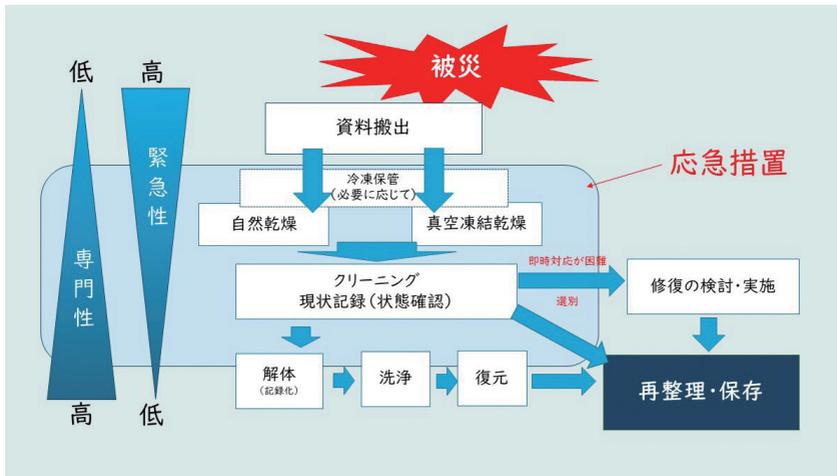
紙資料の応急処置に関しては、これまでに多くの災害対策時の実践例やそれらを踏まえたマニュアルが国内外で多数公開されており、一連の工程に関する詳細な技術が紹介されている。そのため、本章では具体的な技術の紹介よりも応急処置として求められる対応とその考え方を中心に確認しておくたい。

被災紙資料の応急処置を行う場合、一つの到達点として現状記録が可能な状態、具体的には資料の点数が把握され、常温による保管・管理に大きな懸念がなくなった状態が想定される。そのためには、腐敗や破損、カビの進行といった、急速な劣化・消滅の危機が回避された状態に導くことが求められるが、基本的な作業として、乾燥作業、クリーニング・固着展開に大別される。

3.1. 乾燥作業の考え方

水濡れ資料にとって第一に取り組むべき課題としては、乾燥作業が挙げられる。もっとも、対象となる資料の状態や規模、対応人数に応じてその方法は一様ではない。これまでの災害対応を通して多くの実践例が紹介されているが、方法や目的から整理すると、三つのパターンに分類することができよう。

一つは送風乾燥である。この手段は、直射日光の当たらない空間に資料を広げ、自然風もしくはサーキュレーターなどで風を送って乾燥させる方法である。この方法は、数ある乾燥法のなかでもコスト面・技術面で使いやすい方法であるが、腐敗等のリスクを考えると、カビや汚損などが軽微であり、



救出以降のイメージ

乾燥し始めている状態の資料への対応時に用いることが有効であろう。

次に吸水乾燥が挙げられる。近年では具体的な工程も提案され、実践事例も多岐にわたるが、基本的な考え方としては、資料を吸水紙で包み、圧力を加えることで水分を絞り出すという点では共通している。この方法では、大量の水分を含む資料に対して有効であり、資料1点ごと、もしくは一つの固まり単位で吸水紙に包み、圧力を加えることで資料中の水分を効果的に取り出すことができる。

大量の資料を取り扱う場合は、パウチに入れて掃除機などの吸引装置で脱気することで水分を絞り出す方法もある。

吸水乾燥の場合、この方法のみで乾燥状態に導くことは相応の時間を要する。そのため、一般的には送風乾燥を行うための手段として吸水乾燥を施し、紙同士の固着をおおよそ開披できる状態まで導いた段階で送風乾燥に移行する流れが一般的である。

三つ目の方法としてあげられるのが、真空凍結乾燥である。この方法は、真空凍結乾燥装置を用いた大規模な資料乾燥法であり、数千点以上におよぶ大量の水濡れ紙資料に対応する際に有効な手段である。国内では1992年に埼玉県草加市で発生した民家の火災とその消火活動によって水濡れ被害を受



送風乾燥（2018年7月30日、広島県立文書館）



吸水乾燥①：資料を吸水紙に包む（2018年12月11日、広島県立文書館）



吸水乾燥②：パウチにいれて脱気（2018年12月12日、広島県立文書館）

けた資料の乾燥に真空凍結乾燥法が導入された。その後大規模な水濡れ被害が発生した際にこの方法が用いられているが、装置を保有する施設との調整やコスト面での課題などもあり、必ずしもあらゆる場面で活用できるとは限らない。そのため、大規模災害を想定するなら、同装置を保有する近隣の博物館や研究機関等と事前に連携を図っておく必要があるだろう。

以上のように、資料の乾燥についてはいくつかの方法があるが、特定の手法に固執せず、状況と目的に応じた技術の選択が求められる。その際の原則としては、手動での作業に際しては、熱を加えるなど資料にダメージを与えかねない方法は避け、急速な温度変化を伴わない対応が重要である。また、同じ紙資料でも塗工紙などは、完全に乾燥させてしまうと固着して剝がれなくなる恐れがあるため、吸水乾燥によっておおよその水分を取り除いた段階で塗工紙が含まれているかどうか資料の概要を把握しておくことが望ましい。

いずれの方法にしても、特定の方法のみで乾燥状態まで導くことは難しい場合が多く、資料の状態や作業人員に応じていくつかの方法を組み合わせる必要があることが必要となる。

一例として、2018年に発生した西日本豪雨での対応を挙げると、広島県で発生した豪雨により、広島市内の民家から数千点の紙資料（帳簿・葉書・書翰・絵画など）が水濡れ被害を受ける。これらを受け入れた広島県立文書館では、以下の手順で乾燥作業を実施した。

乾燥方法の選択めやす

	送風乾燥	吸水乾燥	真空凍結乾燥
コスト	◎	○	△
作業効率	△	△	◎
汎用性	◎	○	△
想定される 使用法	カビや汚損が少なく、水濡れが軽微な場合	多量の水分を含む場合に使用、送風乾燥のための一時的処置	大規模な被害時

①資料の分類

- ・まず、帳簿・冊子類、葉書、書翰、絵画など形態別に分類する。
- ・形態別に分類した資料を、(a) 大量に水を含むもの、腐敗の進行が甚だしいもの、(b) 乾燥が進み始めているもの、(c) すでに乾燥しているもの、水濡れが確認されないもの、の3類型に分類する。

②分類した資料への処置

- (a) 1点ごとにビニール袋に包み、段ボールに梱包して外に臭気や水分が出ない状態にして冷凍保管
- (b) 棚を準備し、直射日光が当たらない風通しのよい場所で送風乾燥



2018年西日本豪雨時における広島県立文書館での作業工程 (天野等 2019 より)

(c) カビや汚損状況を確認しながらクリーニング。ここでは汚れを落とすことよりも後述の固着展開を中心に実施し、深部まで乾燥していることを確認する。

③冷凍資料の解凍・乾燥

- ・ (a) については、対応した時期が夏期であったことを勘案し、腐敗の進行しにくい時期まで段ボールで17箱分を冷凍保管した。冬期になり乾燥作業を実施した。
- ・ ビニール袋から冷凍状態にある資料を取り出し、1点ごとに吸水紙（このときは新聞紙）で梱包する。
- ・ 吸水紙に包んだ冷凍資料をパウチに詰め、脱気して経過を観察する。1～2日程度で資料が常温に戻り始める。資料から出た水分を吸水紙が吸収していることを確認し、パウチから資料を取り出し吸水紙を取り替え、再度脱気する。
- ・ 上記の工程を数回繰り返して資料が開披可能な状態まで導き、最終的には送風乾燥に移行して乾燥させる。

広島の事例では、広島県立文書館を拠点として広い空間が確保され、冷凍庫の手配や多くの作業協力者を得ることができたことにより、このような作業工程を構築することが可能となった。対応する場所によっては、電源やパウチなどが確保できないことも想定されるため、この通りの工程を経ることが困難な場合も想定される。例えば、パウチがない場合、資料を吸水紙にくるんで平らな場所に並べ、上にものをのせることでも脱水は可能である。基本的な考え方としては同様であり、資料に損傷を与えない方法によって脱水する方法を選択することが重要である。

3.2. クリーニングの目的

乾燥工程を経た資料を一時保管可能な状態に導くために、クリーニングを施す必要がある。クリーニングに関しては、乾燥状態で行うドライ・クリーニングと、水を用いたウェット・クリーニングがある。資料に付着した汚損物を取り除くことがクリーニングの目的となるが、どの程度の処置を施すか

は重要な課題である。この点は応急処置の到達点にも関わる問題であるが、主に記録資料が中心となる紙資料の場合、この過程で行う作業として、資料の固着開披こちやくかいひが挙げられる。

水濡れに由来する紙同士の固着であれば、ヘラやピンセットによって慎重に固着部に隙間を作っていくことで開披することができる。その場合決して無理せず、破損の懸念が生じた場合は中断して別の箇所から開披を試みる必要がある。固着の要因が泥やカビに起因する場合、開披に際しては相当の困難が予想される。その場合はいったん作業を中断し、現状を記録化した後にカビや汚損物が飛散しないよう梱包し、一時保管に注力することで応急処置を終えることも一つの判断となる。この場合は、あくまで応急処置の段階ですべての処置が完了しないことを念頭におき、修理計画に向けた手配を進めることが望ましい。

乾燥処置まで施した資料には、被害状況に応じて泥汚れやカビなどが付着していることがある。そのため、カビについてはひとまずエタノールを含ませた布や紙でおさえることで表面に発生するカビの胞子を取り除くことが必要となる。また、泥汚れなども、資料の破損につながらない範囲で取り除くことが想定されるが、ドライ・クリーニングで除去できるものは限定的であり、しりぞ刷毛などで払って除去した場合、汚れやカビが飛散する危険性が生じる。そのため、ドライ・クリーニングの段階ですべての汚損物を取り除くことは想定せず、固着を開披することを目的とした対応が重要であろう。その場合、作業者は健康被害対策に心がける必要がある。具体的には、カビ等を吸引しないよう防塵性能の高い産業用マスクの着用であり、高い粒子捕集効率を有するものが求められる。日本であれば厚生労働省が定めた国家検定規格に基づくDS2マスクがそれに該当し、アメリカの規格ではN95、ヨーロッパが定めた規格ではFFFP2がそれに相当する。

固着の開披を中心に実施した場合でも、カビや汚損物はある程度飛散するため、作業に際しては十分な換気を行うことが重要である。また、空気清浄機などを設置して作業環境を清浄に保つ装備も必要となろう。

紙資料の応急処置としては、基本的に資料の全体的な状態が把握できること、水濡れ由来による固着の開披が完了すること、一時保管に向けて臭気・



水濡れによって固着した資料
(サンプル)



カビによって固着した資料



カビ・汚損が他所に広がらないこと、が到達点として設定できる。その場合、固着を無理に開披しようとする、大規模な破損が発生することもあるため、その後の簡易補修の見通しが立たない場合は固着への対応はいったんどめるべきであろう。また、汚損物や臭気の除去を目的としたウエット・クリーニング（洗浄作業）を応急処置として実施することもある。ただし、水を用いた洗浄作業では、大半の場合で資料の解体が必要となるため、この場合も洗浄後の手当を行いうる技術と設備を保有していることが前提となる。これらを勘案して紙資料の応急処置を整理すると、一時保管に耐えうる状態に導く行為としての応急処置段階で、固着の開披や洗浄作業は必ずしも絶対条件ではなく、それらの作業に向けて技術的・施設の環境を整えるための前段階的処置として位置づける必要があろう。記録物の救済では、文字情報をいち早く読める状態に導くことに注力しがちであるが、長期的に見た場合、段階的・計画的に作業を進めていくことが資料の保存・継承にとって有効である。

おわりに

紙資料は、全国各地に膨大な規模で残されており、資料救済時には大量に被災した状態で確認される。水や破損に対して脆弱な紙資料は、救出から乾燥段階にかけてきわめて迅速な対応が求められる。身近な記録物も含めて、多くの実践報告が紹介されているので、具体的な技法などはそれらを参照してもらいたい。ただし、作業工程を複雑化せず、応急処置の到達点を設定して対応することに留意する必要がある。そのためには、(1) 資料を乾かす：緊急的な危機を脱する、(2) 資料を開く：概要を把握する、(3) 資料を管理する：本格的な対応に向けた検討を進める、という基本的な目的を念頭に置いて対応を進めることが重要であろう。その過程で具体的かつ簡易的な手当の考え方や方法については、山口悟史「紙製地域資料を遺す技術」（参考文献参照）が紹介しているので参照されたい。

参考文献

- ・ 西向宏介・下向井祐子「広島県立文書館における「平成三〇年七月豪雨」被災文書のレスキューと保全活動」（『広島県立文書館紀要』15、2020年）
- ・ 増田勝彦「水害を受けた図書・文書の真空凍結乾燥」（『保存科学』31、1992年）
- ・ 山口悟史「紙製地域資料を遺す技術」（天野真志・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』文学通信、2022年）
- ・ 天野真志・吉川圭太・加藤昭恵・西向宏介・下向井祐子「西日本豪雨で水損被害を受けた文書資料乾燥法の検討」（文化財保存修復学会第四一回大会ポスター発表、2019年）
- ・ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター編『浮遊カビ等からの人体の防護に関するマニュアル』<https://ch-drm.nich.go.jp/facility/2022/03/post-49.html>（2023年12月25日最終閲覧）

第4章

写真資料の救済

■ 松下正和（神戸大学）

はじめに

歴史資料ネットワークが保全対象としている歴史資料は、民間所在の未指定文化財である。阪神・淡路大震災以降に行われた、地域や家の歩みを示す古文書類こもんじょうのレスキューは、どちらかといえば旧家や自治会保管の地域の記録を対象とし、被災地復興の際に必要な歴史的・地理的背景を把握する意味合いが強かった。一方、写真資料は個人・家や地域の歩みを示すものとして、一般の家庭なども含めどこにでもあるものである。特に、2011年の東日本大震災や紀伊半島大水害時における汚損写真レスキュー・洗浄の活動は、その担い手に多くの一般市民も参加することで、家や個人の歩みとしての記録や「思い出」レスキューの手段として、被災地ボランティアの中に一定のウェイトを占めるようになった。

よって本章では、家族の記録のうちでも写真資料のレスキュー活動について述べる。デジタルカメラや携帯電話が普及して以降は、写真記録はデジタルデータとして各種記録媒体にデータが保存されている。そのためデジタルメディアも含めた救済や保存修復についても触れるべきではあるが、紙幅の都合もあり、本章で扱う写真資料とは、白黒・カラー写真プリント（印画紙）、ポケットアルバムや糊付き台紙アルバムに限定する。このような一般家庭で保管されている写真資料を前提として、その救出から乾燥・洗浄に至るまでの作業について記してみたい。

1. 写真資料の救出と一時保管

風水害に遭うと資料が水損・汚損するのは当然のことであるが、地震発生後にも建物が被害を受けると雨漏りが生じ、またその後の降雨・降雪、津波により資料に水損が発生する。また地震は火災を伴うこともあるため焼損とともに、消火に伴う水損も発生する。つまり、いずれの場合においても災害による被災資料は水損を免れることができないことが多いため、ここでは写真資料が水損した場合の救出処置について述べる。

東日本大震災の被災現場で見られたように、写真資料に限らないが、津波被災資料・洪水被災資料の場合は、そもそも元の場所から流されてしまい、自衛隊などによって集められることもあるものの、最悪のケースとしては流出し失われる可能性もある。流出を免れた場合であっても、銀塩紙焼き写真（一般の白黒・カラー写真）やネガは水に長時間浸かることによって画像層であるゼラチンやその内部の画像銀や色素が劣化し、画像そのものが消失・溶解していたり、変色・退色している事例が多い [写真1]。特に夏場の高温多湿の被災地では腐敗が進みやすく、写真表面のゼラチン層の腐敗や、虫菌害といった生物被害に遭いやすい。洪水や津波の場合は、さらに生活排水や汚泥、海水の塩分などさまざまなものが写真表面に付着し、一層劣化が促進される。

また写真は水損後の自然乾燥の過程で、救出する際には、写真相互が貼り付いたり、アルバム内でカビが生えたままになっていたり、アルバムの保護



写真1 長期間の水損により
写真表面の画像層が溶けた写真

フィルムに画像層が貼り付いて画像イメージが崩れるケースもある [写真2]。

写真資料の救済は、被災現場を巡回中にレスキューする事例よりも、相談や持ち込みにより処置することの方が多。歴史資料ネットワークが主体となって対応したレスキュー現場、例えば兵庫県佐用町^{さようちょう}水害

(2009年8月台風9号)の際には、新聞の記事で我々の被災資料保全活動を知った被災者から水損アルバムと固着した写真の束について相談があり、被災者宅にてアルバムの清掃(泥落とし)・乾燥・デジタルカメラ撮影による複製作成などの応急処置を行った。ただ水場も遠く、床が抜けて処置の場所もない中での作業は困難を極めた[写真3]。2011年以降は可能な限り、被災現場で処置するのではなく、水場などが確保されている作業場にて処置を行うことにしている。

先述のように濡れた状態のままでは写真表面の劣化が促進する。画像の損傷を少しでも食い止めるためには、写真資料にカビが発生しないように冷凍保管できる冷凍庫と一時保管場所を確保することが望ましい。冷凍保管ができない場合は、扇風機などを利用し、陰干しすることで可能な限り乾燥を進め、また一時保管場所では可能な限り温湿度を低く保てる環境を保持する。

被災現場から持ち出す際には、被害状況の撮影などの簡単な現状記録を作成し、被害にあった写真資料の数量(アルバムの冊数など)を確認した後、所蔵者との間で借用証を取り交わすこととしている。ここで重要なのは、所蔵者との間で被災写真の処置について十分に意思疎通しておくことである。技術的な習熟度の異なるボランティアが主体となる作業であるため必ずしもすべての写真が元通りになるわけではないこと、プライベートな内容が大多数を占める写真資料が処置の段階で多数の作業者の目に触れることを、あらかじめ了解を得ておく必要がある。特に洗浄するか否かは、画像の残存度に



写真2 津波被害でポケットアルバムの保護フィルムと固着した写真



写真3 佐用町での汚損写真クリーニング (2009年10月12日撮影)

大きく影響を与える。被害の甚大な写真の場合、洗浄をすれば確実に画像層は流失する。しかし、汚損したまま放置すればいずれ虫菌害に遭い劣化はますます促進し、再び閲覧することはできない。所蔵者との間でそれぞれの処置に伴うメリット・デメリットについて理解を求める必要がある。

2. 被災写真資料の処置

以下では、洪水や津波などで水損・汚損したカラー写真の処置方針について、平成21年（2009）台風9号（佐用町水害）の際の個人宅アルバム・写真処置、平成26年（2014）8月豪雨の際に広島県立文書館で行われた作業や、平成30年（2018）7月豪雨（西日本豪雨）の際に岐阜県博物館協会により関市文化財保護センター内で行われた作業などを参照して記してみたい。

作業時の注意点としては、その他の水損資料の取り扱いと同様に、カビや泥・ほこりなどを吸わないことである。そのため防塵マスクやラテックスゴム手袋などの着用、作業後の手洗い・うがい、作業室内の換気にも注意するなど、ボランティア作業従事者の衛生面に配慮した。作業の使用する物品については下記を参照のこと [写真4]。



写真4 被災写真資料処置に使用する道具の一例

写真をアルバムから取り出す作業に必要なもの

- ・マスク、ゴム手袋（薄手のもの）
- ・へら（竹製、ゴム製）、刷毛、ピンセット
- ・パレットナイフ、カッター、ハサミ、雑巾
- ・消毒用エタノール（70%）、霧吹き
- ・新聞紙、キッチンペーパー（吸水用）
- ・クッキングシート、レーヨン紙（フラットニング用）
- ・記録用のデジタルカメラ、空気清浄機、除湿機など

写真の洗浄作業に必要なもの

- ・マスク、ゴム手袋（薄手のもの）
- ・洗浄用の水を入れるバット（洗い用とすすぎ用の2つを用意）
- ・毛先のやわらかい小筆
- ・水を切るスポンジマット、タオル、ラック・キッチンペーパーなど
- ・干すための洗濯バサミ、クリップ、洗濯ロープ、ビニール紐など
- ・新聞紙

広島県立文書館「土砂災害で被災したアルバム・写真への対処法（手引き）」より

なお写真の被害状況によって必ずしもこの作業手順通りに行ったわけではない。また白黒写真や劣化のひどい写真の処置については、写真専門店による修復を勧めたい。

2.1. 現状記録とアルバムからの写真の取り出し

①アルバムへの付番と撮影

写真資料の被害事例として、ポケットアルバムや糊付き台紙アルバムに写真が収められているケース、写真が束のまままとめられて固着しているケースが想定される。いずれにしても乾燥させる必要があるため、まずは写真を一枚ずつ分離することからはじめる。ただし、写真を分離するには画像を損なうことがあるため、またどのような順番でどのページに貼られていたのかというまとめ情報も記録するために、必ずアルバムを解体したり写真の束を崩す前には、現状記録の写真をデジタルカメラで撮影する。

アルバムごとに番号を付けて、開くところは全ページ撮影して記録しておく。特にポケットアルバムに記されているメモ、糊付き台紙に挟みこまれているメモ類は、その写真に関する情報を記していることが多いため写真とともに必ず記録する。

②アルバムの泥汚れの除去

まずはアルバムの外側の汚れを除去する。表紙や裏表紙、小口についた泥は竹ヘラや刷毛、キッチンペーパーや雑巾などで落とす。可能であれば固く絞った雑巾により水拭きをしたり、消毒用エタノールをしみこませたキッチンペーパーなどで消毒も行う。その後アルバムを一ページずつ開いて、ページごとに泥汚れを除去する。

ポケットアルバムや糊付き台紙の保護フィルムについた汚れも、竹ヘラや刷毛などで取り除く。ただし、保護フィルムと写真表面の間に水分がある場合は、フィルム面を強く押すことで画像が動いてしまうことがあるため清掃作業は慎重に行う。

③泥汚れ除去後の状況を撮影

アルバムを一ページ開くごとにページ全体をデジタルカメラで撮影あるいはスキャナーでスキャンする。可能であれば、さらに写真一枚ごとを撮影す

るのが望ましい。保護フィルムを取り外したり、洗浄した際に画像が流れる可能性があるためである。

④アルバムの乾燥

アルバムは可能ならページを広げて立てた状態で乾燥させる。空気清浄機や除湿機、換気扇を稼働させ、できるだけ直射日光の当たらない、温度・湿度の低い、清潔な一時保管場所で乾燥するのが望ましい。

⑤写真の取り出し

保護フィルム内に汚水が入っている場合など、被害が甚大な場合は、ポケットアルバムや糊付き台紙アルバムから写真を取り出し乾燥させる。写真の輪郭に沿って保護フィルムにカッターの刃を入れ、保護フィルムを取り外す〔写真5〕。保護フィルムと写真の間に汚水が入って、無理に剥がすと画像が壊れる場合や、保護フィルム面に画像が転写している場合には、写真から保護フィルムを剥がさないままにしておく。糊付き台紙から写真を取り上げる際にはパレットナイフや竹へらなどを用いて剥がすが、剥がれない場合は、台紙を相剥ぎにして台紙の表裏を分離し、写真に台紙がついた状態で取り外すこともある。



写真5 糊付き台紙からの写真の取り出し（2014年9月8日撮影）

2.2. 写真の洗浄と乾燥

アルバムから取り出した汚損写真は、そのまま放置すると劣化が進行するため、洗浄し汚れを落とす必要がある。ただし、洗浄することで画像が流失することもあるため、洗浄する前には必ずデジタルカメラで写真を撮影するなど複製を作成する。写真を扱う際にも、ラテックスゴム手袋と防塵マスクを着用する。

①洗浄

汚損写真を水を入れたトレイの中に漬ける。画像層は小筆や指の腹で軽くなぞりながら汚れを落としていく。その際には、写真の端や角の部分から水に漬けて、画像が流失しないかを確認すること、特に人物などの被写体は無理に洗浄しないことに注意する [写真6]。写真裏面も同様に洗浄する。その際には、表面の画像層を触らないように写真の両端を指で挟むなど、写真の持ち方にも注意が必要である。なお、写真の画像層がすでに溶けて、赤色や黄色などが大理石状に見える場合は洗浄してはいけない [写真7]。

②すすぎ

粗く洗浄した写真を、きれいな水を張ったすすぎ用のトレイに入れ、再び軽く洗浄する [写真8]。

③水切り

すすいだ写真を新聞紙やキッチン



写真6 小筆による写真の洗浄



写真7 マーブル状になった写真表面



写真8 写真のすすぎ

タオルなど吸水紙の上で軽く水切りを行う。

④乾燥

洗濯ロープやネットなどに洗濯ばさみやクリップで写真を吊るして干す。可能な限り写真が貼られていたアルバムや順番がわかるように、最低限アルバムの番号札やページの番号札もあわせて付けておくとよい [写真9]。乾燥場所が限られている場合



写真9 写真の乾燥

は、新聞紙などの吸水紙の上に平置きで乾燥したり、スリット台の上で乾燥することもある。乾燥後、写真がカールしている場合は、写真同士が再びくっつかないように、レーヨン紙やクッキングシートなどで写真を一枚ずつ挟み、上から重石を載せて平らにする。

乾燥後の写真は、粘つきがない場合は新しいポケットアルバムに入れて保管する。もし乾燥後も粘つきがある場合は、写真同士の間クッキングシートなどの間紙を挟んで保管する。

2.3. 写真を洗浄しない場合

先にも述べたように、写真の画像層が溶けてマーブル状に見えている場合は洗浄を行わない。また、アルバム被害がそれほどでもなく、写真表面に泥汚れや臭いもなくきれいな場合は無理に洗浄せずにそのまま乾燥させる。ポケットアルバムや糊付き台紙から外せるようであれば一枚ずつ乾燥することが望ましい。

一般には写真の被写体を保持するため、可能な限り画像層を破壊しないような配慮が求められる。兵庫や岐阜の事例では洗浄は行わなかったが、一方広島事例では写真表面がマーブル状に残ることで災害の記憶がよみがえる

ために、画像が多少流失してもよいのできれいに洗浄してほしいという要望があった。このようにプライベートな写真資料は所蔵者の意向により処置方針が異なってくる。そのため作業前には所蔵者との間で処置方針についてあらかじめ合意を得ておくことが必要である。

2.4. 写真洗浄に伴う課題

甚大な被害に遭った現物のアルバムや写真自体をどう保存するのかは難しい問題である。結婚式や誕生日アルバムなどはアルバムの表紙自体にもデコレーションが施されており、可能な限り元の形に近い形で残すように処置をしている。ただ、被災した写真資料は、水損を経ることにより劣化速度が増すために、現物自体を残すのが難しい場合が多い。そのため乾燥済みの被災写真とともに、スキャナやデジタルカメラ撮影した複製を作成し、DVDなどに焼いたデジタルデータとしても提供している。さらには写真データを利用しデジタル上で復元している宮崎資料ネットワークのような例もある。

また一般家庭で保管される写真は公的支援を受けにくく、基本的にはボランティアベースにならざるを得ず、その他の未指定文化財と同様の問題を抱えている。ただし、近年では被災写真の取り扱い情報の提供や、ポケットアルバムなど写真保存グッズの提供を行う企業もある。また、2018年7月の西日本豪雨の際には、岐阜県博物館協会の「もの部会」が中心となって、関市内の汚損アルバムの処置が行われた。また岐阜県関市は被災者に配布した「被災者支援制度ガイドブック」内に、写真・アルバム洗浄の支援について掲載を行った。これによって、被災者が汚損アルバムの洗浄依頼窓口を知ることができた。このような取り組みは先進的なものであり、今後の被災地行政による被災写真資料対応のモデルケースとなる¹。今後も、史料ネットや写真洗浄専門のボランティア団体や行政、企業などとの連携による救済活動が有効となるだろう。

おわりに

2000年代に入り、徐々にプリントされた写真を目にする機会も少なくなっ

ている現代だからこそ、デジタル化される以前のアルバムに収められているプリント写真などが被災した場合の応急処置方法について周知する機会を設けることが必要であろう。災害時にはフィルム関連の企業や、写真関連の学会から救済に関するガイドラインの公開や支援もなされてきたが、各地の史料ネットによる救済活動とともに、被災地発の写真洗浄ボランティアによる実践的な活動²も重要である。

人びとの「思い出」や「愛着」が詰まったものを救うことにより、被災地の人びとの喪失感を少しでも和らげ日常性を取り戻すことにつながるができるのではないか。また大切な家族や家を失うなど被害に遭った際に、家族ゆかりのものが残ることによって、個人の精神的な復興を後押しする力になっていることはさまざまな被災現場で語られている。災害時における写真レスキューの広がりを通じて、災害時のみならず日常時にも個人の記録を保全することの重要性、ひいては家族や地域の歩みを残す私たちの被災資料保全活動の意義が伝わることを期待したい。

注

- 1 なお関市は令和5年(2023)台風7号の際にも「被災者支援制度ガイドブック【初版】」を作成し、被災古文書、写真等の応急処置支援を被災者に対して周知している。
- 2 被災写真洗浄活動@流山のブログに写真洗浄ボランティア一覧(2023/9/20更新)があり(<https://ameblo.jp/sunnyblog/entry-12744745156.html>) (以下ウェブサイトは2024年1月23日最終閲覧)

参考文献

- ・ 山内利秋「台風被害にあった写真資料の保存と修復について」(吉備国際大学文化財総合研究センター編『吉備国際大学文化財総合研究センター紀要 文化財情報学研究』4、2007年3月、pp.123-128)、山内利秋「真空凍結乾燥法による写真資料の保存処理について」(同、pp.129-134)
- ・ 大林賢太郎『写真保存の実務』(岩田書院、2010年)

- ・大林賢太郎『劣化する戦後写真 写真の資料化と保存・活用』（岩田書院、2010年）
- ・板垣貴志・川内淳史編『阪神・淡路大震災像の形成と受容 震災資料の可能性』（岩田書院、2011年）
- ・動産文化財救出マニュアル編集委員会編『動産文化財救出マニュアル 思い出の品から美術工芸品まで』（クバプロ、2012年）
- ・吉川圭太・吉原大志「広島土砂災害による被災写真アルバムの保全活動」（『史料ネットニュースレター』77、2014年12月、pp.9-10）
- ・広島県立文書館ウェブサイト「保存管理講座～文書・記録を残し伝えるために～」内の広島県立文書館リーフレット「土砂災害で被災したアルバム・写真への対処法（手引き）」（2014年12月）（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/sub19.html>）
- ・RD3 プロジェクト『被災写真救済の手引き 津波・洪水などで水損した写真への対応マニュアル』（国書刊行会、2016年）
- ・正村美里「平成30年度もの部会事業「関市の水害における汚損アルバム写真等の洗浄ボランティアについて」の報告」（岐阜県博物館協会「こと部会」編『岐阜の博物館』183、岐阜県博物館協会、2018年9月、p.3）
- ・西日本豪雨災害「残す。」編集チーム編著『残す。西日本豪雨災害 私たちは真備に何を残そうとしたのか』（同、2021年）
- ・松下正和「史料ネットによる水損写真資料の保全・応急処置—「思い出」をレスキューするために」（『日本写真学会誌』84-2、2021年、pp.72-79）

第5章

民具の救済

▣ 日高真吾 (国立民族学博物館)

はじめに

文化財レスキューとは、自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐため、災害の規模・内容に応じて文化庁が立ち上げる事業で行われる活動である¹。この文化財レスキューにおいて、数多くの支援要請が出される民具は、もともと同じようなものが大量にあることで、その地域の生活文化を見渡すことができる文化財群である。このため、文化財レスキューの対象となる民具の数は膨大なものとなる。一方、数多くの文化財レスキュー要請が出されるとはいえ、そもそも民具が大切な文化財であるという理解が地域で得られているかという点、残念ながらそうではなく、この点は矛盾がある。ただ、災害で地域そのものが消滅するという危機が現実的なものとなったとき、一つ言えることは、被災者にとっての民具が先祖から受け継いだかけがえのない存在として被災地や被災者自身のアイデンティティのよりどころとなるのではないだろうかということである。そして、日常、あるいは先祖の生活の記憶を表象する民具が残ることで、地域再生について考えるきっかけをあらためて地域全体やそこに住む人びとに与える役割を民具が担うようになるのではないだろうか。本章では、そうした民具が被災した場合の救済の在り方について、東日本大震災で行った民具の文化財レスキューを振り返る。なお、文化財レスキュー事業では、活動の柱を救出・一時保管・応急措置としているが、本章

では具体的な処置事例を述べるので、応急措置は応急処置という表現を用いる。

1. 被災民具の救出活動

東日本大震災で行った民具の救出活動では、まず、床面に散乱しているガラスの破片を取り除き、津波が運んできたヘドロをかきだしながら、埋もれている民具を探し出す作業からはじまった。装着しているゴーグルは汗ですぐに曇り、全身汗まみれとなりながらの搜索作業は、著しく体力を消耗するものであった [写真1]。また、どれが民具でどれががれきやごみなのかの判断がつかないものが多数でてくる。そもそも日常の生活の記憶をとどめることで文化財としての価値が見いだされる民具は、生活の場で使われていたものががれきやごみとなっている被災現場において、こうした事態が生じるのは、ある意味宿命なのかもしれない。そこで、がれきやごみなのか？ あるいは民具なのか？ という判断に迷った場合は、すべて救出の対象とすることとした。いったん廃棄されてしまったら、二度と取り戻すことはできないが、逆に、その後の整理作業で、これはがれきやごみだったという判断が確実にできた場合に廃棄すればよいのである。救出活動のような過酷な環境での作業は、作業者の判断はどうしても鈍ってしまう。だからこそ、「民具かもしれないから、まずは救出の対象としよう。」という心構えが必要となる。また、救出した民具の状態は、程度の違いはあるが、基本的にかれきなどから生じる^{すなほごり}砂埃による汚損 [写真2] が多い。また、被災文化財自体の転倒や落下、収蔵棚の転倒による衝撃で破損し、原形をとどめていないものもある [写真3]。そうした状態の民具をがれきやごみのなかから見つけ出すためには、救出活動を行う構成メンバーに日ごろからさまざまな文化財を見慣れている博物館・美術館の学芸員が加わることが望ましいと考える。

次に、被災した民具の救出活動の体制について述べてみたい。救出活動はとにかく多くの人員を要する作業である。わが国は、阪神・淡路大震災以降、大きな災害に見舞われ、そのたびに文化財が被災し、官民を問わず多くの博物館・美術館の学芸員や文化財の保存機関の関係者が被災地に集結する体制



写真1 被災した博物館での民具の救出活動
(2011年6月和高智美氏撮影)



写真2 被災後、砂埃で汚損した民具の事例
(2010年2月橋本沙知氏撮影)



写真3 破損して原形をととどめていない民具
(2011年6月筆者撮影)



写真4 救出作業の事前調査
(2011年6月和高智美氏撮影)



写真5 作業前ミーティング 2011年6月
(河村友佳子氏撮影)

を整えてきた。そして、被災した文化財や博物館資料の救出を行い、大きな成果を上げるという経験を重ねてきた。一方、実際に作業を行う作業チームの陣容は、全国各地からさまざまな専門性をもつ芸員や研究者で構成される。そのため、作業に参加する者が自身の価値判断や専門性にとられると、ばらばらの活動を展開することとなり、作業目標を達成できなくなってしまう。そこで、救出現場全体を掌握し、作業計画を立て、作業者に指示を出す作業責任者が必要となってくる。

作業責任者の仕事は、救出現場の事前調査を行うことから始まる [写真4]。事前調査では、事故がおこらないよう、効率的な作業計画を立案していく。文化財レスキューが行われる時期は、被災地は復旧途中の段階であり、道路交通網の多くも復旧していない。東日本大震災時の救出活動では、こうした復旧途中の道路事情のなかで、現場までの移動には平常時では考えられない移動時間の長さがかかり、3時間を要することがほとんどであった。このことは、現地での作業時間を十分に確保できないことに直結する。そこで、限られた少ない時間のなかで、どのように効果的な救出活動の成果をあげるのかという計画を、事前調査で綿密に練る必要があった。

次に、実際の作業では、作業責任者は、まず、作業チーム全員に作業目的、計画を説明する作業前ミーティングを行う [写真5]。作業チーム全員が作業目的や計画、さらにはその日の達成すべき作業目標を共有していないと効果的な成果はまず得られない。そして、作業中のこまめな休憩や作業場の安全確保に努め、けが人や病人をださず、事故が発生しない現場管理を実行しなければならない。特に、休憩の指示は徹底する必要がある。救出現場の過酷な状況は前述した通りである。したがって、休憩をきちんととらなかった場合は、脱水症状を起こしたり、熱中症になったりする危険性が高くなる。その場合、どうなるのであろうか。結局、被災者の助けに頼ることになるのである。そうならないために、体を休め、頭の冷静さを取り戻すための休憩が必要なのである。作業責任者はこのことを自覚するとともに、作業チーム全体にこの意識を共有させることが大きな役割の一つとなる。例えば、筆者が作業責任者を務めた東日本大震災での救出活動では、40分ごとに10分の休憩をとることとした。その結果、けが人や病人をださずに、効果的な救出活

動を展開できたと考えている。

最後に、作業責任者は、その日に実施した救出作業について、次の作業責任者に引き継ぐための日報を作成する役割がある。東日本大震災は、被災地の範囲が広大で、現場の状況によっては、作業責任者を交代することが求められる場合があった。こうした際、作業日報によってきちんと作業を引き継ぐ体制づくりを構築しておく必要がある。

2. 一時保管と整理・記録

一時保管とは、救出作業の現場から文化財を移動させ [写真6]、安全な場所で一時的に保管する作業である [写真7]。ここでいう安全とは、雨や風がしのげるということはもちろん、施設を施錠し、管理するという防犯対策の面での安全性も条件に含まれる。

一時保管の作業では、被災した博物館などの文化財収蔵施設の担当者が限られた時間のなかで立ち会うことになるため、文化財を一気に保管場所へ移送することが求められる。そして、限られた時間で大量の民具を一気に運び出すためには、「美術梱包」をしている余裕はない。そのため、脆弱なものは別として、ある程度強度のあるものは可能な限りトラックの荷台に積み重ねて移送する [写真8]。また、被災した民具の移送作業では、トラックの運転を専門とするドライバーではなく、筆者のようなトラックに不慣れな人間が不安定な道路状況のなか、事故を起こさないように50キロメートルから100キロメートルほど離れた目的地まで運転する。こうした過酷な条件のなか一人のドライバーで安全運転に努めるのは難しい。そこで、複数人のドライバーを確保した上で、交代しながら運転し、移動中の安全に留意することが必要であろう。

救出から一時保管の作業は、時間的な制約のなか、迅速な動きが求められる。しかしながら、ここで忘れていけないのは、大量の民具を所定の場所から一時的にせよ移動させるということである。このときには、何を移動させたのかという情報を残すことが必須である。Aという施設の「○○という文化財○点」という情報がなければ、その後の活動において、救出した民具の



写真6 一時保管場所への移送作業
(2011年6月和高智美氏撮影)

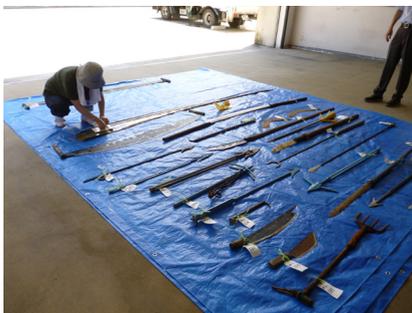


写真7 一時保管場所への仮置き作業
(2011年6月筆者撮影)



写真8 トラックに可能な限り積載した被災民具
(2011年7月筆者撮影)



写真9 テンパコを利用した資料整理
(2011年5月筆者撮影)



写真10 当面の使用が見送られた施設の一時保管場所
(2011年7月筆者撮影)

点数を確認できなくなってしまう。そこで、一時保管の作業では、大まかではあっても全体の点数を確認するための「整理・記録」の作業が必要となる。ただし、限られた時間で被災文化財を移送するという作業のなかで、完璧なリストを作成することはできない。そこで、東日本大震災の際には、まずは民具をまとめて入れるテンバコの箱数でカウントすることとした。この作業では、テンバコに入れている民具の全体がわかるように1カットの写真を撮影し、テンバコに付与した仮番号とともにその写真データを管理することとした [写真9]。その後、民具の応急処置が行えるようになった際に、はじめて民具1点ごとの「整理・記録」の作業を行っていった。

次に一時保管の環境について考えてみたい。被災現場にある民具は、災害そのものの被害に加え、救出され、一時保管場所へ移動するまでにさらされた雨や風、粉塵などによって劣化が進行する。だからこそ、一刻も早く救出し、一時保管し、応急処置を施すことが求められるのである。一方、一時保管の場所では、温度湿度や光がコントロールされる博物館の収蔵庫の環境は望めないことはいままでもない。また、大規模な災害時においては、さまざまな施設が被災していることから、比較的環境のよい場所のほとんどが被災者の避難所や救援物資の資材置き場などにあてられる。したがって、被災した民具の一時保管場所として提供される場所は、避難所や資材置き場として利用されなかった場所であったり、学校の空き教室や使用されていない施設のエントランスホールであったりする場合が多い [写真10]。そのために、一時保管場所の環境をどのように安定させるのかも重要な活動となる。災害時に一時保管場所として提供される場所は、大きな窓や開口部があり、空調システムはまず機能していない。そして、この大きな窓や開口部は、外気の影響を受けやすい状況となっている。このことは、温度湿度の大きな変動を生み出し、脆化した民具はこの温度湿度の変動で破損したり、変形したりする危険が高まる。また、大きな窓や開口部の開閉のためのサッシが取り付けられているレールなどの隙間は、そのわずかな隙間から室内に入ってくる埃による汚損が懸念される。また、民具を食害する害虫の侵入を許し、生物被害が発生しやすい環境となる。さらに、大きな窓から外光が入射することで、紫外線の影響を受けやすくなるなどの劣化要因に民具がさらされてしまうこと

になる。

そこで、こうした課題については、博物館環境に詳しい保存科学者との連携を推奨したい。保存科学は文化財の保存を学問的に考える研究分野であり、博物館環境もその対象となっている。特に、2009年4月30日に公布された「博物館法施行規則の一部を改正する省令」において、学芸員養成課程で「博物館資料保存論」が必修科目（2012年度に必修）となった前後に、博物館環境についてまとめられた保存科学の研究成果はさまざまな形で出版されている²。ここでは、温度湿度の管理や生物被害対策など、一時保管場所においても留意したい事項が整理されているので、そうした事項を参照しながら実施可能な環境整備を進めていく必要がある。

3. 被災民具の応急処置

応急処置は、被災した文化財の劣化を食い止めるための作業である。地震や水害などによる文化財の被災状態は、ほこりや汚泥、砂などがこびりついた表面の汚損が最初に観察される。また、災害そのものの衝撃や、棚からの転倒、落下の衝撃による破損も確認される。このうち表面を汚損するほこりや汚泥、砂などは、湿気を呼び込む作用もあることから、カビの発生を促進させる要因ともなる。さらには、これらの汚れは、民具そのものの取り扱いを困難にし、整理作業などの活動を著しく阻害する要因ともなる。したがって、応急処置で最初に行うべきは、被災した民具を汚損している物質を除去するための洗浄作業となる [写真 11]。なお、応急処置で行う洗浄作業は、必要最小限にとどめておきたい。少しでも多くの被災した文化財を救出するためには、救出した民具1点ごとに関わる時間をいかに少なくすることも重要な要素となる。あまりにも丁寧な作業はかえって、応急処置の点数を制限してしまうことにもなるので、作業責任者は応急処置の程度をしっかりと見極めながら、作業全体を監督することが必要となる。そこで、筆者は応急処置として洗浄作業を行う場合は、大、中、小の三種類の刷毛、大、小2種類のブラシ、それに筆一種類で構成した6種類の洗浄キット [写真 12] を作業者に渡すことにした。もちろん、被災状況によっては、この種類が少



写真11 被災民具の応急処置
(2011年8月筆者撮影)



写真12 洗浄セット

なくなることもある。そして、この洗浄キットで落とせる範囲の汚れだけを洗浄対象とし、それ以上の洗浄作業はあえておこなわないというルールで臨んだ。日ごろ、博物館資料や文化財に携わっている学芸員や保存修復の専門家は、このような応急処置としての洗浄作業に物足りなさを感じることもあるかもしれない。しかし、本格的な洗浄あるいは破損個所の接着復元といった専門的な技術を要する作業は、この次に行われる保存・修復活動で行うものと割り切ってもらうことにしている。

次に東日本大震災で実施した具体的な応急処置の活動を紹介する。東日本大震災で被災した民具を汚損しているものは海砂であった。そして、この砂は、乾燥すれば、刷毛などによる払い落としの作業で十分に除去できるものであった。そこで、被災した多くの民具については、水は極力用いず、払い落としの作業で対応することとして、前述したように洗浄キットで除去できるところまで実施するというきわめて明快な判断基準で洗浄作業に臨んだ。

また、東日本大震災は、筆者が経験したことのない津波による被災であった。そこで、被災した民具の大きな劣化要因として問題視されるものに、海水に含まれている塩分があった。この問題については、実際の文化財レスキューの応急処置の現場のなかで、出土遺物や自然史関係、古文書などの文化財は、塩分除去のための脱塩処理が施され、この処理に関する情報についても講習会が開催されたり、WEB上でその方法論が公開されたりしていた。筆者自身も東日本大震災で被災した民具に対して、脱塩処理が必要になるか

もしれないという考えはあった。しかし、海水に飲み込まれた期間が限定的な津波被害によって、浸透した塩分を除去するための脱塩処理を優先的に行うべきかについては、慎重に判断すべきと考えた。

民具は他の文化財に比べて、平常時の状態は安定しているものが多い。それは、日常生活や生業のなかで比較的最近まで使用されてきたものであることが大きな要因となっている。また、美術工芸品のように観賞するためではなく、使うために製作されたものでもあることから、必然的にある程度の耐久性を備えたものとなっている。したがって、通常、筆者が民具の保存修復で脱塩処理が必要と判断するのは、常時、塩水にさらされてきた漁撈用具や高濃度の塩分にさらされる製塩用具、あるいは醤油醸造用具が中心となる。

実際に東日本大震災で被災した民具の状態を観察したところ、2011年段階においては、塩分に起因する劣化を示しているものはなかった。むしろ、脱塩処理を行った場合の問題の方が大きいと感じた。それは、脱塩処理を行う環境である。民具はさまざまな形状や大きさがあり、その素材は木材を中心としつつ、金属や紙、漆塗りなども含まれており、多様な素材で構成されている。また、大量の資料群をまとめて扱うこととなる。したがって、民具の脱塩処理では、複数の構成素材の状態を注意深く観察しながら行わなければならない。また、大量に処理できる大きな水槽 [写真13]、もしくは大量の水槽 [写真14] を用意する必要がある。つまり、脱塩処理を行うという判断をする際は、こうした作業環境を整えることが求められるのである。また、木材を脱塩液に浸漬しんせきするということは、当然、処理後の乾燥作業が必要とな



写真13 大型資料の脱塩槽
(2012年8月筆者撮影)



写真14 資料に応じた複数の脱塩槽
(2012年8月筆者撮影)

る。大量に水を含んだ木材は一気に乾燥させると木材の収縮、変形、あるいは亀裂のような破損を引き起こしてしまう。したがって、一度、脱塩処理を実施した場合、ゆっくりと乾燥させる場所が一定期間必要になってくるのである。また、金属部分は水に浸漬することで錆^{さび}が発生するため、錆止め処理をする場所が必要となる。こうした点から、被災現場からやっとの思いで救出し、あまり広くないスペースに仮置きすることが求められた一時保管場所で、ここにあげたような脱塩処理に関する問題は解決できないと筆者は考えた。

そこで、東日本大震災で被災した民具については、基本的に脱塩処理を行わない判断をし、より緊急的に実施しなければならない対応として、資料に付着した津波による砂やヘドロの除去を中心とした洗浄作業を優先的に行うこととした。ただし、塩分に関する問題を棚上げにしたわけではない。2011年は洗浄作業に専念した後、2012年2月からは脱塩に関する予備実験を実施し、翌3月から本格的な脱塩処理について宮城県を中心に技術指導を行った [写真15] 3。

最後に、繰り返しにはなるが、被災した民具の応急処置の手順と考え方について、以下に簡単にまとめる。被災した民具の応急処置として実施する洗浄作業では、まず水を使わず、洗浄道具で落とせるだけの汚れを落としていくことを基本としたい。しかし、泥が固着して簡単には落とせなくなっているものや、複雑な形状で隙間に泥や砂が詰まっている民具については、水槽に溜めた水のなかに浸け込んだり [写真16]、流水したりしながら汚れを除去する方法 [写真17] を選択する。ただし、水を使った洗浄作業を行う場合は、作業場に水洗した民具を乾燥させる場所を整えておく必要がある。湿度が高い、あるいは乾燥させる場所がないという作業環境で水洗作業を行うとカビが発生し、その対応に時間を取られてしまうこととなる。このため、実施の判断は注意が



写真15 脱塩処理の技術指導
(2014年和高智美氏撮影)



写真 16 水槽への浸け込みによる洗浄作業
(2011年5月河村友佳子氏撮影)



写真 17 流水による洗浄作業
(2011年5月河村友佳子氏撮影)

必要である。

なお、応急処置の考え方として留意すべきことは、応急処置は自身のもっている技術を披露する作業ではないということである。まずは、より多くの民具を取り扱える程度にまで安定させることを優先させなければならない。それには、どのような作業を行うべきか、そして、次に行われる作業にどのように引き継いでいくのかを意識しながら、洗浄作業をはじめとする応急処置を行ってほしい。

おわりに

ここでは、被災直後の民具の対応について、文化財レスキューの活動の柱である救出、一時保管、応急処置についての考え方を東日本大震災の経験をもとに述べてきた。ただし、この作業だけで民具が地域の文化財として継承されるものへと再生できるわけではない。この後に行われる作業が重要となってくる。

その作業とは、本格的な修復が必要と判断された被災文化財について専門家が行う保存修復 [写真 18]、そして、復旧した博物館などで民具を安全に保管する恒久保管の活動へと展開する [写真 19]。次に、これまでの文化財レスキュー活動で得られた知見や恒久保管の場となる博物館などで行われる専門的な研究活動を取りまとめ、その成果を公開する研究・活用という活動



写真18 専門家による被災した民具の保存修復
(2010年6月橋本沙知氏撮影)



写真19 被災文化財の恒久保管
(2010年11月筆者撮影)



写真20 被災民具を対象とした企画展「歴史と文化を救う」の開催 (2010年7月筆者撮影)



写真21 文化財防災についての地域住民との意見交換会 (2010年11月)

へとつなげていく [写真20]。そして、研究・活用という活動を通じて、地域住民に対して、その民具が地域のアイデンティティであることをしっかりと理解してもらうために、博物館という機能を存分に生かしながら働きかける工夫が求められる。その上で、次の災害に備えた防災の在り方を地域ぐるみで考えていく活動へと展開させていく [写真21] ことで、民具が地域の文化財として継承されるものへと再生できるのではないかと考える。

参考文献

- 1 文化財防災センター「文化財レスキューについて」

https://ch-drm.nich.go.jp/disaster_response/rescue.html(2023年7月21日アクセス)

- 2 村上隆「博物館の展示環境」岡田文男責任編集 京都造形芸術大学編『文化財のための保存科学入門』（角川書店、2002年、pp.314-325）
三浦定俊「収蔵庫内の保管環境」岡田文男責任編集 京都造形芸術大学編『前掲書』（角川書店、2002年、pp.326-33）
三浦定俊・佐野千絵・木川りか『文化財保存環境学』（朝倉書店、2004年）
独立行政法人東京文化財研究所編『文化財の保存環境』（中央公論美術出版、2011年）
石崎武志編『博物館資料保存論』（講談社、2012年）
本田光子・森田稔編『博物館資料保存論』（放送大学教育振興会、2012年）
稲村哲也・本田光子編著『博物館資料保存論【新訂】』（放送大学教育振興会、2019年）
- 3 日高真吾『災害と文化財—ある文化財科学者の視点から』（千里文化財団、2015年）

第6章

美術資料の救済

▣ 大林賢太郎（京都芸術大学）

はじめに

「美術品」とは、書画、彫刻、工芸品等のなかで芸術的な評価を得たもの、言い換えれば一定の商品的価値を持つものを指すことになるが、その定義はもともと厳密なものではない。たしかに文化財として公的に認められたものはわかりやすいが、それだけを残していけばよいということでもない。未指定の文化遺産でも、所有者の思いのこもったものを伝承するなかで、歴史的な価値や美術工芸としての評価が付与されていく事例もある。また、版画や写真などの複製可能なもののなかでも美術品として高く評価されているものもある。被災時にそれを基準に仕訳（トリアージ）することは現実的にも難しいので、美術品たり得るものとして「美術資料」と呼称して曖昧にひとくくりにして述べていくこととする（美術資料という用語は、作品の制作背景や来歴などを伝える「作品とは別の紙資料など」を指す場合もあるが、本章では制作物そのものを指す用語としてあえてこれを使用する）。

また、本章では、こうした美術資料のなかで、装^{まう}潢^{こう}文化財を中心に取り上げる。彫刻、工芸品、あるいは絵画でも油画等の洋画に関しては、素材・構造も違うので、将来的にそれぞれの専門家の稿を待ちたいと思う。

1. 日本の書画の素材構造

1.1. 装丁のある書画（装潢文化財）

装潢文化財は指定・未指定を限らない用語で、原理的には装丁をともなった書画を指す。つまり絹・紙に書画が書（描）かれたものが作品の実体（＝本紙と呼ぶ）であるが、それを補強するために裏打ちが施され、用途に応じた道具としての形態、つまり間仕切りの形として屏風や襖ふすまや衝立、読むための形として卷子や冊子、鑑賞するための形として掛軸や画帖がしやうや額に仕立てられる。これらの形態においては、本紙は装丁（裏打ちやそれぞれのパーツ）と糊付けされて一体化していることが最大の特徴と言える。言い換えると、この形の作品の本格修理では、本紙を装丁から分離して本紙修理を行った後、裏打ちを行ってそれぞれの装丁の形に仕立ててはじめて修理が完了する。長く伝承されてきた書画の場合、修理は何度も繰り返されて今に至っているはずだが、装丁は修理の際に新調改装されて元のもの伝わっていないことが圧倒的に多い。装丁は本紙を引き立てる衣裳のようなものと考えられており、古くなって汚くなれば着替える、つまり新調することが当たり前で、装丁自体を修理までして再使用することは稀であった。これこそが日本における書画の伝承の特徴的なあり方である。美術資料では、未表装のものも含まれることがある。

1.2. 本紙修理

本紙の基底材は絹もしくは紙で、数の上では圧倒的に紙が多いが、作品としての格は絹の方が高い。この基底材の上に書であれば墨で、絵画であれば絵具で表現がなされている。基底材と色材（墨や絵具）は基本的に何らかの接着剤で固定されており、その接着力が維持されることが必須である。本紙修理の目的は、基底材の平面性を維持し、表現である色材と基底材の接着力を維持し、表現（墨や絵具の色や質感など）を明瞭に読み取れるように表面の異物を除去したりすることである。基底材の平面性を維持するためには欠失部に補填を行って1枚のシートの状態に戻すことも必要であるし、基底材だけで形を維持できない場合は裏打ちによる補強が必須になる。絵具の接着

強度を確実なものにするためには剥落止めが必要であり、色を明瞭にするためには汚れやシミを除去軽減させるクリーニングが欠かせない。

1.3. 装丁仕立て

本紙修理の後、裏打ちから装丁の組み立て工程とするが、絹本の場合などでは裏打ちを打ち替える（＝旧裏打ち紙を除去して新しい裏打ち紙で打ち直す）ことが、修理のなかで最も重要な工程で、特に最初の裏打ち、つまり本紙に直接接着する肌裏打ちを本紙修理に含める考え方もある。その後、それぞれの形態に組み立てるが、形態による差が大きいので、代表例として掛軸と屏風の構造と工程を示す〔図1・2〕。

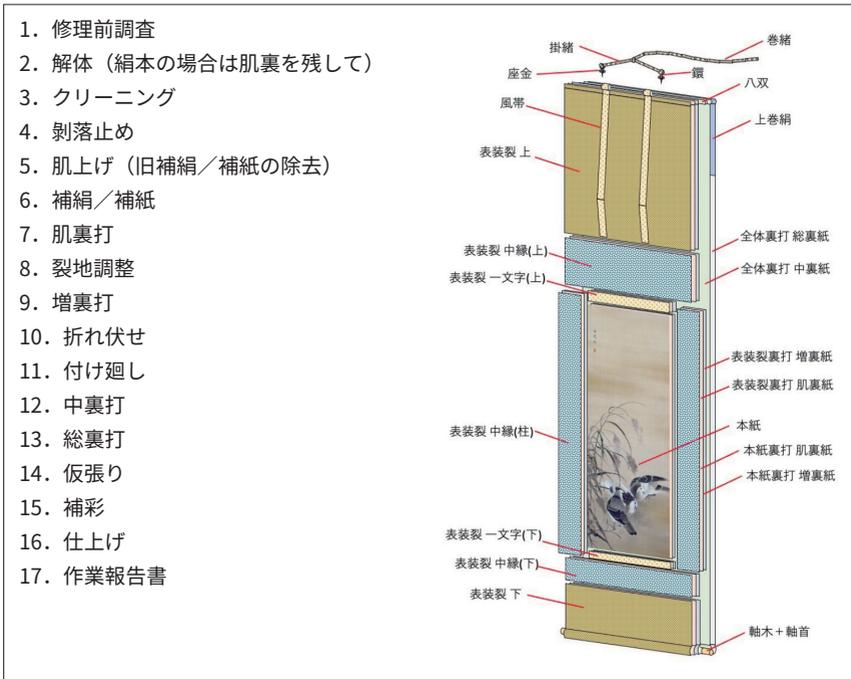
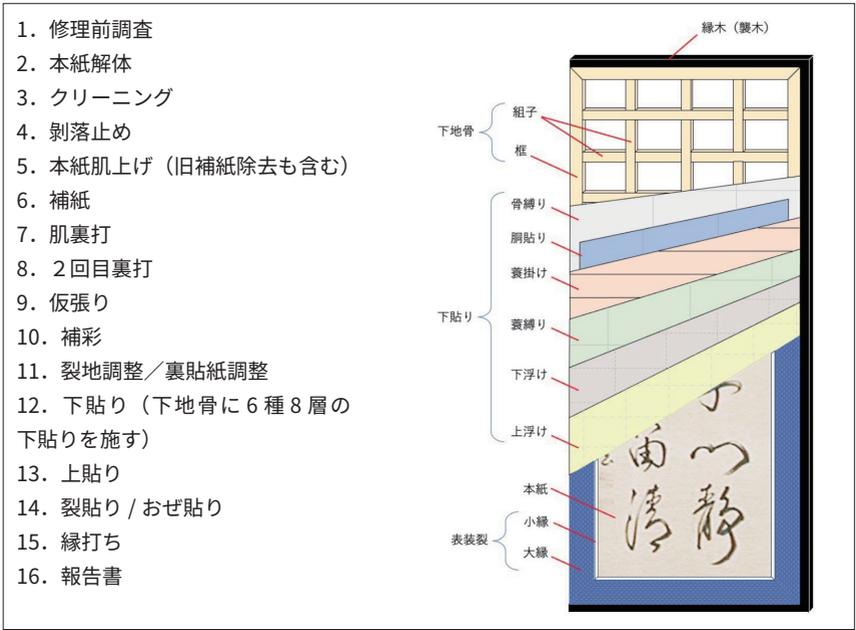


図1 掛軸の構造



これらは一般的な工程を順番に並べたもので、作品の素材や劣化状態などによっては画面に表打ちをして肌裏紙を除去する「乾式肌上げ法」が採用されるとさらに工程が増えたり、順番が入れ替わったりする。また、剥落止めは絵具の状態などによっては修理前半に行うだけでなく水を使った作業の後で再度行うこともある。修理中、修理後においても記録を取ったり写真撮影を行ったりするがここでは省略している。

いずれの形態でも装丁仕立てに関しては専門家でない限り、たとえマニュアル等があってもハードルが高いのは明白である。ましてや、本紙修理においては、素材・構造を把握した上で、その劣化・損傷の程度を見極めて適切な処置（修理）を行うことは、経験の積み重ね抜きで行えるとは思えない。さらには文化財レベルでの長期保存を達成するには、装丁仕立ての専門家である表装技術者のなかでも文化財修理の原理原則にのっとった修理仕様を設計、施工できる業者／技術者によるしかないのが現状であるが、その数は限

られている。こうした専門家が、被災時のレスキュー、応急処置、本格修理まで関わることができれば理想的であるが、こうした知識経験を持ち、技術をもった専門家は、日本ではそのほとんどが民間組織／人であることも含めて、災害時から現場に投入することはかなり難しいと言える。だからといって、後回しにすればするほど、美術品としての評価を得る可能性を保持したまま伝承できる可能性は限りなくゼロに近づいてしまう。本章では、それを回避するために、被災時に現場ですべきこと、できることを検討していく。

2. 美術資料の被災

修理技術者の立場からいうと、被災の種類が違っても、本紙の状態、劣化損傷の種類と程度が重要であるが、本章ではまず被災の種類ごとの特徴的な劣化、損傷を挙げていくことにする。

2.1. 地震災害

地震による被災では、主に高所からの落下や建造物倒壊による^{あつかい}圧潰等を原因とする物理的な劣化・損傷が想定される。本紙の突き傷、断裂、欠失、擦れ、さらには装丁構造（掛軸、屏風、襖等）の破損が主なものである。しかしながら、地震による被害は被災時のものにとどまらない。被災したことでインフラが失われて温湿度管理ができなくなってカビなどの生物被害が発生

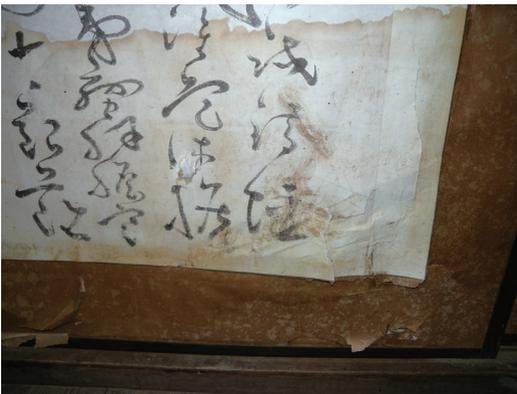


写真1 突き傷・擦り傷（大船渡
市C家襖）

したり、建造物が被害を受けた場合は雨漏りや貯水タンクの水漏れによる水損が発生したりすることも少なくない。

2.2. 洪水、津波（高潮）、土砂災害

こうした災害による劣化・損傷は水損の一部としてまとめられるが、雨漏りや水漏れとは違って、美術資料そのものが、建物ごと流されたり、あるいは屋外に流されたりして行方不明となり消失してしまうこともある。また、日本の書画は紙や絹が基底材であり、色材の固着剤のほとんどが水溶性の接着剤であること、装丁（裏打ちを含む）の多くの部分が水溶性の小麦澱粉糊で接着することで仕立てられていることなどから、水への浸漬は大きなダ



写真2 絵具層の一部の総裏への貼り付き（長野市長明寺）
掛軸の裏側（総裏紙）に絵具が付着している。当然、画面側に残っている絵具も膠着力が低下しているので、剝離剥落する恐れがある。



表 裏
写真3 本紙料紙の一部の総裏への貼り付き（長野市長明寺）
掛軸の裏側（総裏紙）に本紙料紙が貼り付いている。

ダメージを与える。しかも、それが長時間にわたることでダメージがより拡大していく。絵具層の剝離剝落が進行し、基底材が紙の場合は水素結合が解除されたりして脆弱化する。掛軸が巻いた状態で水損を受けると画面と総裏紙が貼り付き、絵具層の一部が総裏に付着してしまうことがある〔写真2〕。絵具層だけでなく本紙料紙自体が総裏に付着して画面が欠失してしまうこともある〔写真3〕。屏風の場合でも畳んだ状態で水損を受けると画面同士が貼り付くこともある。

水損といっても単なる水であることは稀で、雨漏りの場合でも屋根から被災資料に伝わる経路にあるさまざまな異物を溶かして含んだ汚水であり、洪水や津波や土砂災害では言うまでもなく周囲の環境にあるさまざまなものが溶け混じった汚水である。また、被災資料にかかった水が純粋な水であったとしても、作品自体の表面や内部に存在する埃等の異物や劣化生成物等が溶け出して汚水となる。こうした汚水によって、画面に汚れが固着〔写真4〕



修理前



クリーニング後

写真4-1 汚れ(泥)固着
(大船渡市S家掛軸まくり)

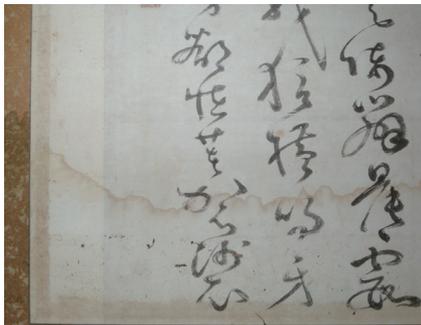


クリーニング後

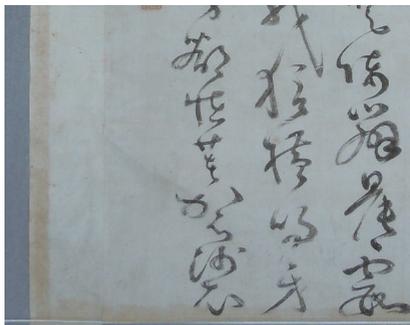
写真4-2 断裂・欠失(大船渡市S家掛軸まくり)巻いた状態で津波で被災し、泥が付着した状態で長期間経過した。その部分の料紙が腐朽したことで断裂、欠失が生じており、クリーニングを行っても完全には除去できない。

したり、汚水の色のシミとなったり、不均等に乾燥した場合には乾燥の瞬間の境界線で際付いたり [写真5] する。

美術資料を汚損するのは、外からの汚水が原因とは限らない。美術資料自体に水に弱い色材などが使われている場合は、水に濡れることで表現以外の場所に移動すると、もともとが本紙の構成要素であっても視覚的な損傷とな



修理前



修理後

写真5 シミ（際付き）（大船渡市C家襖）

海水を吸い上げ、乾燥する境目で汚れが定着するため濃い色になり輪染み（際付き）が生じる。



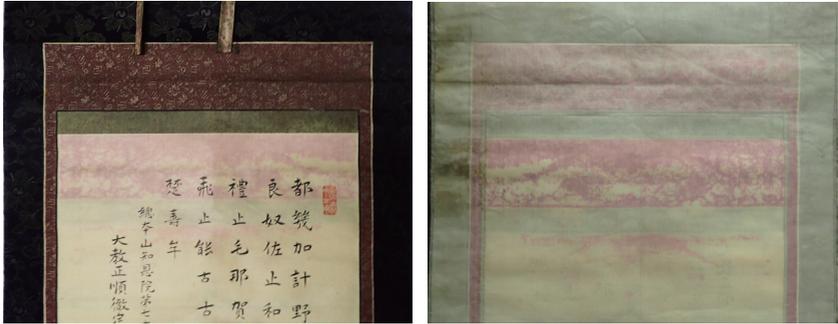
写真6 染料系絵具の滲み（大船渡市S家浮世絵）



明治期の浮世絵で使用された洋紅や合成染料のなかには水に弱いものが多く、重ねて保管されていたために水濡によって移動して汚損を拡げた。

る。例えば染料系の絵具が使われていたり [写真6]、水性のインクで文字が書かれていたり、掛軸の表装裂を染めた染料の定着ができていなかった場合 [写真7] 等も本紙の他の部分を視覚的に損傷させる。

水損はほとんどの場合、被災後にさらに生物被害を生じる。最も普遍的な



表

裏

写真7 表装裂の染料移動（長野市長明寺）

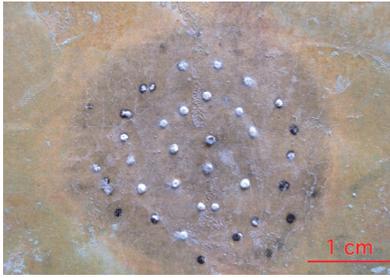
掛軸が巻いた状態で保管されていたが、表装裂（中廻）の紫色の染料が洪水による水濡れによって内側2周目の途中まで移動して本紙を汚損している。

ものがカビによる被害である。それは、単に見栄えが悪くなるだけでなく、菌糸の成長によって色材層や基底材の物質そのものが破壊されたり、成長する過程で別の濃い色素を産生 [写真8] して視覚的な損傷を与えたりする。また、浸漬時間が長くなると、菌糸が密集してできる菌核が形成され、基底材自体を破壊して発芽することもある [写真9]。

海水に浸漬した場合は、別の形の劣化を引き起こす。塩水も周囲の環境が一定湿度以下になると水分が蒸発して乾燥するが、塩分は基底材中に残る。塩分は環境湿度が一定以上に達した時点で潮解（物質が水蒸気を取り込んで自発的に水溶液となる現象）を生じるた



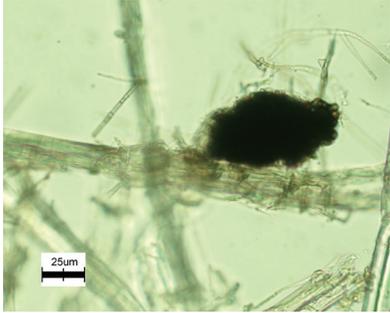
写真8 色素産生カビによる着色
（大船渡市S家巻子）



屏風



掛軸



顕微鏡写真

写真9 菌核（大船渡市S家）

低温で長時間濡れた状態が続くと菌糸が密集して菌核と呼ばれる塊が生じる。発芽の際に本紙料紙を突き破って表面に白と黒の斑点状の突起が生じる。一般的にはキャベツなどの農作物で見られるが、条件が揃うと美術資料でも起こる。



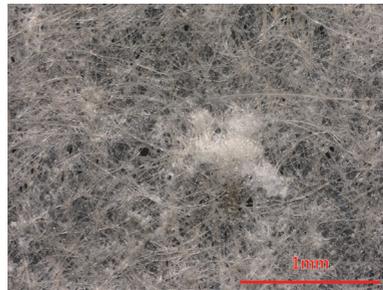
冊子小口



冊子表面

写真10 塩分結晶化による紙の破壊（大船渡市S家冊子）

紙中の塩分が潮解と乾燥を、何らかの条件下で繰り返すと結晶が集合した塊が生じる。これによって、紙の繊維同士の結合が一部では破壊される様子が見受けられるので、基底材の強度低下を招くと考えられる（美術資料ではないが、同様のことが起こる可能性は否定できないので掲載した）。



顕微鏡写真

め、乾燥していても、降雨などで高湿度になると直接水がかからなくても濡れた状態に近づく。これを繰り返していくと、結果的に濡れた状態の時間が長くなるので、劣化も進むと考えられる。また、このように塩分が潮解と乾燥を繰り返すうちに一箇所に集中して結晶の塊のようなものを形成する事例 [写真 10] もあり、そういう意味でも塩分の除去が必要である。

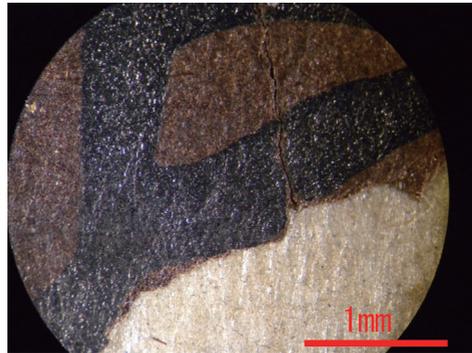
2.3. 火災

火災による災害では、焼損によって焼失してしまうことが多いが、幸いに焼け残る場合もある。基底材の紙は高熱によって炭化する [写真 11] が、経年で黒ずんだ銀は逆に還元されて制作当初の白色に戻る場合もある。また、火災による被災時には消火活動で水を被る場合があり、高温の影響を受けていない場合は水損と何ら変わらない場合もあり得る。また、近年では消火剤もさまざまなものが使われているが、化学消火剤による美術資料への影響などについては、不明である部分もあると思われる。



写真 11 焼け経 (泉福寺経)

紙が焦げて炭化すると脆くなり、曲げるだけで割れや剥落が生じるので、画面を養生して表面コーティングや裏打ちによる補強が必要。



3. 被災時の安定化処置

上述したように、装丁を伴った書画が被災した場合、本来の伝承できる形

＝表装仕立てまでを完了するには相応の修復期間が必要で、被災直後に短期間で行えるものではない。また、解体すること自体、その美術資料の本紙の素材構造や状態、装丁の構造などを理解した上で行う必要があり、やはり専門家の関与がなければ難しい。そういう意味で、当初から専門家が関われるかどうかが一番の問題である。関わられる場合はその専門家が修理完了までの全体の行程を考え、その場ではどこまでの処置をするのかを判断することが望ましい。そうではない場合は、専門家による修理が行われるまでの間、安定した状態を保つことを目標とすると考えるべきである。とはいえ、資料の種類や素材構造、被災の種類や程度、状態によって千差万別である。被災現場では難しいとはいえ、その最初のタイミングから専門家のアドバイスを求めることが、修理後の仕上がりに直結し、伝承していくべき価値を残せるかどうかにも関わってくる。

安定化処置は、被災現場でのレスキュー活動から始まる。

3.1. 現状把握（被災現場での判断）

被災現場において、判断しなければならないのは、まずレスキュー対象かどうかからである。美術品として残すかどうか＝レスキューして移動するかどうかを（できれば所有者に確認を取って）判断する。安定化処置が必要かどうかもこの時点で判断し、必要なら、処置ができる場所への移動を前提にレスキューを行う。安定化処置が必要なタイミング（至急か、後でもよいのか）の判断も、移動先等の決定を左右する場合がある。もう一つ重要なのは、そのまま移動することができる状態かどうかという判断である。その上でレスキューを行って、一時保管場所での保管方法について指示を行い、早急に処置が必要なら作業員への指示、あるいは専門家への打診などを行う必要がある。

3.2. 保管処置方針の確認（一時保管場所／処置作業場での調査と処置）

レスキューしたものを一時保管場所に運んでも、そこでどのように保管するのか、どういった処置がどの段階で必要かを改めて確認する必要がある。この時点で専門家に直接見てもらえるとよいが、それが難しい場合は、専門

家に相談するための情報を集めなくてはならない。必要最小限の情報の例を以下に整理しておく。

・被災資料の状態

まず、全体としてどういう状況かということの本紙だけでなく装丁も含めて把握する必要がある。物理的損傷を生じているのか、浸水被害を受けたのか（濡れた状態のままか、すでに乾いているのか）。現状で持ち上げたり移動できたりする状況か。また、美術資料では保存箱に入っていたり、包材で包まれていたりするので、それが機能しているか、却って本紙にダメージを与えているかなどについても確認する。その上で、以下の重要な項目を確認する。

・カビによる被害 [写真8]

コロニーが生じていたり、色素を産生していたりすれば肉眼で観察できる。美術資料の場合、基底材自体や接着剤等、カビの生育に必要な養分が存在するので一定の温度で湿度が上がれば必ず発生し、特に浸水した場合はそれが真水でも海水でも乾燥する段階で発生する可能性が高い。カビによる被害は視覚的なものだけでなく物理的にも基底材や接着剤の強度低下を起こすので、これ以上繁殖させないためにも殺菌処置が必要である。ただし、菌自体はどこにでも存在し、処置後にも発生する可能性が高い。処置をすれば終わりではなく、その後の保管環境も同時に考慮する必要がある。

・劣化を促進する（可能性のある）物質の付着、含浸

被災時に本紙（基底材や絵具層）の表面に異物が付着する場合や、含浸して内部で定着する場合がある。特に浸水による含浸では、先述したようにさまざまな有機物、無機物が本紙中に残されることになり、ゆくゆくは劣化を促進する可能性が高い。安定化処置で最も必要な処置は洗浄作業であるといっても過言ではない。塩分の除去は金属素材の場合は必須であるが、紙の場合でも条件次第では劣化させることがわかったので、水洗による除去は必須である [写真11]。

・絵具層の劣化損傷

顔料は膠などの固着剤で基底材（紙や絹、木等）に接着された構造であるが、軸装（掛軸や卷子）屏風などで向かい側に貼り付いていたり、移動したりし

ていれば比較的容易に肉眼観察で確認できるが、単純に強度が低下しただけではわかり難い場合もある。特に浸水した場合、時間が長ければ固着剤の接着力が低下し、乾燥後見た目は同じでも少しの物理的な力が加わっただけで剝離剝落する可能性が大きくなる。こうした場合は触診などが必要であるが、経験がなければ難しい。その上で、処置方法を選択するが、これは、その後の本格修理とも深く関係するので、専門家からの指示を受けることが望ましい。染料系の色材（インク等も含む）は浸水すると滲む可能性が高いが、横だけでなく裏側や接している別の紙やものにも移動することがある。これは肉眼で確認できる [写真 6]。

・基底材の劣化損傷

被災によって物理的な損傷を受けた場合は視覚的にわかり易いが、強度低下等の劣化については見ただけではわかりづらい。触診による判断が可能な場合もあるが、いずれにしても経験に依存するといってもよい。

・装丁の劣化損傷

装丁は破損している場合は取り替えることを前提としてよい。ただ、この段階で、考える必要があるのは、この装丁の存在によって本紙がダメージを受ける可能性がある場合である。何の処置もせずに保管できるケースではさほど問題にならなくとも、安定化処置で水洗などの処置をする際に邪魔になる場合もある。例えば表装裂に使われている染料が水で動く場合は先に外しておく必要がある [写真 7]。あるいは、異物の除去をする場合やカビの処置をする場合でも、裏打紙があると完全に除去をすることが難しくなったり、時間が掛かったりする可能性がある。そういった場合は、トータルでの本紙強度を勘案して必要に応じて裏打紙を除去しておく方がよい。

美術資料の種類によっては、あるいは被災の種類によっては、これ以外の劣化・損傷が生じていることもあるが、当然、個別に見極め対応する必要がある。

3.3. 安定化処置の考え方

美術資料の場合は、最終的には専門の修理工房に搬入して本格修理を行わなければ、美術資料として伝承することにはならない。ここでいう安定化処

置は、本格処置までの間、現状を維持し、劣化の進行を止めたり、遅らせたりする目的で行われる。あるいは、時期が未定の本格修理を待って処置するより、今処置をする方がより高い効果が見込める場合の処置と言える。当然、それぞれの本紙の素材構造や装丁の状態、劣化損傷の程度、被災後の経過時間などに応じて違ってくるが、書画などの美術資料の場合は、劣化の進行を抑制するために何をすべきかというだけでなく、表現をいかに維持するかということも考える必要がある。

物理的な損傷のみの場合は、保管環境が必要十分な条件を満たしていれば、触らずに梱包するなどしてそのまま置いておくことが可能な場合もある。

浸水被害を受けた場合は乾燥させることが、劣化の進行を止め、カビの繁殖を防ぐために必要な処置ではあるが、美術資料の場合は、基底材の上に膠によって接着された絵具層があり、多種の素材が澱粉糊でんぷんのりによって貼り合わされた構造の装丁を伴っていることが多い。こういう構成であるがゆえに、ただ乾かせばよいというわけではない。形態や構造を壊さないように乾燥させる必要があるが、それこそがきわめて難しい。

また、洪水、津波、あるいはその他の自然災害による水損の場合は、基本的に多くの水溶性、非水溶性の異物が含まれており、それらを本紙の中外に残しておくとも劣化を加速する可能性が高い。特に冷凍保管でもしない限りはカビによる被害を免れ得ない。従って、できる限りそれらを除去しておくことが本格修理を待つ前提としても必要である。装丁（表装）は本紙を支える構造となっている一方で、劣化を促進する可能性のある異物が残った状態で本紙に接しているため、水洗作業をより難しくする場合が多い。また、裏打紙は本紙と一体になっていることで、裏打紙を含めた厚さの紙を水洗乾燥させるのと同じことになり、より多くの水を使ってより時間の掛かる作業となり、本紙に掛かる負担も増える。そういう意味においては、装丁を取り外して本紙だけにすることも、安定化処置の一環として有効である。

浸水した冊子などの資料を乾燥させる方法として真空凍結乾燥がある。水洗して濡れたままの資料を凍結させて真空中で乾燥させることで、ページ同士が水素結合で貼り付くことを防ぐことができる。一方で、澱粉糊などの接着が解除されるため、美術資料でこの方法を採用できるのは、限られた条件

の場合だけで、特に絵具が使われていない場合に限られる。しかし、被災時にはカビの被害を食い止めるためにどうしてもせざるを得ない場合もあり得る。

そして、美術資料としての表現を維持するには基底材と絵具層の構造が維持されていなくてはならない。しかしながら、水洗などの処置に耐えるか、あるいはそういった処置を行った後の強度が十分かは、よほど低下していなければ専門家でも難しい。とはいえ、この判断を怠ると、美術資料として残したことはなくなる可能性がある。絵具の固着力を上げる剥落止め処置も専門家が行う方が確実であるが、どうしても難しい場合は養生紙を貼り付ける処置が可能な場合もある。いずれにしてもこの部分は専門家の指示に従って行うことが望ましい。

安定化処置の先には、できるだけ早い時期に本格的な修理が行われるのが望ましい。被災時には複数の、というより大量の美術資料が現出するので、それを一気に修理すると言うことは現実的には不可能である。被災後時間ある程度経て冷静に考えることができるようになってから、被災によって減じた美術的な価値と伝承してきたことの意味などを天秤に掛け、さらには費用のことも含めて、修理の優先順位を決めて行っていくことが望ましい。

4. 安定化処置事例（おおふなとし大船渡市 C 家の襖）

4.1. 初動調査

現地での調査は被災後2カ月たった5月6日に実施できた。当日、襖の損傷状態を確認するなかで本紙が濡れた状態であることに驚いたが、後にそれは本紙中に残った塩分の潮解現象ちようかいによるものであると判明する [写真 12]。この塩分を除去しない限り、雨が降って湿度が上がるたびに濡れた状態になり、天候が回復すると乾燥することを繰り返すことがわかった。この繰り返しによって劣化が進むことは明らか



写真 12 現地調査

かであり、最低でも塩分を除去する安定化処置が必要であると判断した。安定化処置をどこで行うかを検討したが、現地では襖を処置できる作業台や噴霧器等の器材、吸い取り紙等の資材など必要なものを揃えることは難しいということで移送して処置を行うことにした。

4.2. レスキュー

襖自体を取り外して移送しようと試みたが、地震の影響で鴨居に上からの荷重がかかり取り外すことができなかったため、急遽、本紙だけを取り外して作業可能な場所に移送することにした。本紙の周囲には無地の台紙が取り付けられてすべての本紙を同サイズに調整した上で、その周囲に表装紙である砂子紙がめぐらされた形であった。この砂子紙のところでは本紙をくり抜いて、下貼り層の浮けの層（図2下貼り構造図参照）ごと竹ベラで外すことにした [写真13]。



写真13 本紙取り外し作業

4.3. 安定化処置

4.3.1. 調査

京都に到着した本紙を、安定化処置の方針を定めるためにさらに調査した。

・本紙の状態

本紙の一部は被災時に津波で流されてきた何かがぶつかって破れた箇所がある。また、下部1/3程度まで津波による汚水に浸水したことでその境目にかなり濃い茶色の際付きが生じており、鑑賞を著しく妨げている。詳細に観察してみると、本紙の周囲の金砂子の表装紙に近い部分では緑色の変色が認められた。これは金砂子の素材が本物の金箔ではなく、真鍮箔であったことで、それが濡れたことによって緑青サビが生じたものと分かった。

京都へ移送して安定化処置を行うことにしたのは、津波による汚水に含まれる塩分が本紙中に残っているからである。環境の湿度が上がると潮解して再度濡れた状態になってしまい、乾燥と濡れを繰り返すことで、物理的な劣化が進んだり、カビによる被害が生じたりする恐れがある。それを止めておかなければ修理までの間、安定した状態を維持できないからであった。言い換えると、処置として最重要なのは水洗処置であり、基本的には本紙がそれに耐えうるかを検討する事が必要であった。

色材である墨に関しては特に被害にあっても滲んだり転写したりして動いている痕跡はなかった。紙に関しては、江戸時代の文人（儒学者）の書に多い、竹紙か宣紙（実際は竹紙）であると思われたが、襖という装丁の宿命的な特徴である常に外気に曝され光が当たる条件から、紙の表面はすでに劣化が進んでいた。

・装丁

移動時に本紙部分をくり抜いて取り外したが、周囲には真鍮砂子の表装紙の一部が接がれた状態である。本紙の裏に裏打ちが何層あるのかについては解体してみなければわからないものの、欠失箇所が旧修理ですでに繕われていたり、断裂（亀裂）箇所が接がれていたりすることから旧修理で少なくとも裏打ちが1層は施されていることはわかった。また、現地で取り外す際に竹ベラで外すことができたことから下貼り層の浮けの層が本紙側に1層残っている。つまり、最低でも2層の本紙以外の紙層があることがわかっている。

・旧修理

欠失箇所の一部では旧修理で補紙（繕い）が施されているが、^{すのめ}簧目の方向が本紙と一致していないために視覚的な違和感を感じさせる箇所もあった。

4.3.2. 処置方針決定

調査の結果を踏まえて安定化処置の方針を立てた。

最優先事項は、塩分の除去であり、水洗処置である。一般的な装幀文化財の作品の修理の際の水洗処置と同じ方法、つまり10枚程度重ねた吸取紙の上に本紙を置き、画面側から浄水（金属イオンや異物を除去した濾過水）を噴霧して、重力と紙の毛細管現象を使って下の吸取紙に吸収させることで、本紙上や中に含まれる異物を溶かしだしたり（水溶性の物質の場合）移動さ

せたり（繊維の隙間を通り抜けるほど小さな非水溶性物質の場合）して除去する方法である。その処置を行う上で本紙に与える負担を最小に減らし、効果を最大とするために何をしなくてはならないのかを検討した。

・本紙以外のものを除去するかどうかの検討

まず、前項で挙げたように、真鍮箔砂子の表装紙は水洗（乾燥）時に本紙にサビ由来の緑青色の変色物質が移動する可能性があるため、事前に除去が必要である。また、本紙以外にも2層の下貼り紙（浮け紙）や裏打紙があると、その中に含まれる塩分も含めて除去しなくてはならなくなるため、必要以上に洗浄水の量を増やす必要があり、処置時間も長くなることから本紙への負担が過剰にかかる恐れがある。これらも除去しておく方が良いと判断した。もともと大きさの違う本紙のサイズを揃えるために周囲に台紙（足し紙）が浸けられていたが、よほど傷んでいる場合を除いて、そこまで本紙と定義して取り外さず処置を行うことにした。

・本紙が水洗に耐え得るかの検討

本紙の表現が墨書であり、墨以外には落款の朱が表現の主体である。これらは水に対してある程度の耐性があることが知られているが、パッチテスト（濡れた吸収紙の薄片を置いて移動しないかを確認するテスト）を行って移動しないことを確かめた。

4.4. 安定化処置

4.4.1. 表装紙除去

本紙の周囲に残っている表装紙は継目に少量の水を与えて接着剤である糊を緩めて除去した。

4.4.2. 旧下貼り紙（浮け紙）、旧裏打紙除去

旧浮け紙は作業台の上で裏側を上に向けて置き、浄水を噴霧して除去を行った【写真14】。旧裏打ち紙も同様にして除去を行った。除去を始めたところ、裏打紙は2層あることがわかった。本紙が短い繊維の紙ですでにかなり劣化（強度低下）していること、亀裂部は裏打紙があることでつながっていること、欠失部には補紙が施されて1層目の裏打紙（肌裏紙）がそれを支える形であることから、この肌裏紙の除去は非常に困難であると感じた。こ

の肌裏紙を除去するためには、その場で欠失部の旧補紙を除去して新しい補紙を補填し、新しい肌裏紙を打つ（接着する）、つまり本格修理を行う必要があることになるので、この1層目の裏打紙（肌裏紙）は残して水洗処置を行うという判断をした。



写真 14 裏打紙除去作業

4.4.3. 水洗処置

肌裏紙だけを残した本紙を重ねた吸取紙の上に置いて浄水を噴霧して水洗処置を行った【写真 15】。津波による塩水を含んだ部分はなかなか水が浸透しなかったが、時間をかけると徐々に浸透し、噴霧を数回繰り返しては本紙の直下の吸取紙に含まれる水の塩分の濃度を計測し、ほぼゼロになったところで水洗を終了した【写真 16】。

この水洗で浸水した部分との境目に生じていた茶色の際付きもかなり軽減されほとんど気にならなくなった。



写真 16 塩分濃度測定

塩分が除去できたかどうか、表層の吸取紙に含まれている塩分濃度を測定して判断した。



写真 15 水洗処置

本紙に負担を掛けないように、上から浄水を噴霧して含浸させ、下に敷いた吸い取り紙に吸収させて除去した。

4.4.4. 乾燥

水洗が完了した本紙を毛布の上に置いて自然乾燥させた。裏打紙を残した状態でもあり、本紙がしっかりしていたことから、乾燥による暴れはほとんどなかった。

4.4.5. 保管

乾燥後は、色材が剥落する恐れもないことから本紙を重ねて巻いて保管した。

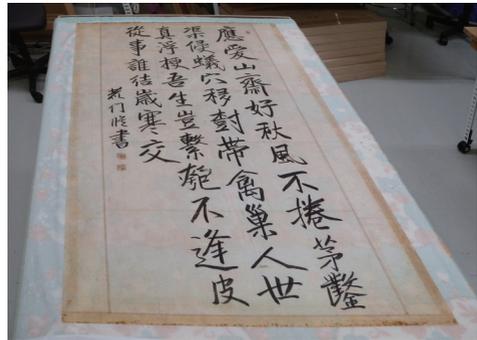


写真 17 乾燥

急激に乾燥させると輪染みなどが生じるので、毛布の上でゆっくり全体的に乾燥させた。

以上が、被災後 2011 年度に行った安定化処置に至る経緯と処置内容である。こういった処置は現地でも条件が揃えばできないことはないと思う反面、やはり設備が整っている慣れた環境で状態を確認しながら処置の方が格段に安心できると感じた。特に、この事例では対象が墨書であったが、もし絵具（色材）による表現のある美術資料に対して現地で処置を行う必要があったらどうしただろうと考える。

（本美術資料に関しては、その後 2014 年度に、京都造形芸術大学の特別研究費や東北大学災害科学国際研究所、特定非営利活動法人文化財保存支援機構からの援助もあり、最終的な修理まで行うことができた →コラム参照）。

おわりに

最初に現状の課題について考えてみたい。こうした美術資料を修理（処置）できるのは現代では工房などにいる技術者以外には、数える程しかない。被災時にこうした民間の専門家に関わってもらえるような仕組みを整えたり、専門家と協議を行える知識と経験を持ち、場合によっては応急処置を行える人材を養成したりすることが必要だと感じる。本格的な修理は無理でも、応急的な安定処置を担える人材はいずれにしても必要であろう。とはい

本格修理

安定化処置から3年後に予算が付いたことで、本格修理を行うことができた。

安定化処置の際に判断したように、旧肌裏紙を本紙に負担を与えずに除去することは難しいことを再度確認した。旧肌裏紙も本紙の一部として残し、旧補紙は紙の向きが斜めになっていたりして違和感を生じていたため、すべて除去して本紙に似寄りの補修紙で新しく補填し、さらに2層目の裏打ちを施した。下地骨は歪みもなくしっかりしていたため元のものを使用し、6種8層の下貼りを新たに施して本紙を貼り込んだ。表装紙（台紙）には真鍮箔砂子を使用されており、それが水損したことで青い銅サビの色が本紙を汚損していたため、本金砂子の表装紙を新調した。引手は元のものを使い、縁木は黒漆塗縁木を新調して仕立てた。現地で数居、鴨居、柱の傾き等に合わせて調整して納めた。



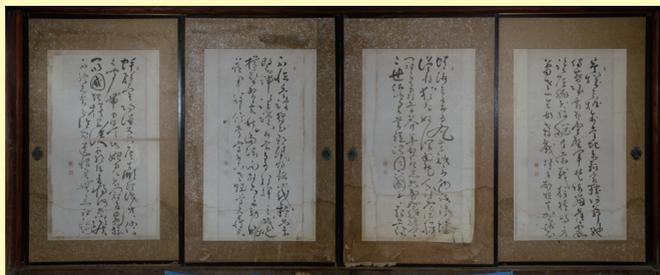
肌裏打ち



下貼り（胴貼り）



表装紙貼り込み



次の間（修理前）



補修紙（修理前）



補修紙（修理後）



次の間（修理後）

え、すぐには解決できそうもないので、当面は、専門家を紹介してくれる窓口に頼ることになるだろう。現在、独立行政法人国立文化財機構のなかに文化財防災センターができてそういった相談もできるが、文化財としての対応となる。民間では歴史資料ネットワーク（史料ネット）でも対応はしているが、美術資料に関してはNPO文化財保存支援機構の方が直接専門家が対応してくれる。それ以外にも文化財保存修復学会にも専門家が所属しており紹介してもらうことが可能である。

最後に、筆者がいくつかの被災資料の修理（処置）に携わって感じたことを述べて締めくくりたい。被災した美術資料の修理では、実際には被災したことによる損傷というより、長年放置された経年による劣化損傷に対する処置の比重が大きいことが多いと感じる。つまり、修理が必要な段階に至っていたのに放置されていたのが、被災がきっかけで修理が始められたという皮肉な現実直面するのである。たしかに、被災した際の処置や修理について考え、備えておくことが重要なのは当然であるが、こうした美術資料（未指定の美術品）の場合は、美術的な価値を維持することが重要であり、メンテナンスを行いながら、日常的に守っていくにはどうしたらよいかということが根底にあるのではないだろうか。

参考文献

- ・ 津波により被災した文化財の保存修復技術の構築と専門機関の連携に関するプロジェクト実行委員会・赤沼英男・鈴木まほろ編『安定化処理～大津波被災文化財保存修復技術連携プロジェクト～』（津波により被災した文化財の保存修復技術の構築と専門機関の連携に関するプロジェクト実行委員会・日本博物館協会・ICOM日本委員会、2018年（増補版））
- ・ 動産文化財救出マニュアル編集委員会『動産文化財救出マニュアル 思い出の品から美術工芸品まで』（クバプロ、2012年）
- ・ 大津波被災資料連携プロジェクト安定化処置（動画）
<https://www.j-muse.or.jp/06others/stabilization.php>（2024年1月23日最終閲覧）

第 3 部

資料救済への備え方

第7章

救出のシミュレーション：行動計画

■ 山内利秋（九州保健福祉大学）

はじめに

日本各地で毎年のように災害が発生し、被災する文化財が後を絶たない。災害が文化財に対して破壊や汚損といった直接的な被害をもたらしている状況はもちろん、まだ直接的でなくとも文化財を保管・内包してきた施設が被災し、いち早くレスキューしなければならない場合もあるだろう。言うまでもなく文化財を災害時に放置するのは滅失・棄損のリスクが高いわけであって、そのためには災害発生後のある時点で比較的安全な場所へ移動させる必要がある。ここで重要となってくるのが、ある地域で被災した文化財をレスキューする役割を担おうとする人びとが、災害後のどのタイミングで作業を遂行するかであり、さらにはどのような人員や装備の準備が必要であるかを知っているかどうかであろう。

現代の行政施策では地域防災計画をはじめさまざまな自然災害リスクに対応した計画・マニュアルが作成され、状況に応じてその都度改変がなされている。例えば被害予測・減災の観点から作成されている「ハザードマップ」、避難経路と避難場所の確認といった避難行動を整備した「避難計画」、避難所の準備から閉鎖までを定めた「避難所運営手引き・マニュアル」、災害時に発生したゴミ処理を遂行するための「災害廃棄物処理計画」や、さらに被災者の思い入れのある所有物を廃棄物として処理せずに被災者へ返還することを目的とした「思い出の品取り扱いマニュアル」といったように、過去の

災害で生じたさまざまな課題を検討し、同様な事態が発生した際にも対応できるよう明文化されている。

博物館・文化財保護分野に限ってみれば災害発生時の行動がいまだ指定文化財の状況確認のみにとどまっている事例や、担当職員に限られることもあってBCP（Business Continuity Plan: 事業継続計画）が構築されていない事例も見受けられる。大きな災害を経験した自治体では行政施策のさまざまな分野で高いリスクを想定したマニュアルやハンドブック・ガイドライン等が整備されていると考えられるものの、時間が経過して担当者が代わる等によってノウハウが継承されなくなるケースも想定しておかなければならない。

このように博物館・文化財保護の分野でも災害に備えた運営計画を継続的に構築・検討していくべき必要性が高い。そこで、災害を想定した資料レスキューに関するシミュレーションを通じて、特に市町村クラスの自治体における防減災マネジメントを構築し、自治体や民間団体等の関係機関での合意形成を目指していく活動について考えてみる。

1. 災害に備えたシミュレーション

災害を想定して準備されているさまざまな計画・マニュアルは、実際に災害が発生した際に記載された通りに遂行できるかという点恐らくそうはいかない場合が多いだろう。しかし、完璧ではなくともさまざまな条件を想定して可能な限りの行動を模索・構築していく作業を通じてしか、災害時にリアクションは起こせない。こうしたことから、災害発生時に活動の中核となる自治体や以前から防災教育が行われている学校や企業はもちろん、住民による自治防災組織においても防災マニュアル策定が進められている。

博物館や文化財の保存に関与する立場(行政・民間を問わず)でも、「備える」必要性は確実に存在する。

愛知県立美術館では災害発生時に予期されるさまざまなシチュエーション下で実践的な対応が行えるように想定された「シミュレーションミーティング」が行われ、対応方針の見直しが繰り返し行われている¹。

神奈川県博物館協会では毎年「総合防災計画活動」を実施しており、この

活動では県内複数のブロック単位での情報集約を行う遠隔情報伝達訓練等が行われ、あらかじめ決めていた幹事館園が事故にあった際にもバックアップできる体制を構築していくなど、さまざまな条件が設定されている²。また、担当者を変えながら継続的な防災訓練研修を行うことによってノウハウが継承される仕組みを構築している。

こうした活動は博物館に限らず、『文化財保存活用大綱』が各都道府県で出そろったことによって、文化財保護行政においても広く行われるようになりつつある。実際、群馬県では『文化財防災ガイドライン』の「災害に備えた取組 防災計画の作成」のなかで「災害時のタイムラインを作成する」という記述がある。タイムラインは国交省をはじめとする省庁で防滅災行動に関わる防災行動計画として策定されるものであるが³、群馬県では文化財所有者・管理団体用にフローチャートをもとに個別のタイムライン策定を促しており、住民単位での行動計画であるマイ・タイムラインに近い。

鹿児島県では『文化財保存活用大綱』の「防災・防犯・災害発生時の対応」のなかに、「水害を想定した資料レスキューの知識や技術を学ぶオンラインワークショップ等の情報提供」という記載がある。文化財防災や被災資料取り扱いに関わるワークショップが各所で実施されているが、オンライン化が進んだ現在では遠隔地間での開催も普通に行えるようになった。

災害に直接関わる市町村クラスの自治体において、文化財の災害時対応の近年の課題として考えておく必要があるのは、職員削減や充足率低下によるマンパワー不足や世代交代も含めた異動によって知識・技術が継承されなくなる可能性である。小規模自治体では専門職員が補充されず一般事務職員を担当職に充てる事例も散見され、災害対応はおろか文化財保護や博物館での専門業務の低下も懸念されざるを得ない。災害時には自治体間の広域連携、資料ネットやヘリテージマネージャーといった民間団体とも連携した調整能力も求められる。市町村では博物館と文化財保護を兼務で担当している場合も多いが、レスキューに際しては博物館という特定の公的施設を対象とした場合と地域コミュニティ全体に広く分布する文化財に関与する場合とでは条件が異なる等、さまざまなケースに応じていかなければならない。また、地域の郷土史研究団体等の高齢化による縮退、学校教員の多忙化や異動の多さ

から地域資料と向き合いにくくなった現状もあり、地元で期待できる新たな市民ボランティアを開拓・育成していくことも求められる。

こうしたことから災害時における文化財—資料のレスキュー、広く「文化財をまもる」ことについての諸活動を、自治体職員のみならず活動諸団体をも含めた合意形成を目指す取り組みとして検討していかなければならない。

そこで、宮崎・鹿児島の資料ネットでは、災害を想定したシミュレーション訓練である DIG (Disaster Imagination Game) を博物館・文化財保護分野での、被災資料レスキューの実施を想定して、タイムライン上で変化していく情報・人員・装備、資料退避施設等の整備、外部団体との連携、安全管理を含めてノウハウの理解を目指したワークショップとして実施している[図]。ももとはマンパワー不足が想定される地方の資料ネット間での連携を想定した運用訓練として考案したが、準備から実施・評価まで自治体担当者とともに確認していく過程で、対象となる自治体において必要な災害時の体制や問題点を関係者が把握・理解・共有しやすいことが確認された。これまでの参加者からは「災害に対する準備の不足」や「さまざまな立場の協力の重要性」等についての理解が確認され、災害時の文化財マネジメントにつ

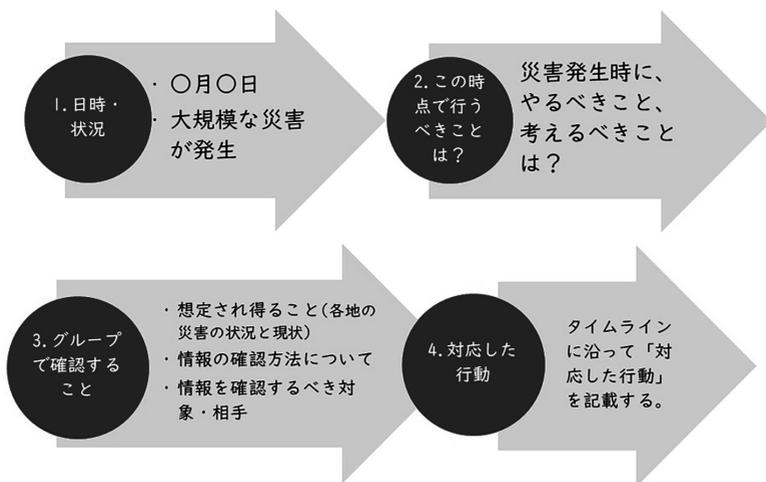


図 災害を想定した資料レスキューの DIG

ながる課題もみえてきた。

1.1. DIG をやってみる

DIG は、もともと自衛隊の指揮所演習をベースに、1997年に防衛庁防衛研究所（当時）と三重県が災害時における自治体のシミュレーションとして開発されたものである⁴。

基本的にはある時点で災害が発生し、刻々と変化していく状況に応じてどのように対処していくかを検討し、災害に備えていくことを目的としている。応用の幅が広く、現在は全国の自治体やボランティア団体等市民団体の防災研修で実施されていることも多い。筆者らはこれを気象予報士・防災士といった方々のアドバイスを受けて文化財レスキュー用に応用し、改良を加えながらプログラムを組み立てている。もともとは宮崎・鹿児島という南九州の隣接する2県における災害時の資料ネット間の協力関係を確認・強化していく目的からはじめたのだが、自治体の文化財保護担当や博物館学芸員、生涯学習機関職員等にも行っている。

我々の行っているDIGには、大きく<準備>・<実施>・<評価>の三つの段階がある。以下、それぞれ具体的な手順を見ていきたい。

1.2. 準備

準備段階ではワークショップの目的、実施時期、対象、どんな災害を対象とするか等を決定し、これに応じた準備を行っていく。ワークショップではミッションを「災害によって被災した場所にある資料を安全なところへ運び出す」というシンプルな内容としているが、これは他のミッションに変更することももちろん可能である。ワークショップの実施時期は、気象災害が発生しやすい季節や過去に地震・津波等が実際に発生した時期を踏まえて企画するのがより効果的であろう。

設定としては、対象とする自治体・地域で過去に発生した最大級の災害を想定する。ハザードマップや各種地形図を参考とするのはもちろんだが、タイムラインを設定するには災害の時間軸上の経過を理解しなくてはならない[表]。気象災害や地震の場合は気象庁から発生からの経緯経過が公開されて

表 過去の台風災害をベースに作成した資料レスキュータイムライン
(宮崎県高鍋町での事例から)

<p>【前提】</p> <p>1983年9月19日、トラック島上空に弱い熱帯低気圧が発生し、西北西に進みながら発達し、21日にはグアム島南南西の会場で台風10号となった。急速に発達しながら23日には沖縄南東1,000kmの海上で中心気圧885hpa、最大風速55m/sの猛烈な台風に成長した。台風は26日から27日にかけて、東シナ海北部で向きを北から東よりに変え、次第に弱まりながらも東進し、28日10時20分頃長崎市付近に上陸した。九州上陸後は速度を速めて東に進み、九州中部を横断して28日には高知県宿毛市付近で温帯低気圧になった。その後、この低気圧はスピードを上げて本州の南海上を東進し、29日9時には関東地方の東約450kmの会場に進んだ。</p> <p>台風の北上に伴って日本の南海上に停滞していた秋雨前線が25日から活発となり、九州から関東地方の太平洋側を中心に強い雨が降り始めた。26～27日にかけて九州と四国を中心に大雨となり、28日は台風の通過により四国から関東までの広範囲での大雨となった。現在の気象用語で言う線状降水帯が各地で発生していた可能性がある。</p> <p>この台風に伴う被害は38府県に及び、浸水や山・がけくずれ等によるもののほか、用水等の増水による学童の水死事故が目立った。大小河川の氾濫や増水が多く、交通機関の被害も少なくなかった。</p>
<p>【被害】</p> <p>宮崎県地域では当初は台風の直撃。</p> <p>26日には日南市・串間市で豪雨、そして27日には宮崎市と児湯郡を中心に中小河川の氾濫が相次ぎ、浸水被害が続出した。高鍋町では同日午前3時から4時にかけて85mmの強烈な雨が降り、宮田川沿いの地区で河川が氾濫した。氾濫は宮田川左岸の塩田樋門から分流する塩田川方面に広がり、特に水門を閉じたことから塩田川の水が行き詰り、用水路や排水路へ水が逆流して町の中心部が浸水した。松原町、旭通、十日町、筏地区等での床上浸水は136世帯、床下浸水は445世帯、一部破損が3世帯であった。降りをはじめの25日から28日午前6時までの雨量は494mmにまで達した。</p> <p>宮田川から塩田川方面へ逆流して市街地が内水氾濫となる被害はたびたびあり、2018年9月の台風24号でも発生している。</p>

日付	時間	1983年の気象状況を もとにしたタイムライン	状況	この時点で 行うべきこと はなにか？	グループで 確認すること	準備する 参考資料
9月 25日 ～ 28日		25日から大型台風接近によって宮崎県内全域で夜半より雨が続く	松原町、旭通、十日町、筏地区等での床上浸水は136世帯、床下浸水は445世帯、一部破損が3世帯			
		26日、串間・日南市で大雨				
		27日、宮崎市・児湯郡を中心に豪雨となる				
		台風は長崎市付近に上陸後、通過				
		高鍋町で25日～18日の総雨量が472ミリに達する				
		災害対策本部を設置して、警戒にあたった。				
		日豊線が早朝から不通となり、運休が相次いだ。高速道路も、九州自動車道・宮崎自動車道が、上下線とも通行止めになった。				
9月 29日		公共機関は停止しているところが多い。JR九州によると、鹿児島県内の路線はすべて止まり、とくに日豊線はがけ崩れなどで寸断された状態。全県で、6、7両日合わせて80,000人に影響する見込み。	台風が通過し被害の全貌が把握されてくる。宮田川から塩田川にかけての水門を閉じたことによって内水氾濫が発生。市内の複数の歴史的建物や公共施設が水に浸かるといった情報があり、市文化財課職員が確認に行く。⇒図書館敷地にある旧明倫堂書庫等の2軒の蔵、社会福祉協議会が管理している歴史的建造物（登録有形文化財、旧鈴木馬佐也別邸）	<ul style="list-style-type: none"> ●状況確認・情報伝達において実施するべきことは？ ●この期間に準備すること、想定されることは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●状況確認の手段・対象、関係諸機関とのやり取りはどうすべきか？ ●資料の所在に関する情報を、どの範囲の人にまで周知させるべきか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水ハザードマップ・土砂災害等防災マップ

			<p>が水に浸かっていたことが確認／内部にある歴史資料が被害を受けている可能性が推測された。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●この段階での情報集約はどうか？ ●人員・資材の確保や分担（どんな人？なにが必要？） 	
9月30日		<p>災害粗大ごみの受付開始 ボランティアセンター開設</p>	<p>災害粗大ごみの受付の開始とボランティアセンターの開設により、被災地で片付け作業が一斉に始まる。</p>			
10月1日			<p>自治体職員は避難所運営が優先されるため、文化財に関わる作業は後日となった。ただ、旧鈴木馬佐也別邸に関しては社会福祉協議会が管轄しているため、後片付けについては登録有形文化財であることから必ず教育委員会と調整する旨申し出た。 社会福祉協議会からは、建物の清掃、特に畳の除去、軒下等に溜まっている汚泥の除去と乾燥を早めに行いたい旨要望。</p>			
10月3日			<p>資料については、被災箇所から外へ運び出す計画をたてる。搬出場所は総合体育館弓道場となった。</p>			
10月5日		<p>JR九州が5日午前まで全線運休。県内で停電や電話が不通の地域がのこる。また、九州自動車道や国道の一部区間で通行止めのまま。県道などを含めた幹線道路の通行止めや片側通行が多数。</p>	<p>現地での資料レスキューのタイミングを見極めつつ、被害情報の把握を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●現地の安全性についてどのように確認するか ●移動ルートはどう確認するか ●人員への諸注意はどうか ●移動ルートは再検討の必要はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島・宮崎・延岡方面や、児湯郡周辺からの移動ルート図があると便利
			<p>蔵については図書館職員によって、管理できる時間帯は扉を開いた状態にし、室内を乾燥するようにした。その際、資料が水損している状況が確認された。</p>			
10月6日			<p>旧鈴木馬佐也別邸の内部状況について、社会福祉協議会から、フスマが水に浸かり一部破損しており中に文字のかかれた紙が貼ってあることが確認された旨、社会教育課に連絡。</p>			
			<p>資料が水で濡れており、これに対する処置を想定した準備。</p>			
			<p>宮崎県教育委員会、技術・物資支援のため宮崎歴史資料ネットワークも調整。</p>			
10月8日	8:00		<p>高鍋町歴史総合資料館前にレスキュー活動に参加可能な町職員と宮崎県・資料ネットメンバーが集合。役割分担を確認して現地へ移動（自動車・リヤカー）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現地への移動、現地到着時に行うべきことは？ 		

9:00		レスキュー活動開始。資料の水損被害が予想より大きい。	<ul style="list-style-type: none"> ●記録作成時に必要なことは？ ●作業終了時・運搬・保管時に行うべきことは？ 		
10:30		<ul style="list-style-type: none"> ●記録調書作成可能な場合は記録作成を実施し、その後資料搬出。記録作成困難な場合は状況写真のみ撮影し、資料搬出。 ●部分的に汚泥した資料を確認、また、比較的程度が軽い資料もある等状態はさまざま。 ⇒泥が付着したまま乾燥がはじまっているもの、悪臭・カビが発生し細菌による資料劣化がはじまっている記録資料類（写真など）を確認。 ●現場からの移動・仮梱包作業に困難が認められ、15:00頃になると作業者にも疲労が。搬出した資料を駐車場へ。駐車場にて仮梱包等、自動車へ積載作業。 			
16:00		現地での作業終了。			
17:00		資料を搬送、一時保管場所へ。			

いる。国交省地方整備局に属する各地の河川国道事務所では一級河川整備に関わる情報が公開されており、過去の災害発生箇所や水位上昇の記録、災害となった直接的な原因等が確認できる。また、自治体の情報としては自治体誌のみならず災害記録誌が刊行されている場合には大いに参考となるし、危機管理担当課の協力が得られれば地域の災害時の自治体対応を記録したタイムラインに関する情報を提供してもらえる場合もある。昭和期等少し古い時期の災害となると自治体でも記録が少なくなってくるが、過去の広報や当時の新聞の情報が活用できる。ただし、南海トラフ地震クラスとなると現代の水準で活用可能な過去の記録が限られてくるので、シナリオを検討する際には注意しなければならない。過去の記録は災害発生のみならず、当時の自治体・コミュニティがどのように対応していったかについても理解できるが、シナリオとしてタイムラインを設定する場合には、少し古い時代の事例となると現在の行政の災害対策のように整備されていないので、そのまま当てはめず部分的にでも現状に置き換えて検討する。

タイムラインとともに資料レスキュー体制を検討していく。被災リスクの高い資料所在場所のチェック、レスキューに関わる人材の確保や連絡体制、機材や資料移動後の一時保管場所等の設定であるが、この段階で当該地域の

資料レスキュー体制がどの程度整備されているかを再認識することとなる。特に平成大合併後は、現在は同一自治体であっても、本庁と支所等かつの自治体域での土地感覚や地域コミュニティの把握の差が残っていることもよくあり、資料レスキューに関わる諸状況の確認の必要性を再認識する事も多い。

1.3. 実施

ワークショップを実施する場合、参加者は1グループ4～7人が手頃な人数である。ワークショップに慣れていないグループは手順がわからない場合もあるので、その際にはテーブルファシリテーター⁵を配置すると進行がスムーズになる。

対象となる場所の地図（A1版等に大きく拡大）・ハザードマップ（A3版程度）、過去の災害に関する記録、ペン（はっきりと文字が読める水性と油性の細書）、付箋紙（四角いタイプでできれば強粘着、最低2色はほしい）、A3サイズの厚めの出力用紙でプリントした付箋紙を貼り付ける台紙（後述）、透明の書き込みができるシート（ライティングシート、ホワイトボードシート等）、プロジェクター（可能ならば2台）とPCを設置する。プロジェクターからは一方はパワーポイントによるタイムラインを、さらにもう一方には対象となるポイントを押さえたハザードマップ（国土交通省「重ねるハザードマップ」が便利、ネットワーク接続する必要がある）を投影する。机を配置し、その上に拡大した地図・ハザードマップ・付箋紙を貼り付ける台紙を設置する。地図には透明のシートを上から重ねて書き込みできるようにしておくことと便利である。さらにタイムラインを表にして各テーブルに配布しておくこと、参加者が再確認しやすい。

全体を統括するメインファシリテーターとともに、アドバイザーとして保存科学や保存修復の専門家がいると、資料保存についての幅広い知見と、より説得力のある解説が提供可能となる。この際にレスキュー時に必要となるヘルメット、マスク（DS2/N95相当）、防塵メガネ、ニトリル手袋等を提示できるようにしておく。

メインファシリテーターはワークショップの内容について説明し、タイム

ラインに沿ってシナリオを展開していく。災害発生時の状況、被害と対応、被災エリアと道路の復旧状況等を確認しながら、一方で資料が被災してレスキューが必要であることを述べ、実施のための準備、実際のレスキュー、搬出して仮置き場に据え置くまでの流れを話していく。

その間、参加者に対して設問を出す。筆者らは下記の三つの内容を問題文としている。

設問1：状況確認・情報伝達において実施すべきことは？

この期間に準備すること、想定されることは？

設問2：現地への移動、現地到着時に行うべきことは？

設問3：記録作成時に必要なことは？

作業終了時・運搬・保管時に行うべきことは？

このように「自分たちがなすべき、対応した行動」について検討してもらい、付箋紙に記述した上でA3サイズの質問用紙に貼ってもらう [写真1]。設問内容は必要に応じて変更するのも可能であろう。各設問には、15分程度の考える時間を設け、参加者は自分の考えたアイデアを付箋紙に書き出す。この際、付箋紙1枚につき必ず1項目の文章として記述してもらうようにする。複数の項目が記載されてしまうと後で分類が難しくなるので注意する。付箋紙への記載は参加者個人による作業である。次はそれをグループで内容から分類し、台紙に張りなおしていく。この分類作業を通して他者との意見交換を行い、自分の考え方を再確認する。所定の15分が過ぎた後、アドバイザーからそれぞれの設問に対して解説を入れる。保存科学等の専門家を確保できない場合にはメインファシリテーターが解説を行うこととなるが、この場合にもあらかじめ専門家からアドバイスを受けておくのがよいだろう。解説の際、あくまでも「正解」はなく、さまざまな考え方を提示していくのを目的とする点は話しておく必要がある。

タイムライン終了後に、各グループでの発表を行う。これによってこの日のワークショップを振り返り、学習内容の定着がはかられる。ここまでかかる時間はスタートから休憩をはさんで2時間半から3時間程度が見込まれ

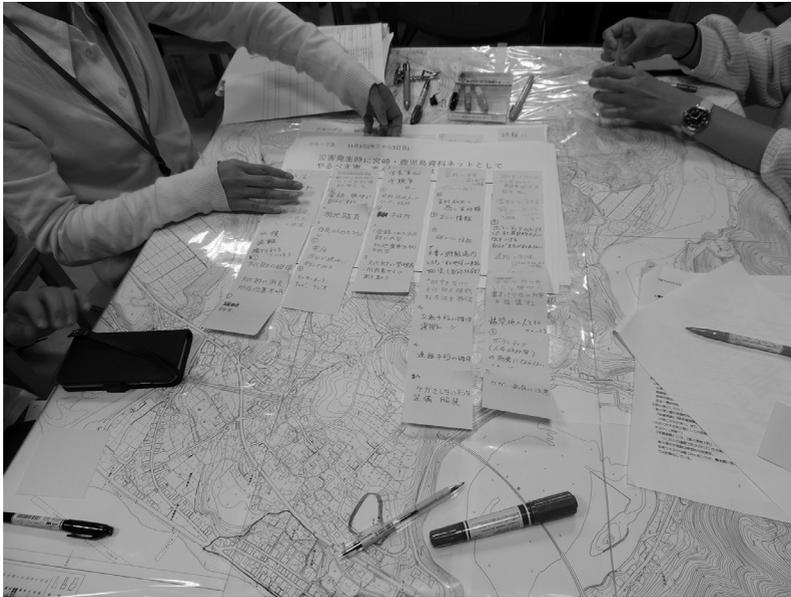


写真1 付箋に書いたアイデアを台紙に貼り付けていく

る。一連のプログラムはオンラインによっても可能であるが、その際には“miro”等のオンラインホワイトボードを使用すると効果的である。オンラインでの開催は、地域を飛び越えた幅広い参加を可能とする。

1.4. 評価

ワークショップ終了後、参加者にはアンケートを記載してもらおう。参加したワークショップを通して理解できたことや、課題として考えていくべきことについて挙げてもらい結果をフィードバックしていく。

以下、質問の例を挙げておく。

- ・ このワークショップで、あなたが最もよく理解できたことは何でしょうか。一つだけ選んで下さい。

資料保全活動の作業がどういった流れで行われるか／資料保全活動にあたっての必要な準備と、準備の何ができていて、何ができていないか／資

料保全を行う上で必要な知識と技術／人口減少・高齢化・空き家の増加と
いった地域社会の現状／民間（ここでは資料保全に関わる活動）組織間や
行政との連携の難しさと重要性

- ・ ワークショップの内容について、最もわかりにくく感じたことは何で
しょうか。

被害を想定する手段やどんな情報を収集する必要があるかがわからない／
どんな手順で資料保全作業を行うのがわからない／どんな装備・道具が
資料保全で必要なかがわからない／土地勘がなく地理的なイメージがわ
かない／わかりにくく感じたことは特にな

- ・ このワークショップの意義について最も感じたことは何ですか。次の
八つの選択肢のなかから強く思うことを二つまで選んで下さい。

災害から文化財・博物館資料をまもることが地域社会の維持・継続にもつ
ながると感じた／災害から文化財・博物館資料をまもることが将来の大規
模災害に備えることにもつながっている／資料は博物館などの機関だけで
なく、個人が所蔵しているケースが多く、これらを守ることが所有者だ
けでなく地域社会にとっても重要であると感じた／地域の歴史・文化をま
もるためにはさまざまな立場の人の協力が必要であると感じた／災害にお
いては、隣接する地域間での連携をはかることが極めて重要であると感じ
た／将来の災害に備えるためには、若い世代が関与していくことが必要だ
と感じた／活動の意義はなんとなく理解できるものの、細かい作業や役割
といった点で今一つ理解できなかった／活動の意義やさまざまな役割の重
要性を全く理解できなかった

2. 今後の展開

全国の自治体で『文化財保存活用地域計画』が策定されつつあり、災害を
想定した文化財の保存についても記述されている事例も多い。次にはこの課
題を実践する上での実施計画が必要となってくるわけだが、事前防災はもち
ろん、災害時に関わるマネジメントの構築はきわめて重要であり、シミュレ
ーションはこのマネジメント構築の一プロセスでもある【写真2】。また、今回



写真2 宮崎県高鍋町でのワークショップの様子

紹介したシミュレーションを実施してから実際の被災資料のハンドリングを伴うアクティビティを加味することによって、より効果の高いものも目指せるであろう。

東日本大震災での災害対応の教訓として「備えていたことしか、役には立たなかった」、「備えていただけでは、十分ではなかった」という言葉がある⁶。完璧にはならずとも、災害に対して一定のリアクションを可能とするための活動が望まれる。

注

- 1 副田一穂「シミュレーションミーティングと防災訓練」（『平成26年度地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業「みんなでまもるミュージアム」報告書』「みんなでまもるミュージアム」事業実行委員会、2015年、pp.169-173）
- 2 神奈川県博物館協会総合防災計画推進委員会「神奈川県博物館協会総合防災計画活動報告」（『神奈川県博物館協会会報』第88号、2017年、pp.62-79）
- 3 タイムラインの定義としては、次のものがある。「災害の発生を前提に、防災関

係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画をいう。」(国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ『タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針』)

- 4 平野昌「災害救援時における新しいボランティアのあり方と災害図上訓練 DIG」(『近代消防』36-3、1998年、pp.148-152)

三重県地域振興部消防防災課「市民啓発型の災害図上訓練 DIG の概要と課題」(『消防科学と情報』No.63、2001年、pp.44-48)

小村隆史「DIG (Disaster Imagination Game) - 「納得して地域と付き合う」ためのワークショップ型災害図上訓練のすすめ-」(『消防防災』2004年秋季号、2004年、pp.92-102)

- 5 ファシリテーターにはワークショップの会場全体を統括するフロアーファシリテーターと、小グループの「班」の進行をともに考えるテーブルファシリテーターの二つの種類があり、特にテーブルファシリテーターの一番大きな仕事は、ワークショップの「場づくり」「雰囲気づくり」とされる(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター『災害ボランティア 実践ワークショップガイド』2006年、p.19)

- 6 国土交通省東北地方整備局『東日本大震災の実体験に基づく災害初動期指揮心得』(2013年)

第8章

救済方法のシミュレーション： 災害対策の実務を考える

▣ 天野真志（国立歴史民俗博物館）

はじめに

資料救済に向けた取り組みを推進する上で、担い手の養成は大きな課題となる。第2部で紹介してきたように、災害時にはさまざまな資料の救済と応急処置が要請されるが、各地の被災現場で一連の作業を統括し実践するのは、博物館・図書館・文書館等職員が中心であり、必ずしも資料の保存や修復に関する専門的知見・技術を保有しているとは限らない。災害発生時には、多様な情報が錯綜するなかでの確かな状況判断と迅速な作業工程の策定が求められ、災害対策の人材育成を考えるためには救出から応急処置、さらにはその後の恒久的保存に向けた調整に至る一連の作業立案を担いうる考え方や具体的な技術選択の対応力を養成するトレーニングが必要となる。

こうした課題に対し、災害対策を想定したワークショップが開催されている。その内容は多岐にわたるが、近年の傾向を概観すると、おおよそ次の3系統に分類できる。

まず、啓発型ワークショップである。この系統は、主に各地の「資料ネット」や博物館などが主体となって実施するもので、対象を特定せず、具体的な実践方法を紹介することで資料救済の活動を周知し、資料保存・継承に向けた担い手の拡大を目指すという目的が看取される。この活動のなかでは、身近

な生活用具などを用いた水濡れ資料の吸水乾燥などを紹介し、資料保存という取り組みの重要性を共有することに重点を置いている。

次に、技術訓練型ワークショップである。ここでは主に、資料の修理や保存に関わる技術者が対象として想定され、被災資料の応急処置やその後の本格修理に向けた技術習得や開発など、専門家の養成を目的としたワークショップとして理解される。

3点目が行動計画型ワークショップである。詳細は第7章の山内論考を参照されたいが、特定の地域を想定し、その地域の多様な関係者との机上訓練により災害時の連絡体制や現地への移動、搬出計画を検討するものである [図1]。

これらのワークショップは、資料救済時の行動を理解する上で有効であるが、災害時に資料救済を現場で担う実務者として求められるのは、直面した被災状況を把握して救済から一時保管に至る作業工程を検討することであり、外部の各種専門家との交渉やボランティア等の調整に至る、現場運営における総合的なマネジメントである。特に、作業工程に関しては、対象となる資料の観察とそれに基づく工程の策定が重要な課題であり、多様な技術や知識のなかから状況に応じた最適な方法を選択することが必要となる。そ

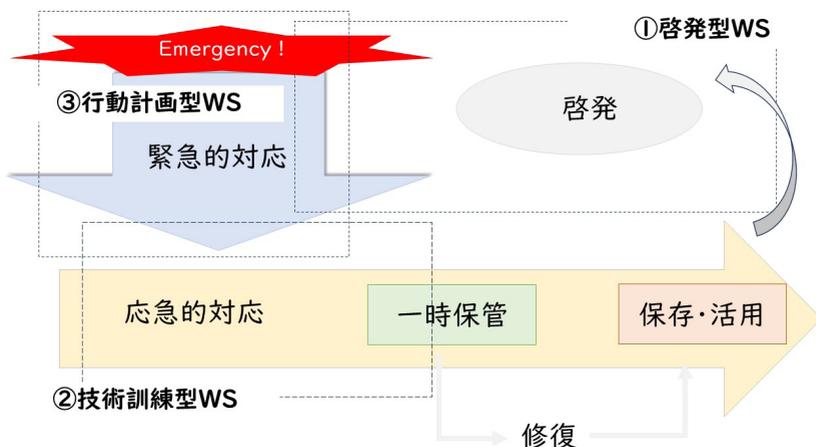


図1 災害対策を想定したワークショップの傾向

のためには、作業の全容を把握することに加え、資料への注目点を理解して具体的な対策をシミュレーションすることが重要であり、その意味でワークショップを通じた訓練と検討が効果的である。そうした場を設定する際、参加者に実際の作業工程を検討する段階から追体験させ、おのおのが考案した工程の何が有効であり、どの点に問題があったのかなど、失敗も含めた体験の場を提供することで、災害対策の考え方や具体的な行動イメージを共有することができると思う。

以上の問題意識に基づき、本章では資料救済を想定したワークショップについて、資料救済のトータルマネジメントのスキルアップに向けた取り組みについて、その目的と方法を紹介する。

1. 目的

筆者はこれまで、自治体職員や博物館学芸員、大学教職員・学生など、資料救済の現場作業を担う人びとを主な対象としてワークショップを実施してきた。そこでの課題設定は、被災資料、特に困難な対応が求められる水濡れ資料の対応を想定した救済後の具体的な対応を検討するものである。ここでは、一方的に考え方や技術を紹介するのではなく、参加者相互で具体的に検討し、試行錯誤する場の設定を目指した。

このワークショップでは、救済以降の応急処置から、一時保管に至る一連の作業工程について、何を、どこまで、どのように取り組むべきかを実践的に検討するものである。特に重視するのは、被災した資料に直面した際の資料観察とそれに基づく対処とその考え方である。自然災害が多発するなかで災害対応事例が蓄積され、それらの経験を通して多くの報告書やマニュアルが公開されている。これらを読むことで、災害対応未経験者でも対策のイメージをつかむことは可能である。その一方で、摂取した一連の知識を実践に結びつけるには、作業の全容を把握した上で、得た知識や技術がどの段階で必要になるのか、具体的にどのような状態の資料に対して有効であるのかを理解することが必要となる。ワークショップでは参加者自らが資料の観察と対応の検討を行う。さらに、その結果を参加者相互で議論しながら実践を試み、

これらの課題と向き合うことで、必要な技術を得るだけでなく、災害対策のマネジメント力を向上させることを目指している。

2. 準備

2.1. サンプル・道具の準備

このワークショップでは、被災資料の応急処置を疑似体験するため、まず検討対象となる被災資料を準備する。もっとも、実物の被災資料を取り扱うのは困難であるため、サンプル資料の準備が必要となる。ここでは、紙資料の救済を想定したサンプルについて紹介する。

紙資料の救済として想定するのは、日本各地の博物館や図書館、文書館、さらには個人宅などに多く残される江戸時代以降の古文書群である。和紙、具体的には楮紙を準備して帳簿や書翰・書付に模した束を作成し、これらを疑似的に被災させる。サンプル資料を「被災」させるために、汚損をイメージさせるための紅茶や緑茶の茶葉（ないしは使用済みコーヒー豆）とぬるま湯とともに資料をビニール袋に入れ、常温にて一晩置いて汚損・劣化を促す。汚損を表現するために泥を混ぜるという選択肢もあるが、会場の環境や健康面を勘案した場合、極力安全なものを準備することを推奨する [図2・3・4]。

その他準備品は、なるべく日常的に利用しているものに限定する。例えば、吸水紙であれば新聞紙やキッチンペーパーなど、道具についてはピンセットや刷毛といった、ホームセンター等で誰でも入手可能なもののみを準備し



図2 作成した古文書群のサンプル



図3 茶葉等と混ぜてぬるま湯に浸した状態

ておく。また、場合によっては参加者に対し、資料救済に必要と考えられるものを持参するよう促してもよい。この際のポイントは、「資料救済」などと漠然とした言葉でのみ伝えることである。この呼びかけは、「資料救済」という行為を参加者が具体的にどのような作業として理解し、そのためにいかなる道具が必要と考えているかを把握することにもつながる。



図4 疑似被災状態のサンプル

ワークショップ全体を統括するファシリテーターには、過去に災害現場の差配経験のある人物、もしくは保存科学や修復に関する専門家が望ましいが、アドバイザーとしてこれらの意見を得ることができればこれに代えることも可能だろう。

2.2. 課題設定

基本的には資料の救済直後からの対応を想定した課題を設定する。救済に向けた検討については、行動計画の机上訓練として第7章の山内が紹介するものがあり、こうしたシミュレーションと連続的に実施することで全容をイメージすることが可能となろう。

想定する災害については、ワークショップ参加者の主要な活動地域の地理的環境に沿った設定が望ましい。例えば、近隣に大きな川が流れている場合は河川氾濫を想定したもの、沿岸部であれば高潮や津波を想定したもの、山沿いであれば豪雨による土砂崩れを想定したものなどである。その地域で発生した過去の災害を踏まえた被害を想定すると、より具体的なイメージを共有することが可能となるだろう。

参加者は、災害時に救済された資料に対応する現場担当者である設定とし、準備したサンプル被災資料群を各自に渡してその対応を検討させるものとする。検討項目としては、①資料観察、②到達点の設定、③作業工程の3点である。

①資料観察

- ・スクリーンに投影した被災資料群の画像および配布したサンプル資料群を観察し、資料の劣化や破損に関わるリスクを検討してまず対処すべき作業を判断する。
- ・そのリスクに対処する上で、作業環境・健康双方の面で留意すべき点を検討する。

②到達点の設定

- ・応急処置の範疇で作業工程を策定するために、具体的に資料をいかなる状態に導くことを目指すのかを検討する。また、応急処置を終えた資料を一時保管するにあたり、留意すべき点を検討する。

③作業工程

- ・①と②を実践するための具体的な作業工程を検討する。

以上について、まずは各参加者が誰とも相談せずに単独で検討する。その後、3～5名程度でグループディスカッションを実施し、おのおのが検討した内容を議論してグループとしての作業工程を策定する [図5・6]。

3. 実践

このワークショップでは、3～5名をグループとして実施する。前述の課題設定を説明の後、単独で10分間検討した後にグループで20分議論を行い、各自が導き出した工程に基づき作業を実施させる。なお、ここまでの段階でファシリテーターは議論に参加せず、あくまで参加者のみで検討と実践を行う [図7・8]。

一連の検討と実践を終えた後、各グループから検討内容を発表し、ワークショップ全体での検討に入る。検討では、各グループからの発表に対してファシリテーターが、検討項目に対する評価点と課題、改善に向けた提案をコメントする。ファシリテーターは、以下の点に重点を置いてコメントを付す。

まず資料観察の妥当性である。被災した季節と救出までに要している時間、

設問 1. 膨大な水濡れ資料の対応を求められたあなたは、まず資料のどんなリスクに注目しますか？

- ①資料に発生したカビ
- ②資料に付着した泥汚れ
- ③腐敗などから生じる臭気
- ④資料が吸収した水分
- ⑤その他：

設問 2. 1 で注目したリスクを踏まえ、あなたはどのような作業目標を設定しますか？

①「レスキュー」の到達点：何をどこまで対応する？

②一時保管（仮置き）にむけての留意点

設問 3. 2 の目標を達成するためにどのような方法が想定されますか？

具体的な作業手順を検討してください。

図5 検討用に用いるテキストイメージ

【グループ意見取りまとめ用】

設問 1 膨大な水濡れ資料の対応を求められたあなたは、まず資料のどんなリスクに注目しますか？

設問 2 1で注目したリスクを踏まえ、あなたはどのような作業目標を設定しますか？

設問 3 2の目標を達成するためにどのような方法が想定されますか？
具体的な作業手順を検討してください。

図 6 検討用に用いるテキストイメージ



図7 ワークショップの様子
(2023年5月20日 福島大学)



図8 ワークショップの様子
(2023年11月27日 埼玉県)

資料群としての規模や対象とされる資料の性質を踏まえ、参加者が被災状況を具体的に想定できているかがポイントとなる。その際、画像やサンプルでは追体験できない被害状況、特に臭気やカビのリスクを説明し、資料に対するアプローチだけでなく、そのための事前準備として健康被害対策や搬出先の環境対策などに留意する必要性を伝えることが重要となる。

到達点の設定と作業工程については、応急処置という段階があくまで一時的な措置であるという前提に立ち、現場作業として無理なく策定できているかを判断する。参加者に救済活動の経験者がいる場合は、その経験や実績を尊重しつつ、状況に応じてさまざまな意見や方法も踏まえて総合的に検討する必要性を伝え、特定の考え方に固執せずに対応することの重要性をコメントすることもある。

それぞれの意見を踏まえてコメントした後、ファシリテーターは、全体の議論を総括するかたちで、救出から応急処置に至る工程の基本的な考え方を解説する。これらの考え方について、筆者が実施するワークショップでは、本書第1部および第2部の内容を前提としている。その考え方に基づき、あらためて各参加者が実施した作業内容を検討し、より安全で効果的な工程を確認した上で、サンプルを用いてその方法を実践する。最後に、ワークショップ中で実践した作業が、災害対策全体のなかでどの段階に位置するものかを確認し、ワークショップを終了する。

おわりに～失敗を経験して検証する～

本ワークショップの目的は、参加者が主体的に検討・議論を行い、被災資料救済の作業工程の策定やそのための技術選択に関する考え方を習得することにある。筆者が実施するワークショップでは、一方的な講義形式に終始せず、参加者が保有している知識や技術が実際の作業現場でどのような役割を果たせるのか確認することに重点を置く。その際、検討・実践の過程でサンプル資料を破損させてしまうことも想定されるが、むしろ失敗を体験することでその原因を自らで検証し、相互議論によって解決策を検討することが可能となる。実際の現場では体験しえない失敗を経験し、そこから教訓を得ることは、ワークショップにおける重要な機会でもあるだろう。

資料救済に関するマネジメント力の習得に関して、将来的には、一連の作業を運営する能力を身につけるカリキュラムが大学教育や博物館学芸員、自治体関係職員の研修等で整備されることが理想であろう。また、紙資料に限定されない多様な資料群を想定した総合的な対応力の習得も求められるが、これらの課題に向き合いながら、今後も資料救済トレーニングのあり方を議論していくことが必要となる。

参考文献

- ・ 天野真志「資料保存の担い手と技術をつなぐ」（天野・後藤真編『地域歴史文化継承ガイドブック』文学通信、2022年）
- ・ 天野真志「紙媒体資料の救済を想定したシミュレーションワークショップの検討と実践」（文化財保存修復学会第45回大会ポスター発表、2023年6月25日）
- ・ 高妻洋成・小谷竜介・建石徹編『入門 大災害時代の文化財防災』（同成社、2023年）
- ・ 松下正和・河野未央編『水損史料を救う』（岩田書院、2009年）

第9章

地域とのコミュニケーション

▣ 阿部浩一（福島大学）

はじめに

本章の課題は、地域歴史文化の災害対策、資料救済において求められる、地域とのコミュニケーションの問題について論じることにある。検討対象とするのは、主に民間所在の歴史資料の救済と保全に取り組んでいる資料ネットであるが、その説明は第1部に委ねたい。被災地での資料救済活動にあたる場合、調査研究等で馴染みある地域であることは稀で、災害を機に初めて訪れるケースが大半である。そうした状況下で、外部からの専門家が自治体の文化財担当者、地元の郷土史家、所蔵者、住民と現場で初めて顔を合わせ、資料救済活動を円滑に進めていくためには、地域とのコミュニケーションが重要な鍵となることは言うまでもない。さらに、災害前から地域内外の人びとを結びつける場が用意されていれば、より一層効果的な活動ができて、豊かな成果が得られることは確実である。

ただし、「地域とのコミュニケーション」と一口に言っても、多様なコミュニケーションの核となる人と人との意思疎通のあるべき姿を普遍化することはきわめて困難であり、モデル化・マニュアル化するにも不向きである。全国に約30ある資料ネットのなかには豊富な実践例を有し、顕著な成果をあげているところもあるが、本章では紙幅の関係もあり、筆者が代表を務める「ふくしま歴史資料保存ネットワーク（ふくしま史料ネット）」と、全国初の市民主体の資料ネットで、筆者も幹事の一人である「そうま歴史資料保存ネットワーク（そうまネッ

ト)」を例に話を進めることをあらかじめお断りしておきたい。

1. ふくしま史料ネットの発足と直面した課題

ふくしま史料ネットは、(財)福島県文化振興事業団（以下事業団、現在は公益財団法人福島県文化振興財団）が2005年に設立したふくしま文化遺産保存ネットワークを発展的に解消し、事業団・福島県立博物館・福島県史学会・福島大学を呼びかけ人として、専門家・行政・市民の連絡体として2010年11月に発足した。各方面との連携・調整にあたった事業団の本間宏の構想は、未指定を含めた包括的な歴史文化遺産の把握・保全のため、市民ボランティアの参加が不可欠であり、所蔵者との信頼関係を構築していくためにも行政の文化財担当者の参画も推奨され、それによって市町村を越えた横につないだ連携も可能だというものであった。

しかし、発足からわずか4カ月後、2011年3月に東日本大震災・福島第一原発事故が発生した。ふくしま史料ネットは4月になってようやく代表・事務局の態勢を整え、支援を求める自治体・個人の資料救出に取り組んだ。6月までに25件の調査・救出にあたる実績をあげたが、直面した課題は多岐にわたった。主なものとして、

- ①レスキューのための所在情報のデータ不足：所在目録などは整備されておらず、1980年に福島県教育委員会が編纂した『福島県古文書所在確認調査報告』を手掛かりに、あとは個人で持ち寄るしかなかった
- ②ふくしま史料ネットへの自治体の不参加：現状でもメール配信という一方通行の関係にとどまっている
- ③地域コミュニティとのコミュニケーション不足：史料ネットの存在の周知が不徹底で、救出すべき資料があっても、レスキューを求める情報が史料ネットにまで伝わりにくい状況は変わっていない
- ④市民ボランティアの不在：防犯の観点から、被災地の情報は関係者間にとどめられ、救出活動は呼びかけ人機関のなかから動ける者を中心に進めざるを得ず、ボランティア募集は限定的にならざるを得なかった

- ⑤連絡体であるがゆえの課題：救出した資料の管理責任を負えず、一時保管場所や作業場所の確保も困難であった

といった点があげられる。本章のテーマと関わらせれば、「地域とのコミュニケーション」が不足したまま、活動はスタートしていった。

2012年5月に福島県被災文化財等救援本部が発足し、夏から旧警戒区域の双葉・大熊・富岡町の資料館でのレスキュー活動が始まると、関係者の目は旧警戒区域に向けられていった。連絡体にすぎないふくしま史料ネットは何ら関わることはできなかった。筆者も福島大学の一員として旧警戒区域外の一時保管場所での作業に従事したように、呼びかけ人はそれぞれの本務先の立場で文化財レスキューに注力したが、一方で民間所在のレスキュー案件がみられなくなり、ともすればふくしま史料ネットの存在感が希薄になりつつあった。連絡体にすぎないがゆえに直面した課題といえる。

2. ふくしま史料ネットの展開

2012年7月に代表となった筆者は、呼びかけ人の連絡体としてのふくしま史料ネットを基本としつつも、実質的な活動の軸を大学に移し、学生を中心に日常的な活動を継続することで、直面した課題の克服に努めていった。

①データ不足については、研究補助者の助力を得て、県内の所蔵者リストをできるところから順次 Excel で整理し、必要に応じて検索・抽出できるかたちを整えた。その結果、2011年の福島県沖地震で震度6強の被害が出た新地町では、『新地町史』などの所蔵者リスト（個人情報に厳しくなかった当時は、所蔵者の居住地が字名まで掲載されている）と古い住宅地図を突き合わせてリストアップし、宮城歴史資料保存ネットワーク（宮城資料ネット）と連携して現地での所在調査に取り組んだ。その過程で、リストには漏れていた商家の蔵3棟の資料レスキューを実現できた。現地に行かないと本当の情報はつかめないという好例でもある。

②ふくしま史料ネットへの自治体の不参加の状況は今もって変わっていない。自治体間のネットワークは、2020年3月の福島県文化財保存活用大綱

の策定にともなって結ばれた、福島県と59市町村との「福島県内における文化財に係る災害時等の相互応援に関する協定」によって実現した。同年11月にはふくしま史料ネットなど関係4団体と「福島県内における文化財に係る災害時の応援活動支援に関する協定」が結ばれ、年1回程度の連絡会議を通じて情報交換や研修などが行われている。ふくしま史料ネットは連絡会議の場を通じて間接的に自治体と連携をとることになり、遅まきながら発足当初の構想の第一歩を踏み出したことになる。しかし、救出対象は災害時に自治体の管理する文化財に限定され、日常的な搬出活動の相互支援は想定されておらず、民間所在の未指定文化財の救出には適用されないなど、課題も多い。

なお、富岡町と福島大学が協定を結び、役場内のプロジェクトチームが寄贈・寄託を受けて救出した資料の保全・記録整理を支援する関係が続けているが、ふくしま史料ネットは集中作業時に市民ボランティアの募集をかけるなどの支援を行っている。

③地域コミュニティとのコミュニケーション不足については、学生たちの教育活動のなかでその解消を試みた。県北の国見町^{くにみまち}では文化財担当者、郷土史研究会、町内会と連携し、被災資料調査を行った。その結果、『国見町史』等で把握していなかった多数の未紹介資料を確認する成果を上げた。その成果をベースに、地域住民に学びながら学生目線で地域の文化財を再発見し、



写真1 国見町貝田地区まるごと博物館

資料保全につなげる「地域まるごと博物館」活動を展開していった[写真1]。この活動は伊達市梁川^{だてしやながわ}に舞台を移し、郷土史研究会やNPOの協力と指導のもとに学生たちの調査研究が進められた。コロナ禍にあっても、大学のある金谷川^{かなやがわ}地区で

地域住民と連携し、観音信仰と和算の歴史の調査研究に取り組んだ。いずれも地域コミュニティをよく知る郷土史家や地元住民の理解と協力があつたからこそ成し得たものである。学生たちの調査成果はリーフレットにまとめられ、地域理解の深化やまちあるき・観光などにも役立てられている。

④市民ボランティアの不在については、日常的な活動の軸を大学に移したことで、発足当初の市民ボランティア参加の構想からは後退を余儀なくされた。それでも古文書学実習という資料整理の場を夜間に開講し、仕事帰りの社会人でも参加できる工夫を凝らした。関心ある近隣住民が史料ネットの呼びかけに応じてボランティアで集まり、学生とともに古文書の撮影や目録作成に取り組んだ。ときには自ら保全した資料を持ち込んで記録撮影する様子も見られた。2014年からは8月に毎年2日間の夏季集中作業を企画し、県内外から広く市民ボランティアが集まる恒例行事となっている。

大学での活動への参加の有無にかかわらず、市民ボランティアの地域の資料に対する関心はきわめて高い。2019年の令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた本宮市立歴史民俗資料館では、水損資料の保全作業に市民ボランティアが毎回のように集まった〔写真2〕。その多くは文化財講座受講者や市民サークルなどに参加するシルバー人材である。そうした市民と日常的につながっている担当者の能力と人柄には一目置くべきものがあつた。どの地域コミュニティにも人と人をつなぎ、事業を円滑に進めていく能力にたけたコーディネーターがいるものだが、こうしたキーマンといかに連携できるかが、地域とのコミュニケーション、ネットワークづくりにあたっての成功の鍵と言えるだろう。

そして⑤連絡体であるがゆえの課題であるが、一時保管場所・作



写真2 本宮市での水損資料の保全活動

業場所の不足という問題は、福島大学うつくしまふくしま未来支援センターの発足（現在は福島大学地域未来デザインセンターに発展解消）とセンター棟の完成（現在は食農学類棟に転用）、歴史資料担当の設置と資料保管室の確保によって解消された。現在は行政政策学類棟内に保管場所を移し、実習室などで保全作業を継続している。

ふくしま史料ネットは今もって法人格を持たず、連絡体としての体裁をとる任意団体のままである。それでも今日まで変わらず活動を維持できているのは、皮肉にもこの12年間、ふくしまが常に災害とともにあったからでもある。原発被災地での資料保全活動は「現在進行形」という言葉で表されるが、その対応策を審議する福島県被災文化財等救援本部の会議は、福島県立博物館、福島県立美術館、福島県文化財センター白河館（まほろん）、福島県歴史資料館、福島大学、ふくしま史料ネットが顔を合わせ、継続的に情報・意見交換をする場であった。2019年の令和元年東日本台風では、県の構想する相互応援協定が前倒しで実施され、関係機関からも公務で支援に駆けつけた。そのなかにはふくしま史料ネットの呼びかけ人の機関も含まれているが、公務では所属機関の立場で、ボランティアで来るときはふくしま史料ネットの一員として参加しているという心強い言葉が随所で聞かれた。連絡体としてのふくしま史料ネットのあり方を再確認する機会でもあった。専門家どうしの連携は2021・2022年の福島県沖地震でのレスキューにおいても機能し、多様な専門分野の目によって資料保全がはかられた。

このように振り返ってみると、発足当初の本間の描いた構想とはだいぶ異なるかたちになってしまったが、それでも当初抱えていた課題については一定の解決の筋道を立てられたと自負している。ふくしまの官学産民を結ぶ包括的な文化財ネットワークづくりは道半ばであり、そのためにも資料救出・資料保全の現場で生まれた自治体・地域コミュニティ・所蔵者との縁を一つ一つ大切に、着実に積み上げていく必要がある。とはいえ、これだけ広範囲に繰り返し災害が起これ、資料の救出と保全に走り回っていると、結果として中途半端に手を付けたまま放置状態になってしまっている案件が少なくないことも認めざるを得ない。資料救出活動と並行して、外部からの継続的支援だけでなく、地域コミュニティのなかで資料保全活動を長期的に継続で

きるような基盤づくりや、専門家でなくてもできる手法の定着を図っていくことが、次なる課題である。

3. 市民ネットとしてのそうま歴史資料保存ネットワークの発足

資料ネットが一般に大学や博物館、自治体を中心とするネットワークであるのに対し、そうま歴史資料保存ネットワーク（そうまネット）は市民主体で組織・運営される全国初の資料ネットである [写真3]。

そうまネットは2022年9月に発足し、日本画家の鈴木龍郎を代表に、相馬市民・出身者を中心に構成されている。鈴木は東京を拠点に創作活動に取り組んでいるが、東日本大震災を機に出身地相馬の支援に取り組むようになったという。相馬市内の実家は旧中村藩の武家屋敷地にあり、昭和初期に建てられた和洋折衷の建物である。東日本大震災の揺れにも耐えたが、2021年の福島県沖地震で柱に亀裂が入り、修復と耐震工事を考えていた矢先に、2022年の福島県沖地震で被災し、家屋が傾いた。特に相馬家当主を迎えるために作られた大玄関が瓦屋根の重みで崩れ落ちてしまった光景は衝撃的であった。

ふくしま史料ネットは宮城資料ネットと連携し、2021年の新地町に引き続き、2022年は南相馬市鹿島区で資料所蔵者の聞き取り調査を進めていた。そうした折、相馬市に取材に訪れていたNHK関係者からの情報提供を受けて、筆者は鈴木と連絡を取ることができた。

鈴木は被災者である傍ら、近隣で古い建造物が被災し、歴史資料が廃棄され、伝統工芸が存続の危機にある光



写真3 鈴木龍郎邸から救出された襖の下張り文書の保全活動

景を目のあたりにし、相馬の歴史と伝統文化の消滅に強い危機感を抱いていた。鈴木と同級生で福島県民俗学会会長の岩崎真幸、相馬商工会議所会頭で建設業を営む草野清貴も、災害のたびに家屋が解体されて更地が広がり、城下町の歴史的景観が失われていくのを強く危惧していた。こうして地元有志とふくしま・宮城ネット関係者が一堂に会し、資料救出のためにも情報を集める受け皿づくりが必要との共通認識からネットワークの立ち上げが提案され、草野の提案で「そうま歴史資料保存ネットワーク」と命名された。その後、鈴木宅の資料レスキューなどと並行して、組織づくりのためのメンバーの人选が用意周到に進められ、地震から半年後の2022年9月にそうまネットが正式に旗揚げした。

そうまネットは連絡体としての性格を基本としつつも、その役員構成は相馬在住者と出身者で固められ、そこにふくしま・宮城ネットが関わる体裁をとっている。幹事は相馬商工会議所会頭、相馬郷土研究会会長・会員、馬城会（相馬高校同窓会）会長、福島県民俗学会会長、仙台福島県人会会長、ジャーナリスト、税理士、東北学院大学教員、福島大学教員で構成される産学民のネットワークで、相馬高校教員が事務局長を務めている。その核にあるのは、相馬高校の同窓生と関係者の結びつきである。鈴木の話によれば、事務局長で相馬高校教員の武内義明と相談し、相馬高校関係者から人选を進めたという。相馬高校は1898（明治31）年に福島県第四尋常中学校として開校された歴史を持つ伝統校で（旧制中学の時代に建てられた相馬高校講堂は登録有形文化財である）、地元を始め各界に多くの人材を輩出している。地域密着型のネットワークにとって、伝統校の同窓会組織を母体に持つことは大きな強みである。外部から地域とのコミュニケーションを図る上でも、既存のネットワークの存在はきわめてありがたい。わずか1年のうちに活動を軌道に乗せ、次々と実績をあげることでできた秘訣は、まさにこの点に求められよう。同窓会のネットワークに着目した鈴木らの慧眼に敬意を表するものである。

地元密着型の市民ネットのメリットとして、救出すべき資料の所在情報を集めやすいこと、急な要請にも柔軟に対応できることがあげられる。市内の老舗料理店で地震被害と店主の急逝により休業と店舗解体が決まると、郷土研究会のメンバーを中心に歴史資料と店主の絵画作品の保全が行われた。そ

の熱意は、初めてのシンポジウム開催にあわせて企画された救出資料の展示会でも遺憾なく発揮された。

そうまネットの幹事に同窓生のジャーナリストを迎えていることも特徴的である。寺島秀弥はWEBニュースサイトのTOHOKU360で綿密な取材に基づく活動記事を配信している。専任のジャーナリストを抱える資料ネットは稀であろう。そうまネットの活動が全国に配信される形で見えるのも、そうまネットの強みである。

そうまネットはこのように多くの強みを持っているが、弱みもある。一般に同窓会組織は昔を懐かしむ高齢者層が中心であり、そうまネット関係者も同様に高齢者が多いため、例えば現場での力仕事には不向きである。蔵1棟を片付ける資料救済活動の経験もなければ、人手も足りず、資料保全のノウハウも専門的知識も持ち合わせていない。そこはふくしま・宮城ネット代表が幹事を務めていることで、ネットワークがもつ経験とノウハウを提供し、専門家や学生・卒業生さらに市民ボランティアに呼びかけて作業従事者を確保し、支援できる体制が整っている。

こうして発足1周年の2023年9月、そうまネットの成果と課題を相馬市民および全国の関係者と共有すべく、相馬高校を会場にシンポジウムが開催された。当日は予想以上の参加者が集まり、新出資料の報告や展示への反響も大きかった。そこでも確認された当面の課題は、救出資料の長期的な保管場所の確保と、市民参加の裾野を広げるための仕掛けづくりである。そして行政との連携は目下最大の難題である。長期的には、市民ネットという画期的な取り組みを維持していくための組織固めと人材の確保、そして市民が地域の歴史を自らの手で護っていく文化の定着である。市民自らの手で運営されるそうまネットの先駆的試みが大いなる刺激となり、全国各地に同様の試みが波及していくことを期待している。

おわりに

地域歴史文化の災害対策、資料救済において求められる地域とのコミュニケーションという所与の課題に応えるものとならなかったことをお詫びしな

けれどもならないが、いくつかの手掛かりは示せたように思う。地域コミュニティには地域歴史文化に心を寄せ、資料の所在に精通し、その滅失に危機感を持って立ち上がろうとする人が必ずいて、しかも地域でのコーディネーターになりうる資質を持ち合わせていることが多い。地域における資料救済さらに防災対策の実を挙げるには、こうした地域コミュニティのキーマンとの連携を大切に、そこから住民たちとの連携の輪を広げていくことが肝要である。郷土史研究会、町内会、市民サークル、同窓会といった既存のネットワークとの結びつきもきわめて有効である。行政間のネットワーク構築はこれからというところも多いだろうが、そこに資料ネットが参画する機会を得られれば、被災資料情報の共有と応援体制の整備が一気に進展することも期待できる。資料ネットに求められる役割は、専門家どうしの連携を密にした上で、既存の多様なネットワークをフラットな関係でつなげる連絡体としての役割を果たすことであろう。それこそが改正文化財保護法の概要で示された、本当の意味での「未指定を含めた文化財の地域社会総がかりでの継承」につながっていくに違いない。

参考文献

- ・ 阿部浩一・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編『ふくしま再生と歴史・文化遺産』（山川出版社、2013年）
- ・ 阿部浩一「ふくしまの現場から振り返る11年—できたこと、できなかったこと—」（『史学』92-1・2、2023年）
- ・ 寺島英弥「福島県沖地震 相馬で文化財級の民家が全壊「貴重な遺産、生かしたい」、TOHOKU360、<https://tohoku360.com/316-soma/>（2023年9月12日最終閲覧）
- ・ 福島県被災文化財等救援本部編集『福島県被災文化財等救援本部活動報告書』（2023年）
- ・ そうま歴史資料保存ネットワーク『そうまの歴史を守る・つたえる 2023 報告書』（2024年）

第10章

歴史資料保存活動と「専門知」

▣ 市沢 哲 (神戸大学)

はじめに

本章では、これまで本書で述べてきた、災害の際に歴史資料を保全するための「知識」「方法」「活動」の意味を問い直す。その際、現代社会における専門知（専門的知識）をめぐる問題を意識して議論を進める。なぜならば、歴史資料保全の活動は、専門知と市民知、市民社会と交差するところで実を結ぶと考えられるからである。専門知をめぐる問題に向きあうためにも、上述の「知識」「方法」「活動」が持つ可能性について考えることにしたい。

1. 専門知の現在

2021年に刊行され、同年に人文科学系の賞として権威あるサントリー学芸賞（社会・風俗部門）を授与された竹倉史人氏の『土偶を読む—130年間解かれなかった縄文神話の謎』¹をめぐるやりとりは、現代社会における専門知のあり方を考える上で注目すべき出来事である。すでにこの本については、『土偶を読むを読む』²で多角的に論じられているが、今一度本章の関心に沿ってこの本がもたらした問題について見直しておきたい。

周知の通り、『土偶を読む』は、考古学の専門的研究者ではない竹倉氏が、考古学者に全く相手にされなかったという自説をまとめた本である。『土偶を読むを読む』^{すがゆたか}で菅豊氏が述べられているように、『土偶を読む』は主たる

内容において考古学の専門的研究を正面から批判しているわけではなく、竹倉氏の土偶解釈が開陳された本であった。しかし、具体的内容を越えて、この本は専門知批判の書と受け止められたのである³。

菅豊氏も指摘しているように、そのことをよく表しているのが、『朝日新聞 GLOVE +』の対談記事『土偶を読む』の裏テーマは専門知への疑問「素人」と揶揄する風潮に危機感⁴である。記事のタイトルが語るように、竹倉氏の著書は「専門知への疑問」を呈した本、「素人」軽視を批判した本として評価されたのである。

竹倉氏は次のように述べる。

「土偶を読む」をこのようなかたちで世に問うことになった背景には、実は、3.11の原発の問題をきっかけに生まれた専門知に対する不信感があります。

市民がいくら原発の危険性を指摘しても、専門家たちはそれを「素人の意見」としてまともに取り合おうとはしなかった。しかし、絶対安全と言われていた原発はあっけないくらい簡単にメルトダウンにいたった。

専門知も専門家も間違いなく必要です。でも、専門知がわれわれの生活を向上させる実践知に還元されず、既得権益として密室の中で独占されている。このような専門知のあり方が色んな分野で残っている。

専門知がいかに実践知のほうに開かれていくか。リベラルアーツ教育のような形で専門知が一般の人に開かれ、ネットワークされ、実践知になり、市民に還元されていく。そういう動きが今後加速するといいなという思いがあります。

僕の研究内容や「土偶を読む」について、すでに色んなジャンルの人が意見を表明しています。この本がそういう議論の着火剤になり、専門家だけでなくいろんな人の意見が交わされ、そこからどの土偶論が最も合理的なのか、広く討議されていくことを願っています。

ここでは専門知の閉鎖的で特権的なあり方が批判されているが、このよう

な専門知批判そのものは決して目新しいものではないだろう。これまでもしばしば言われてきた「専門バカ」批判の一つのバリエーションといえる。また、福島原子力発電所問題を取り上げて、専門知は市民の意見を無視して原子力発電所を設置したと述べているが、福島についていえば、専門知のなかにもその危険性を主張した意見があったことを全く無視している⁵。竹倉氏の専門知に対する理解は粗雑なものであるといわれても仕方がない。目新しくもなく、かつ粗雑な専門知批判が声高になされ、それをマスコミが大きく取り上げたことは、現在の社会における専門知に対する風当たりの強さを示している。

また、対談のなかで中島岳志^{なかにまたけし}氏は、次のように述べている。

僕の師匠^{にしべすすむ}の西部邁が「世の中のエコノミストがことごとく間違えるのは、経済を知らないからじゃない、経済しか知らないからだ」とよく言っていて、複合的にいろんなことを考えなければいけない、と教えられました。竹倉さんの本を読んでいて、そのことを思いました。

古代について考えるには考古学だけで迫ることはできません。哲学、思想、人類学、いろいろな英知を集結しながら古代と向きあうことによって、私たちの未来も広がっていくと思うのです。そのような古代との向きあい方が、今、縄文を考える際に重要なことだと思います。

考古学だけでなく、あらゆる英知を結集して縄文時代を研究すべきであるという中島氏の意見は、至極まっとうである。しかし、このまっとうな意見が、専門知を粗雑に批判する言説と、知的な媒体において結びつくのも、考えさせられる現象である。

2. 「生活」と専門知

ひるがえって歴史資料を保全する現場に立って考えてみよう。歴史資料の保全の場でも、専門知問題が起こることがあるのではないだろうか。

例えば、住む人がいない、住む人がいなくなる住居をボランティアが清掃、

整理し、新しい住人に引き渡す「おくりいえプロジェクト」活動を行っているやまだのりこ氏へのインタビュー⁶で、次のような話を聞いた。ある旧家の「おくりいえ」を行おうとした際、家屋に大量の古文書こもんじょが残されていることがわかった。研究者を現場に呼んだところ、調査が必要なので現状変更しないように（つまり手を付けないように）と言われた。しかしその後、研究者の調査はなかなか進まず、結果的に「おくりいえ」は停滞してしまったという。

上記の場合は、研究者のスケジュール感と「おくりいえ」を行う市民の生活感覚が整合しなかったところに問題が生じたと考えられる。このようなギャップについて、心理学者とうほなかいとの東畑開人氏は職場のなかに離婚を機に調子を崩した仲間がいた場合を事例に、次のように述べている。

例えば、先の離婚の彼が、しばらくたっても回復しなかったらどうか。仕事が滞り、不機嫌が続く。いつもイライラしていて、周りに当たることもある。すると、世間知は彼を持って余し始める。彼は理解できない存在になり、厄介者扱いされるようになる。孤立していく。

そういうとき、専門知が解毒剤になる。「うつ病じゃないか?」。誰かが言いだす。それが視界を少し変える。仕事の滞りやイライラがうつうつの症状に見えてくる。すると、周囲は彼に医療機関の受診を勧めたり、特別扱いしたりできるようになる。

この素人判断こそが、心のサポーターに生えたささやかな毛だ。うまく専門家につながれば、そこで適切な理解を得ることができるし、すると彼の不機嫌さが悲鳴であったことがわかる。「厄介者」はケアすべき人になる。

これが心のサポーターの背景にある「メンタルヘルス・ファーストエイド」の思想だ。心のサポーターとは、専門知を浅く学ぶことで、とりあえずの応急処置や専門家につなぐことを身につけた素人なのである。専門知が世間知の限界を補う。

ただし、専門知がときに暴力になることも忘れてはならない。「うつ病だ」「不安障害だ」と名指しされることで、本来だったら周りから見

守られながら取り組むはずだった人生の課題が、心理学や医学の問題にされる。すると、人はまた別の意味で孤立してしまう。それくらい専門知にはパワーがある。

心理士をしていると思う。私たちは大学院で山ほど専門知を学ぶが、それらは世間知抜きでは運用できない。世間知によってクライアントの生きている日常を想像できないと、支援は専門知の押し付けになり、非現実的になってしまう。だから、心理士もまた、プライベートでは専門家の帽子を脱ぎ、自分の人生をきちんと生きるのが大切だ。そうやって世間と人生の苦みを知ることが、専門知を解毒するのに役立つ。⁷

専門知は、本来なら生活のなかで解決すべき問題を、生活から切り離してしまう一面を持っているという警鐘は、生活のなかで守り伝えられてきた歴史資料を取り扱う際に、しっかりと想起されるべきであろう。

また、生活と専門知の関係を考える際には、安東あんどうりょうこ量子氏らによる福島県いわき市未続地区での活動も大きな示唆を与えてくれる⁸。福島原子力発電所のメルトダウンがもたらした放射線量をめぐる生活不安のなかで、専門家たちが自説に基づいてさまざまな安全基準を示したり、行政が納得できる説明もないままいったん示した基準を撤回したりした。そのため地域は混乱し、住民同士の意見対立も激しくなった。もちろん専門家に対する不信感も高まった。生活の基盤が動揺するなかで、安東氏は住民自らが放射線量を測定し、生活環境への信頼を取り戻す活動を行った。また、一貫してこの活動に関わり続け、測定値に基づいて専門的助言を行う専門家がこの活動を支えた。安東氏らの活動は、生活環境への信頼——そこには良好な人間関係も含まれる——の再建に向けて、専門知を生活に結びつけた、希有な事例である。

東畑氏の指摘や安東氏の活動は、生活と専門知が取り結ぶ関係を考える際に大きな示唆となる。これらを踏まえて、あらためて本書で述べられてきた「知識」「方法」「活動」の意味について考えてみよう。

3. 歴史資料の保全活動が目指すもの

本書で語られてきた「知識」「方法」「活動」は、市民を含むさまざまなアクターと協働した、実際の災害時の歴史資料救出や被災した資料の修復を通じて生まれてきたという特徴がある。そこでは専門知を共有していく、生活の問題と専門知をすりあわせていくことが不可避的に意識されざるを得ない。そういう本質を持っていることをまずは押さえておきたい。

ではその「すりあわせ」を実現するためには、どのような前提に立った、どのような方法があるのだろうか。少し視野を広げてみよう。2022年に刊行された『「専門家」とは誰か』⁹は、この問題に正面から向き合っている。

同書が前提としているのは、実際の生活の場、そこで生じる解決すべき課題に接続される場合に露わになる、専門的知識のある種の非柔軟性である。例えばおと隠岐さや香氏は、専門家が呼び出され意見を求められる場合は、科学・技術・社会・政治・経済・行政の規則といった多種多様な要素が交錯する「ハイブリッド・フォーラム」（ミッシェル・カロン）であり、そこに呼び出された専門家は、それぞれの個人の専門研究から逸脱することが求められると指摘している。具体的な問題はしばしば学際的で、判断を下すことに対して強い時間的制約が課されることが多いからである¹⁰。

また、かみさとたつひろ神里達博氏は「諮問と答申」の「くびき軛」、という問題を指摘している。行政が専門家の集まる審議会に諮問を行う。諮問された問題にはその時点の研究では答えられないものもある。しかし、「わからない」と答えるだけでは審議会は役割を果たせない。そこで、できる限りの評価を答申する。これを受けた行政が、そもそも限界があるその答申から都合のよい部分を「つまみぐい」する。というのがその「軛」である。神里氏はこの「軛」の背後には「行政機構の一部である事務局が審議会のアジェンダを決め、専門家を集め、事務局主導で審議会を運営する」構造があると指摘している¹¹。

では、本来的には限定的な性質を持つ専門知を、現実の問題に即して応用的に使おうとする場合、どのような手立てが取られるべきだろうか。この点について『「専門家」とは誰か』に収録された諸論文は、共通して次のような提起を行っている。

一つ目は、当該の問題に関わる狭義の専門家以外のアクターも、解決のための協議に関わるべきだという考え方である。神里氏は、先ほどの「軛」対策として、エリック・マイルストンの提言を引きつつ、専門家がリスク評価を行う審議会の前段階に、何を専門家にアセスメントしてもらうか、その際にどういう範囲の専門家を集めるか（例えば自然科学だけでなく、人文社会系の専門家や、地域社会の住民代表など）、どれぐらいの期間で答えを出すかを議論する「社会的フレーミング」の段階を置くべきことを提言する。

このような専門家、非専門家（他の分野の専門家を含む）による議論の場の重要性については、菅豊氏も「知のガバナンス」として論じている。菅氏によれば、「専門家と多様な非専門家がネットワーク化し、多元的な観点から知識の品質管理を行い、多元的な知識のあり方を理解し合う」知の「品質管理」のあり方が、「知のガバナンス」であるという¹²。

歴史資料の保全の場合を考えると、そもそも歴史資料にはオーナーや研究者だけでなく、さまざまなアクターが関わっている。神戸大学地域連携センター刊行の『Link』では、歴史研究者ではないが、歴史表象や歴史資料に関わる人びとを「歴史研究の隣人」と呼び、インタビューを重ねてきた。家屋の整理を代行する業者の方¹³、古書店の店主¹⁴、一般向けの新書などで歴史研究の成果を発信する編集者¹⁵、先の「おくりいえプロジェクト」代表¹⁶、新聞の文化欄で歴史関係の記事を書く新聞記者¹⁷といった方々から話を聞いた。話を聞くなかで、研究者は歴史資料を扱うアクターの一人にすぎないことがよくわかった。

二つ目は、専門知と社会をつなぐファシリテーター、「媒介の専門家」¹⁸、「ある専門分野の、実践についての知識を欠いた、言語についての専門知」¹⁹の役割の重要性である。マスコミと科学技術分野の研究者の間の情報流通を円滑化するSMS（サイエンス・メディア・センター）は、このような媒介的役割を果たす組織として設立されたという²⁰。さらに、専門知と専門知を結びつけ、他の専門領域で起こっていることを伝える「文化の翻訳家」²¹も必要である。

三つ目は、対象に巻き込まれる、参与する研究の活性化である。対象を観察者である自分から切り離して「客観的」に見つめるのではなく、対象に入

り込むことで、観察者であった自分を変えていくような研究が求められる²²。このような研究のあり方は、「よそ者」が当事者である地域の人びととともに開発に参加し、自分を新たな当事者へと変えていく、中村尚司^{なかにわらひさし}氏が唱える参加型開発論²³と課題を共有している。

以上のような専門知をめぐる課題（専門知側が持つ知識の射程、時間的感覚と、求める側とのギャップ）とそれに対する処方箋（①多様なアクターの参加、②専門知と社会、専門知と専門知をつなぐ媒介、③対象のなかに入り込む研究）は、歴史資料の救出、保全の場にもぴったりと当てはまるといいだろう。救出と保全はさまざまなアクターの協働なくして実現しないし、現場に臨む研究者は専門知と社会を結ぶ立場に立たざるを得ない。同時に対象となるさまざまな歴史資料の専門家、保存科学の専門家、行政、災害復興に関わる専門家等との相互理解をはからねばならない。さらに、資料を守り伝えてきた人びとや場に深くコミットすることなしに、資料が持つ意味を十分に後世に伝えていくことなどできないだろう。

歴史資料の救出、保全に関わる「知識」「方法」「活動」は、専門知をめぐる問題と深く関わり、問題を乗り越えていく実践という意味を持っている。繰り返しになるが、そもそもこれらは、現場での実践を通して生み出され、新たな現場に持ち込まれて反省的に作り直されてきた来歴を持つ。このプロセス自体が、先に述べた処方箋①～③の実践ではなかっただろうか。

むすびにかえて

以上、専門知をめぐる問題を通して、歴史資料の保全に関する「方法」「知識」「活動」の意味を問うてきた。歴史資料問題は、歴史学、歴史研究の問題であることに立ち返ったとき、当然パブリック・ヒストリーの問題についても触れなくてはならないであろう。

パブリック・ヒストリーについて整理した岡本充弘^{おかもとみひろ}氏によると、パブリック・ヒストリーは多義的な内容を含むが、「基本的には『パブリックに対する』(to the public) 歴史と『パブリックの中』(in the public) にある歴史」に区別できるという。前者は博物館などの社会教育機関、遺跡や遺物、さらには小説、

映画、漫画など、専門的な作り手から生み出される歴史である。対して後者は一般の人びとが作り出す習俗、伝承、記憶などを基礎にした歴史で、かつては専門的研究の埒外におかれていた。そして、この両者を、対立的に考えるのではなく、両者の相互性を重視する議論が盛んになっているという²⁴。

このような整理を参考にすると、歴史資料の保全は、「パブリックに対する」(to the public) 歴史、「パブリックの中」(in the public) にある歴史の、双方にまたがる活動であると言える。さらに、時々の場合場面で専門家に限らず、市民を含むさまざまなアクターとの協働がつけられることに注目するならば、歴史資料の保全は、歴史資料にさまざまな関心やスキルに基づいて関わり合う新しい public をつくり出す働き (make the public) であるとも言えるのである²⁵。

現代社会は、誰でも自由に世間に向かって歴史について発信できる時代である。そのようななかで、自分の願望を歴史に仮託するような言説もまみられる。ときには自分が唱える正しい説を専門家たちは知りながら隠蔽しているという陰謀論もある。このような時代にあって、専門家を含めて、歴史を語る資料を残そうという大きな目標で一致し、そのための手立てを考えたり、救出、修復された資料について意見を交わしたりする Public な空間はきわめて重要な場になるだろう。

以上、先学の引用に終始したが、歴史資料救出の「知識」「方法」「活動」は直接の目的を達成するためだけでなく、専門的研究と市民知、社会を結びつける性質を持つ営みである。今後その意味が一層深められることを期待したい。

注

- 1 竹倉史人『土偶を読む—130年間解かれなかった縄文神話の謎』(晶文社、2021年)。
- 2 縄文 ZINE 編『土偶を読むを読む』(文学通信、2023年)。
- 3 菅豊「知の『鑑定人』—専門知批判は専門知否定であってはならない」(同上)。
- 4 The Asahi Shimbun Glove + の該当記事は、<https://globe.asahi.com/article/14400149> から読むことができる (2024年2月15日段階)。

- 5 添田孝史『原発と大津波 警告を葬った人々』(岩波新書、2014年)、同書は専門知をとりまく諸々の力学を考える上で示唆にとむ。
- 6 インタビューシリーズ「歴史研究の隣人たち」第2回第2部一級建築士やまだのりこ氏(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター発行『Link』13号、2021年)、『Link』は神戸大学附属図書館のH.P.の「学術成果リポジトリ Kernel」から閲覧可能である。
- 7 『朝日新聞』社会季評(2021年6月17日朝刊)。
- 8 安東量子『海を撃つ—福島・広島・ベラルーシにて』(みすず書房、2019年)、『スティブ&ボニー—砂漠のゲンシリョクムラ・イン・アメリカ』(晶文社、2022年)。
- 9 村上陽一郎編『「専門家」とは誰か』(晶文社、2022年)。
- 10 隠岐さや香「科学と『専門家』をめぐる諸概念の歴史」(同上)、74頁。
- 11 神里達博「リスク時代における行政と専門家—英国BSE問題から」(同上)、引用は163頁。
- 12 菅氏前掲論文、419頁。
- 13 インタビューシリーズ「歴史研究の隣人たち」(第1回)「家じまいアドバイザー」屋宜明彦氏(『Link』11号、2019年)。
- 14 同上(第3回)書肆つづらや店主原智子氏(『Link』14号、2022年)。
- 15 同上(第2回)第1部新書編集者山崎比呂志氏(『Link』13号、2021年)。
- 16 注6。
- 17 インタビューシリーズ第4回として、『Link』15号に掲載の予定。
- 18 小林傳司「社会と科学をつなぐ新しい『専門家』」(村上編『専門家とは誰か』)、226頁。
- 19 鈴木哲也「運動としての専門知」(同上)、250頁。
- 20 瀬川至朗「ジャーナリストと専門家は協働できるか」(同上)、125頁～。
- 21 注18小林論文。加えて、藤垣裕子氏はヨーロッパで議論されている「責任ある研究とイノベーション」(RRI)が社会の諸アクターの協業を掲げていることを引きながら、そのためには「隣の領域に口出しすることや、往復による柔軟性は不可欠である」と指摘している(同書所収、藤垣裕子「隣の領域に口出しすること」、引用は50頁)。
- 22 注19鈴木論文。

- 23 中村尚司「当事者性の探求と参加型開発—スリランカにみる大学の社会貢献活動」(斎藤文彦編『参加型開発—貧しい人々が主役になる開発に向けて』日本評論社、2002年)。
- 24 岡本充弘「パブリックヒストリー研究序説」(『東洋大学人間科学総合研究所紀要』第22号、2020年)。
- 25 なお、このような「公共」(Public)の考え方については、斎藤純一『公共性』(岩波書店、2000年)参照。

おわりに

■ 松下正和・天野真志

本書は、科学研究費補助金特別推進研究「地域歴史資料学を機軸とした災害列島における地域存続のための地域歴史文化の創成」（課題番号19H05457、代表：奥村弘）A班「地域歴史資料継承領域」による成果の一部である。この共同研究メンバーは、1995年の阪神・淡路大震災以降全国各地で頻発する自然災害に対し、各地域における多様な歴史資料の救済・保存・継承に取り組んでいる。さらに、その過程で直面した課題の検討を通して、地域社会における歴史文化の継承基盤を見出すことを実践的に進めてきた。各執筆者は現在もそれぞれに活動を推進しているが、本書にはそれらの成果を通して見出された歴史資料救済・継承の理念が凝縮されている。

地域のなかで歴史資料を継承するために、資料そのものを守ることは当然の課題である。そのために、被災した資料を迅速かつ適切な手段により処置を施すことが求められるが、全国各地に点在する膨大な資料に対処することは容易ではない。これまでの取り組みを概観すると、被災地の対応には保存・修復の専門家ではない自治体職員や地域住民等が主体となることが多い。近年はさまざまな機会これまでの災害対応事例が紹介されており、それらに接することで活動のイメージをつかむことは可能である。反面、被災の状況は発生した時期や歴史的・地理的背景、災害規模・種類によって異なるし、活動主体の構成に応じて対象となる資料も多様である。災害対応は、特定の技法やマニュアルにとどまらない取り組みが重要であるが、その実践は決して容易ではない。本書を企画するにあたり執筆者間で議論を重ね、各章では方法論や実践事例の紹介に終始せず、それぞれの資料を救済するための考え方を提示することとした。資料を救い出し、当面の危機を脱する段階とはどのような状態なのか、その目的に向けた留意点とポイントを整理してさまざま

まな現場対応に参照してもらいたいという目的が本書の大きな目的である。

資料をとりまく人びととの関係は、資料保存・継承を考える上で不可欠な要素である。特に各地域に伝来する多様な資料は、その地域で生活する人びとと密接な関わりを持ちながら伝えられてきた。地域の資料と向きあうことは、その地域のさまざまな来歴や人びととの対話を要請する。そのなかで歴史文化の専門家がいかなるかたちで関わっていくのか、対話を通した歴史文化継承のあり方が必要となるだろう。近年の地域資料救済において、「資料ネット」活動に象徴される多様な専門家が地域社会と対話することを、本書のなかで市沢哲は“make the public”と表現している。活動を通した新たな関係性のなかで、こうした公共空間が形成されるとすれば、資料保存という取り組みは、モノを救い出すことにとどまらない持続的役割が求められることになるだろう。そのための取り組みは各地で積極的に進められているが、今後もさらなる展開が期待される。特に、我々の実践や検討は、国際的にどのような取り組みとして理解されるのか、本書を企画するなかで議論となった。そこで日本語版とともに英語版を掲載し、Webでの発信とあわせて多くの人びとの目に触れてほしいと考えた。英訳に際しては、根本峻瑠にとりまとめをいただいた。编者たちのつたない英語の校閲には大変な苦労を強いしたが、改めて御礼申し上げたい。

本書を編集するさなかの2024年1月1日、石川県能登半島を中心とした大規模な地震・津波被害が発生した。現在もあらゆる分野における救済活動が進められており、同地における被災資料救済活動も行われることになるだろう。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げるとともに、本書がささやかながらも今後の活動の一助になることを願っている。

執筆者一覧(五十音順) / List of Authors

[所属は2024年3月31日時点]

阿部浩一 ABE Koichi

所属 (Affiliation)

福島大学行政政策学類教授 Fukushima University

研究分野 (Field of Study)

日本中世史 Japanese Medieval History

主要著書・論文

『戦国期の徳政と地域社会』(吉川弘文館、2001年)、『ふくしま再生と歴史・文化遺産』(編著、山川出版社、2013年)、「ふくしまの現場から振り返る11年—できたこと、できなかったこと—」(『史学』92-1・2、2023年)など。

天野真志 AMANO Masashi

所属 (Affiliation)

人間文化研究機構国立歴史民俗博物館准教授 National Museum of Japanese History

研究分野 (Field of Study)

日本近世・近代史、資料保存

Early Modern to Modern History of Japan, Preservation of Materials

主要著書・論文

『幕末の学問・思想と政治運動』(吉川弘文館、2021年)、『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国資料ネット総覧』(共編著、文学通信、2022年)、『古文書の科学』(共編著、文学通信、2023年)など。

市沢 哲 ICHIZAWA Tetsu

所属 (Affiliation)

神戸大学文学部教授 Kobe University

研究分野 (Field of Study)

日本中世史 Japanese Medieval History

主要著書・論文

『太平記を読む』(共著、吉川弘文館、2008年)、『日本中世公家政治史の研究』(校倉書房、2011年)、「視点6：中世の武士の「家」意識～『難太平記』を読む～」(佐藤昇編『歴史の見方・考え方2 史料から広がる歴史学』山川出版社、2023年)、「歴史—市民として／研究者としてどう向き合うのか」(松田毅・藤木篤・新川拓哉編『応用哲学』昭和堂、2023年)など。

大林賢太郎 OHBAYASHI Kentaro

所属 (Affiliation)

京都芸術大学歴史遺産学科教授 Kyoto University of the Arts

研究分野 (Field of Study)

装潢文化財、歴史資料 (写真、近現代紙資料) の保存修復

Restoration of Oriental Calligraphy, Paintings, and Paper Materials

主要著書・論文

『文化財の保存修復を学ぶ』(うち第二章「装潢」担当、京都芸術大学東北芸術工科大学出版局 藝術学舎、2022年、共著)、『装潢文化財の保存修理—東洋絵画・書跡修理の現在—』(国宝修理装潢師連盟、2015年)、『写真保存の実務』(岩田書院、2010年)など。

奥村 弘 OKUMURA Hiroshi

所属 (Affiliation)

神戸大学大学院人文学研究科教授 Kobe University

研究分野 (Field of Study)

日本近代史 Modern History of Japan

主要著書・論文

『大震災と歴史資料保存』(吉川弘文館、2012年)、『歴史文化を大災害から守る』(編著、東京大学出版会、2014年)、「視点12：地域歴史資料のもつ豊かな役割 ～阪神・淡路大震災から考える～」(佐藤昇編『歴史の見方・考え方2 史料から広がる歴史学』山川出版社、2023年)など。

松下正和 MATSUSHITA Masakazu

所属 (Affiliation)

神戸大学地域連携推進本部・特命准教授 Kobe University

研究分野 (Field of Study)

日本古代史・被災資料応急処置論

Ancient History of Japan, First-Aid Treatment for Disaster-Damaged Materials

主要著書・論文

「史料ネットによる水損写真資料の保全・応急処置—「思い出」をレスキューするために」(『日本写真学会誌』84-2、2021年)、「民間所在史料保全のためのネットワーク形成」(奥村弘編『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年)、『水損史料を救う 風水害からの歴史資料保全』(共編、岩田書院、2009年)など。

日高真吾 HIDAKA Shingo

所属 (Affiliation)

国立民族学博物館教授 National Museum of Ethnology

研究分野 (Field of Study)

保存科学 Conservation Science

主要著書・論文

『災害と文化財—ある文化財科学者の視点から』(千里文化財団、2015年)、『継承される地域文化—災害復興から社会創発へ』(編著、臨川書店、2021年)、『復興を支える地域の文化 -3.11 から 10 年』(編著、国立民族学博物館、2021年)、『記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産』(編著、千里文化財団、2012年)など。

山内利秋 YAMAUCHI Toshiaki

所属 (Affiliation)

九州保健福祉大学薬学部准教授 Kyushu University of Health and Welfare

研究分野 (Field of Study)

博物館学、文化財の保存と活用

Museum Studies, Conservation and Utilization of Cultural Properties

主要著書・論文

「史跡整備と遺跡の意味の変化—国家の表徴としての空間が、市民協働の場にかわるまで—」(安斎正人編『理論考古学の実践』同成社、2017年)、「学芸員養成における課題解決型教育」(『博物館学雑誌』41-1、2015年)、「災害と社会を学芸員養成の中で考える—地域課題をテーマとした博物館実習での展示活動と自己評価—」(“Journal of Health and Welfare Investigation” No.6、2024年)など。

■英訳監修

根本峻瑠 NEMOTO Takeru

所属 (Affiliation)

翻訳・教育業 Translator/Educator

研究分野 (Field of Study)

オーストリア＝ハンガリー帝国史 History of Austro-Hungarian Empire

主要著書、翻訳書、論文

バルバラ・シュトルベルク＝リーリング『マリア＝テレジア—「国母」の素顔』(共訳、人文書院、2024年刊行予定)、『ハプスブルク事典』(共著、丸善出版、2023年)、『ヨーロッパ文化遺産研究の最前線』(共著、神戸大学出版会、2023年)など。

編 著

天野真志 AMANO Masashi

松下正和 MATSUSHITA Masakazu

[執筆]

阿部浩一／市沢 哲／大林賢太郎／奥村 弘／日高真吾／山内利秋

[英語監修]

根本峻瑠

地域歴史文化のまもりかた 災害時の救済方法とその考え方

2024（令和6）年3月31日 電子書籍版発行

ISBN978-4-86766-044-7 C0021 ©著作権は各執筆者にあります

発行所 株式会社 文学通信

〒113-0022 東京都文京区千駄木 2-31-3 サンウッド文京千駄木フラッツ 1階101

電話 03-5939-9027 Fax 03-5939-9094

メール info@bungaku-report.com ウェブ <http://bungaku-report.com>

発行人 岡田圭介

- ・ 本電子書籍版は、書籍版『地域歴史文化のまもりかた 災害時の救済方法とその考え方』（文学通信、2024年3月、ISBN978-4-86766-043-0）の日本語部分のみを電子化したものである。

※本書は CC BY 4.0 のもとで公開している。

